

エフ325

シユモラ一原著
上田貞次郎校訂
増地庸治郎譯

改譯
企業論

東京
株式會社
同文館藏版

335
185
a



第一版序文

本書は故シユモラー教授(一八三七年——一九一七年)著「一般經濟學原理」(Schmoller, Grundriss der allgemeinen Volkswirtschaftslehre 第一卷の一部企業論の翻譯である。原著は一九〇〇年に初版を出し、一九〇八年に改訂版を出したが、本書は勿論其改訂版に據つたものである。尙ほ故教授の死後更に改訂を施したと稱する新版を出されたけれども、是は前版に比して殆ど全く異なる所なきものであつた。翻譯は増地君が稿を起し、余の校訂を経たのである。増地君が大正八年東京高等商業學校專攻部の學窓を去つてから再び東京商科大學の助手として歸來するまで二年の間、住友總本店にありて劇務に執掌しながら、此翻譯を完成された其好學の志に對しては、深き敬意を表せざるを得ない。併し余の校訂は決して表面的のものでない。萬一誤譯あらば余も増地君と共に其責任を分つべきは言ふまでもないことである。

シユモラーがワグナーと相並んで伯林大學の教授を勤め、社會政策學會の領袖であり、獨逸經濟學界を指導した所の碩學であることは今更述べる必要もないであらう。又兩氏が其歴史的倫理的經濟思想を以つて、一方には一時獨逸の學界及政界を風靡せんとした所の個人自由主義を擊退し、又他の一方に於いて新興の社會民主主義に對抗したことも詳説するに及ぶまい。實際に於てビスマルク及ウキルヘルム二世の經濟政策は從來英佛等の諸國の採つた政策に對して新機軸を出したものであつたが、其思想上の背景を與へたものは右兩教授の思想であつた。而して其政策を實際に行つた所の官吏も亦大多數は兩教授の門下に出で、若しくは其學問上の感化を受けた所の人々であつた。兩教授が舊獨逸帝國の建設に寄與した功績の偉大なることは何人も疑を容れぬ所である。今や舊帝國亡びて新共和國起れりと雖も、其經濟組織は必ず舊組織を基礎とするに依つて始めて鞏固なることを得るのである。

シユモラー教授の特色は其純歴史的的研究にある。同じ歴史派中にありても、ワグナー教授は英國風の經濟原理を補綴し訂正して一家の學を起さんとしたが、シユモラー教授に至つては全然舊套を脱して、新しき歸納的研究法を用ひ、新しき歴史的理法の發見に到達せんと試みた。余自らは一九〇二年即ち「一般經濟學原理」の出版された二年後に於いて當時新歸朝者たりし福田徳三博士より彼の經濟論を紹介せられ、眞に驚異の感を以つて其斬新なる思想を迎へ且つ讚へたのであつた。爾來幾星霜を経て歴史派の重望は獨逸の學界にも稍傾き初め、學者は再び演繹論法に還つた觀はあるけれども、經濟組織の問題に就きては依然として歴史派研究の結果に依頼して居る。而して此點が獨逸の經濟學の強味であるといはねばならぬ。特に企業に關してはシユモラー教授は別に詳細なる研究を爲し、其結果を同氏年報に發表して居る(Schmoller, Die geschichtliche Entwicklung der Unternehmung. Jahrbuch für Gesetzgebung und Verwaltung. Bd. XVIff.)。「一般經濟學」中の企業論も亦恐らくは故教授の最も力作の一であつたらうと思ふ。余の如きは東京高等商業學校及今の東京商科大学にて商工經營の一科を擔當したから、此書を以つて常に座右を離すべからざる参考書として居るのである。

社會改造論の旺盛なる現今に當りて此書を譯出するは時勢に適せざるものだ

と思ふ人があるかも知れないが、余は全く其然らざることを確信して居る。余は之と反對に我國に於ける思想界一轉の時期一九一九年に殊更に此書を持出して學生の爲め講義したのであつた。今増地君の譯本の成りたるは、實に商工經營の良教科書を得たのみでなくして、實に時勢に適切なる讀物を得たのだと信ずるのである。凡そ今の青年實業家にして所謂新思想に親める人々が迷つて居るのは明かな事實である。即ち彼等は一方に於いて理想的改造論の叫びを聞きながら、他の一方に於いて現實に資本的企業の中樞として働かねばならぬから、此理想と實際との間に立つて煩悶を抱くに至るのは當然である。そこで余は從來も此等の人々に向つて思索の資料を供給するに多少意を注いだ考であるが、今更に其絶好の資料として本書を勧め得ることを悦ぶ。蓋し讀者の或者は本書を讀んで現在の職業を肯定しつゝ、尙ほ企業家の社會的責任の重大なる所以を感ずるであらう。又或者は改造の必要なる所以を益々深く感ずると共に、其事の至難なるを了解し、而かも其前途に横はれる障害物の何者なるかを明示若しくは暗示せらるゝであらう。何れにしても本書は吾人の現今精讀すべきものなることを疑はない。

或は蛇足となるの恐はあるが、余は此に本書構成の大體を説明し、併せて余自ら本書を讀んだ後の感想を記して見たいと思ふ。故教授は言ふまでもなく舊獨逸官僚政府の支持者であつて其結論は保守的に傾いて居るけれども、其論據は驚くべく廣汎なる讀書と深刻なる思索と適宜なる秤量とにあるので、毫も偏狹の獨斷に陥らず、何處までも學者的公平を維持して居る。

シユモラー教授は企業發生の淵源を家族の生産組織と商業上の營利衝動に求め、企業の問題は内部に於ける人的及物的組織の問題と外部に對する交通買賣の問題との二つとなし、尙企業と企業との關係及其消費者との關係に於いて競争若しくは協定の方針を生ずとして居る(以上第一章)。それより企業發達の順序として農業手工業を説き、一轉して手工業と同時代の産物たる舊式大經營に一瞥を加へ、更に小農業及手工業の後繼者たる家内工業を論じ、終に近世的大經營特に工場工業に至り、此に大經營の社會問題を論じて一段落を告げてゐる(第二章乃至第七章)。此間教授は舊式小經營の惰性に對抗して近世的企業が如何に新技術新經營法の爲めに奮闘したるかを詳にして經濟的文化の進歩を説き、而かも其進歩に伴

ふ弊害を明かにすることを忘れず、而して又他の一方に於いては社會主義者の獨斷說に反對して農業の小經營が益々其基礎を固めつゝあることや、手工業及家内工業の全滅するものに非ざることを詳説して居る。彼の所謂大經營の社會問題は一)大經營の首腦たる企業指揮機關の問題、二)此首腦と一般労働者との中間に立つ高級使用人の問題、三)労働者の問題である。彼は多數の利害感情相異なる人々を統一して一事業を爲さしむることの古來至難なるを指摘し、軍隊や政府の組織と同じく大企業の組織の複雑なるを力説して居る。蓋し企業は營利の刺戟の下に此の如き難問題を不完全ながら解決して居るのであるから、一朝にして之に代るべき非營利事業の完成を見ること殆ど不可能なりとの結論に赴くのである。

次に教授は轉じて企業の法律上の組織たる會社及産業組合の實際的運用を説明し、具さに其長短利害を考量し、次で「企業の集中」としてカルテル及トラストを論じて再び一段落を設けて居る。カルテルに對するシユモラーの意見は中世以來の競争及協定の消長したる事實に鑑みて、之を以つて自由競争に對する至當の反動なりとし、將來の經濟組織はカルテルの發達に依りて今よりも安定なるを得べ

しと樂觀し、唯其獨占的暴利を防ぐに就いては企業者の責任感と國家の監督に依るべきものだとして居る。大體に於いて第八章乃至第十章は前に述べたる大經營の社會問題中の一なる企業指揮機關を論じたものと思はれる。

本書中特に精讀を要するは第七章及第十一章の結論であらう。更に是等を第一章の緒論と對照して考量する時に吾人は其中間の各章の意義を認め、一代の碩學が苦心研究の跡を辿つて其言說の眞の意義を悟り得べく、又更に省みて自己の新しき思索に耽り得るのである。教授の結論は「總て現に行はるゝ經濟生活の形式及方法は夫々其成立の條件と前提とを有し、此條件と前提との存する限りは消滅しないものである」といふ保守論に落ちて行く様に見える。資本的企業が幾多の弊害を伴ふことは明かであるけれども、人類が一變せざる限り、私經濟的事業活動の源泉たる利潤の追求を全然放棄せしむるは不可能である。そこで資本主義は肯定されて、人は利の爲めに努むべからずといふは人間の本性を誤解せるものである」といふことになる。併し企業をして社會に有益なる働きを爲さしめるには國家が干渉しなければならぬのみならず、近時國家が企業の領分に立入つて自

ら交通信用保険等の業を営むに至つたのは正當であるとして居らるゝ。そこで吾人は一方に於いて近時の企業公營の傾向を是認しながら、他の一方に於いて現狀維持を勸説されたことになる。若し乙が原則にして甲が例外ならば何故に此等のものが例外であり得るかを知らねばならぬ。若し「經濟上の諸機關が進歩したと共に恐慌及失業並に相場の騰落に關する不満が却つて増大した。不正の投機は破産といふ自然の罰則に依つて矯正し得べしと見るのは不道理である。市場の活動が複雑となるに従つて不正の營利計畫が容易に成效し、破廉耻の利潤慾と無謀殘酷なる競争と野獸的な弱者壓制が古來未曾有の程度に行はれるに至つた」とすれば吾人は何等か一道の光明を求めずには居られない。「萬能なる國家的共產的組織が現在の制度以上の働を爲すべきや、特に今の民主的政黨政治の下に屢々交代する所の政府當局者に依りて果して好成績が擧げらるゝであらうか」と問はれたならば「是獨り社會主義者の肯定し、歴史と人間とを理解する者の悉く否定する問題である」といふ教授の判斷に同意しなければならぬが、併しさうならば吾人は如何なる方針の下に政治機關を改造し、如何なる方面に於いて比較的無

難に資本主義を攻撃し得るのであるか。此等の點に於いてシユモラー教授も亦他の社會政策學者の如く明確なる境界線を示して居らぬ様である。併しながら是故を以つて吾人は教授の學問を輕んずることは勿論出來ない。何となれば本書を精讀したる後に於いて前よりも遙かに現代經濟生活の核心に觸れたるの感を感じ得ない。吾人は教授の示さない所の或者を思索するに就いても、本書を通じて學ぶべき所が多いのである。少くとも企業は單なる資本の作用にあらずして智識材幹ある人物の力に依つて初めて活動することを明かにし、其智識材幹が如何なる問題の解決の爲めに用ひられつゝあるかを審かに指摘する點に於いて本書は他に得難き特色を有して居る。本書は不死の書であると思ふ。

一九二一年九月二十四日

雜司ヶ谷の村莊に於いて

上田貞次郎誌す

改譯版に就て

大正十二年の大震災は我國民より多數の生命と財産を奪つたが、本書舊版も其一であつた。爾來數年間版を絶つて居たが、本書に對する社會の要求あるにより恩師上田博士は再び私に改訂を命ぜられた。而して私は單なる小改訂を以て満足することが出來ず、根本的の修正を施さんと決心した。斯くて成れるものを今再び世に送らんとするに當り私は必ずしもこれを以て完全なるものと自負しては居ない。由來翻譯は極めて困難の業にして如何にしても著者の思想を著者の文章其儘で紹介することは不可能であるかもしれないと考へられる。しかしそれが爲めに譯者は努力を惜んではならないので、出來る限りの力を以て完全なる譯出に近付くべき責務を有するのである。此意味に於て改譯版は舊版に比して一步を進めたものと私は確信する。けれども、尙讀者が氣付かれたる個所を指示し、私の不敏を教へられるのみならず、これによつて本譯書の價值を進め、以て後に来る者の爲めに全然原著の披讀を不必要とする程度に達せしむるよう助力せ

られんことを衷心希望する。

シユモラー教授の學界に於ける地位及び業績に就ては既に上田先生の序文に明かである。ヘルリン大學は教授の多年薰陶を垂れ、講座の多くは今尙其門下より出でたる諸學者によつて占められて居るが、私はこゝに學んで其偉大なる業績に對し追憶に堪へざることが屢々あつた。校庭に於けるカस्ताニエンの新緑は年々歳々變らないけれども教授の高風を仰ぐことは既に業に不可能であつた。今は國家學辭書より教授の略歴を轉載して本書の巻頭を飾り、敬慕の一端を表することとする。

本書舊版は上田先生の嚴密周到なる御校訂を経たのであるが、今般改譯に際しては其光榮に浴することが出来なかつたのであるから、改譯以後の責任は全部私が負擔することをこゝに明言する。

改譯に際しては原著の一九二三年版を使用した。これは企業の部分に關しては巻頭のシユモラー夫人の序文に拘らず、一九〇八年公刊の第二版と少しも相違なく、却て多少の誤植を増した丈けである。此の如く明かに誤植と認められるものは譯出に際して訂正して置いた。

書中人名及び地名の稱呼は夫々本國語によつたが、尙誤讀は保し難い。故に人名は第一回に限り原字を挿入した。又地名は獨佛、英、伊語以外のものは本邦に於て最も廣く用ひられて居るものを採用した。

又巻末の索引は原著の其によらず、別に私の作成したものである。参考書の目錄は省略したから特志者は原著を閲覽せられたい。

本書は第一版の小序に認めた如く徹頭徹尾上田先生の御激勵と御援助とによつて成れるものにして、若し所期の如く學界に多少の貢獻をなし得るとすれば其は悉く先生の學恩に歸するものである。茲に謹んで滿腔の感謝と深厚の敬意を表する。又譯出に就て多大の助言を惜まれなかつた上田辰之助教授其他同僚諸氏に對し、又校正の勞に當られた大豊辰雄君に對し、厚く御禮を申上げる。

大正十五年六月

増地庸治郎

原著者略傳

シユモラー Gustav v. Schmoller は一八三八年六月二十四日ハイルブロンに生れ、一八一七年六月二十七日ハルツブルクに逝く。チュービンゲンに學び、一八六四年ハレ大學の助教授となり、翌年アイゼレンに代つて國家學の正教授となつた。一八七二年ストラスブルク大學に招聘せられ、一八八二年アドルフ・ヘルドの後任者としてベルリン大學に榮轉した。一八八七年プロイセン學士院の正會員となり、其他ロシヤ、バイエルン、デンマーク、ウイーン、ローマの諸學士院會員に推薦せられた。又諸大學より名譽學位を贈られ、諸種の勳章を授けられ、一八九九年以降はベルリン大學の代表者としてプロイセン上院の議員となつた。一八八一年以來 *Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft* を又一八七八年以來 *Statistik und sozialwissenschaftliche Forschungen* を編纂した。

シユモラーは一八七二年十月社會問題討議の爲めにアイゼナツハに開かれたる會合の發起人の一人にして、斯くて又社會政策學會の創立者の一人となつた。

歴史的倫理的國民經濟學派の代表者としてトライチケに對する辯駁文に於てスミスの流れを汲む所謂マンチエスター派の機械的自然學說に對し嚴しき攻撃を加へ、以てドイツの自由貿易黨と倫理的經濟學派との間隙を大ならしめた。社會問題、經濟的公正と社會的階級構成の研究に當つては心理的倫理的並に經濟史的研究に基いて社會的歴史の變遷と社會的諸制度の本質を明かにし、斯くて社會改良論者の努力に對して科學的根據を與へんとした。又多數の優秀なる特殊研究論文を發表し、經濟生活の具體的關係に關する歴史的研究によつて古典學派經濟學の誤謬を明かにした。シユモラーが經濟史家として如何なる抱負を有して居たかは就中學士院の入會講演に於ける彼自身の言葉によつて示されて居る。曰く「余は國民經濟學者にして同時に歴史學者たらんと力めて居る。余が常に念頭に有する任務はヒルデブランド、クニース、ロツシャヤーがドイツ國民經濟學に於て企劃した所を實現し、完成せんとすることである。即ち國民經濟學を英佛の功利哲學の獨斷論より全然引放し、心理的、歴史的に觀察して、より深遠確實なる基礎の上に斯學を建設せんとするにある。」——其一般國民經濟學原理は發展史的基礎の

上に斯學を説明せんとし、就中心理的原因と經濟的狀態及び制度との關係を明かにし、現代文化國民の國民經濟組織を其成立階梯を通じて示さんとしたものである。

(國家學辭書、改訂第四版第七卷、一九二六年、二五一—二頁より)

目次

第一版序文(上田貞次郎)

改譯版に就て

原著者略傳

前編

第一章	緒論	一
第二章	農業的企業の發達	二六
第三章	手工業	三六
第四章	大經營の先驅	六五
第五章	家内工業	八五

後編

第六章 近世的企業……………二一五

第七章 大經營の社會問題……………二二六

第八章 合名會社及株式會社……………二八四

第九章 産業組合……………三二一

第十章 企業の集中……………三三七

第十一章 結論……………三九五

附録索引……………三九五

改譯 企業論

前編

第一章 緒論

——企業の概念。企業の出立點は商業及び家族經濟にして労働團體にあらす。企業者の競争及び協定並に共に對する國家の統制。

人類が遊牧時代を經過して一定の土地を占むるに至つた時、先づ其重要な經濟上の職分を果すべき社會的機關として現れたるは家族及地域團體であつたが、漸次貨幣經濟及商業の發生、分業及階級制度の増進、交通及市場制度の發達と共に企業 (Unternehmen) の成立を見るに至つた。而して此企業こそは現今商業及生産の擔當者として活動する所の重要な社會的機關である。

個人家族若しくは團體が習慣及法律に依つて定められた或永續的の形式に従

つて商品又は勞務を規則正しく市場に供給することを企て、其賣買より生ずる利益を以つて生計を營み、少くとも收支相償はしめんことを目的として、勞力及資本を投じ且つ使用する時は之を企業といふ。企業の問題は之を二部に大別するこゝとが出来る。第一には人的・技術的組織、即ち企業に必要な場所、材料並に従業者を調へ且つ之を適當に組合はせること、第二に交通の方面、不動産、機械器具、原料の買入、従業者の私法的義務、商品及勞務の販賣、即ち市場及一般社會との關係である。多數の人々が一の企業の爲めに協力する場合には家族社員若しくは組合員として、又或は雇主及勞働者として、何等かの法律關係の下に相互間の給付、支拂又は收益分配に就て一定の方法を設けねばならぬ。事業を創始し、私法上事業の危険を負担するものは企業者(Entrepreneur)である。企業者は企業を中心にして指揮者である。然れども企業は必ずしも企業者に隸屬するものではなくして、勞力及生産手段の結合組織として一定の商業又は生産業を營むといふ永續的目的を有し、一定の組織と独自の利害關係とを有する獨立の機關である。企業は古代文化の末葉と最近數世紀の歐洲並に其屬領植民地に於て完全に發達したるものにして、其

以前にあつては主として商業、手工業、或種の農業、貴族、君侯の家事經濟に於て其先驅が現れたに過ぎない。而して今日尙文化の低き諸國に於ては僅かに企業の發端を見るのみである。

企業の發達は比較的新しき故に十八世紀の初期經濟學が始めて企業者を論じ、所得分配を研究するに當つては主として企業者利潤(Unternehmergewinn)の性質を吟味したのは怪むに足りない。英國學者は之を主として資本利潤と考へて屢々資本利子と混同し、佛國學者は一種の勞銀と看做したが、遂に獨逸學者が始めて一種特別の所得と解するに至つた。

然るに社會主義が一度企業を以て現代經濟生活の惡弊の中心的原因となし、之に對して猛烈なる攻撃を加へてより、經濟學は最早企業者利潤が如何なる所得の範疇に屬するかの問題に極限する能はず、進んで諸種の企業を區別研究し、心理上及歴史上、技術上及經濟上より其成因を闡明し、以て企業の本質、發達及其存在理由に對して終局の判断を下し、又一般の社會組織問題、殊に經濟組織問題と關連して企業を理解しなければならぬこととなつた。これ即ち本論の必要なる所以であ

る。

第一章に於ては(a)企業が其心理的中核及市場方面に従ひ商業より發生したることを明かにし、(b)企業に對して内部組織の骨組を與へたる家族經濟との關係及び(c)企業相互間の關係並に市場を支配せる官權に對する關係を論ずるであらう。尙其前に經營形態、企業形態の分類に就て一言せん。

ゾムバルトは近時企業及經營(Betrieb)に關して精銳なる論理的研究を試み、如何なる見地より各種の經營形態を分類すべきかを論じた。即ち彼は三種の個別的經營(所謂小經營)、三種の中間經營(所謂中經營)及二種の社會的經營(所謂大經營)を區別した。

(註二)ゾムバルトの分類(譯者挿入)

個別的經營 Individualbetrieb

- (一) 單獨經營 Allein-B.
- (二) 家族經營 Familien-B.
- (三) 助手經營 Gehilfen-B.

中間經營 Übergangsbetrieb

- (四) 大助手經營 Erweiterter Gehilfen-B.
- (五) 社會的小經營 Gesellschaftliche B. im kleinen
- (六) 個別的大經營 Individual-B. im grossen

社會的經營

Gesellschaftliche Betrieb

- (七) 手工的大經營 Manufaktur
- (八) 工場制大經營 Fabrik

然れども此分類は未だ各種の企業を網羅したものといふことは出來ない。例へば此分類に於て社會的經營又は大經營と稱せらるゝはマヌファクトール及ファブリークの二つであるが、今日通常大經營と稱せらるゝもの例へば信用業務、農業、林業、及鑛業の大經營は其何れにも包含されないものである。又ゾムバルトの研究は抽象的には價值があるけれども、現今各種の法律的形式(個人經營、合名會社、産業組合、株式會社)によつて經營の本質上に生ずる所の差別を明にしない。且つゾムバルト自身も實際の議論に際しては其緻密なる分類法を使用せずして、資本主義の歴史的説明には單に(一)手工業と(二)資本制經營とに區別し、小賣商人及農民の經營を(一)の中に包含せしめて居る。本篇の目的は専ら企業經營形態の歴史的、實在的研究に限つて居るから固よりゾムバルトの分類に煩はさるゝ必要はない。家族經濟、地方團體經濟、國家經濟も廣義の經營概念に含まれるけれども、こゝには是等の説明を除く。經營とは經濟活動の場所的並に人的の單位である。企業は通

常一個の經營よりなるけれども、又場所的技術的、人的に分離せる數個の經營を包括することを妨げない。蓋し企業は統一的指揮の下にある事業單位であつて、場所的技術的の單位ではないからである。(本書第六章參照)

以下先づ農業經營を説明し、次に工業、商業、交通業經營を論ずるであらう。第二章に於ては大小農經營より近世的企業への發展を論じ、續いて第三章、手工業の古代より現在に至る發達、第四章、大經營の先驅としての組合及び團體、十八世紀末に至る迄の公共團體及國家の經營、第五章、生産組織は小經營なれども大販路を目的とする家内工業を説明する。是等の舊形態に對して近世的企業及び其最重要種類たる大經營がある(第六章)。更に第七章、大經營の社會問題、第八章、合名會社及び株式會社、第九章、産業組合、第十章、カルテル及びトラストを説明し、最後に結論を述べるであらう(第十一章)。

(a) 企業の發達に最初の衝動を與へたのは商業である。商業の發達が企業を成立せしめたといふは資本が企業を生んだといふ通説よりも遙かに正確である。勿論此兩者は密接の關係を有し、商業利潤は企業發達の主たる刺戟劑であつた。

——即ち商業及び交通の發達し、遊牧航海の民が掠奪に従事し、市場が發生したる場合には交換に伴ひ、場所により價格に大相違あることを知り、各種の欲望を探知すると共に商業利潤に對する願望即ち營利衝動(Economic Impulse)を生じ、此營利衝動があらゆる企業の事業方面の心理的核心となつたのである。

茲に於て人類の經濟生活に全然新たなる一要素が加へられた。今まで一家自用の爲に生産したものを轉じて他人の爲めに財貨を獲得、購入又は生産し、且つこれによつて利潤を獲得することとなつた。而して之を爲すが爲に人は他人を知り、敢爲果斷の勇氣を要し、又計算的理智の發達を要するに至つた。今まで同血族に對しては友愛の情に充ちながら外部に對しては唯敵對關係のみあることを知つたものが茲に交換及商業と稱する一種の新關係に於て外人と接觸し、又次で同種族者と接觸するに至つた。而して此新關係に於て人は舊來の道德律を捨て、單なる事務的接觸を保つのみであるから、以前の如く徒らに外人を殺戮掠奪するの風習を漸次に改むると共に他方同情及自省の念を薄からしめ、取引關係を成立せしむるものは唯利己主義に基く利潤の追求のみとなつた。取引範圍の擴大と

共に其交換交通は單に一時的となり、相互に知合ふことなく、其關係稀薄となつた爲めに従來の社會に存した如き密接なる結合、廣大なる相互的義務は消失した。商業上には暴利瞞著は認められ、場合によつては詐欺暴力と雖も辭する所ではなかつた。商業の目的は親族知人に必要品を供給するにあらずして、有利の取引を行ひ、資本の轉換を圖り、人情弱點に乘じ、直開きを利用し、代金によつて更に利潤を得んとするにある。故に商業の成立と共に道德的・心理的雰囲気は全然一變し、長年月の後始めて徐々に習慣、法律、道德、社會的羈絆に制限さるゝに至つた。總ての他人に對する社會的關係を貨幣利潤の見地より觀察せんとする見解、又これに伴ふ精神活動及意志傾向は徐々に全生産組織を變換し、都府經濟、領域經濟、國民經濟の發達を促し、終には世界經濟の發生を導くに至つたのである。此特殊の心理的・精神的雰囲気は今日尙私經濟經營の前提であるが、道德的要素と混合して漸次に自ら教化せられるであらう。然れども正當なる利潤をも排斥するが如きは許すべからざる所であつて、一切の利潤を「利慾狂」(“Profitwut”)として批難し、これを國民經濟生活より取去らんとする者は其靈魂を殺すものであり、これに代つて其靈

魂たり得る何物かを示さなければならぬ義務を負ふべきである。

以上は企業の外關係を見たものであるが、企業は尙其内部組織に就て一大問題を持つて居る。商業發達の徑路を通觀するに組合、氏族、隊商、地方團體及國家の保護干涉に俟つことが少くなかつたことは事實であるけれども、又其本來の性質に於て個人的のものであつたことは明かなる所であつて、初めは酋長が之を行ひ、大地主之に加はり、然る後商人の手に歸したのである。從て彼等を助けて働いたものは大家族の族人、奴隸、從僕の輩であつた。斯くて商人は多數の人を使用して自己に従屬せしめ、複雑なる人的組織を統一支配するの力量を必要としたが、後には一般に大事業を営む企業者には此等の能力特質が必要となつた。

而してこの内部組織の發達は如何にして爲されたか、又古代の社會組織たる氏族より發する組合的・同輩的關係と家長制大家族より發する主從的・支配的關係との二者が如何に企業の内継承せられたかの問題は企業の本質を理解する爲に必ず解決を要する所である。

(b) 自足經濟時代に於ける最初の經濟的團體は氏族(Sippe)であつた。此氏族團

體は極めて強き共同感情を基礎とし、個人及家族の所有權の未だ著しくなかつた時代に於て戦争掠奪の爲に、船舶又は家屋の建造の爲に、若しくは開墾及共同耕作の爲に多數人を糾合したのである。氏族團體は中世は固より近世に至るまでも大なる影響を與へ、村落組合、商人ギルド、手工業者組合は其傳統を承繼したるものにして、船舶經營にも其影響が認められる。然れども此氏族團體は直接企業とならば至らなかつた。蓋し是は何等商業精神、個人的利潤慾を生ずることなく、單に組合員を共同活動に訓練する労働團體たるに過ぎなかつたからである。而して時代の経過と共に氏族團體は解體し、一切の經濟活動の重要部分は家族に移轉した。然れども或場合には尙集團的協働といふ舊慣習(所謂労働團體 *Arbeitsgenossenschaft*)が存続した。即ち家族經濟以外に行はれ、多數人の協働を必要とする比較的單純なる労働に就て存在した。例へば一群の男子が共同して狩獵、漁撈、採礦、運送等に従事し又相共に筏夫となり、水夫となるが如き之である。而して此労働團體に参加せるものは皆簡單なる道具を有し、同等の力と熟練を有し、完全なる營利衝動なく、又其間に眞正の分業もなく、親族隣人、朋友として且つ共同労働の習練によ

つて素朴なる共同感情に支配される。而して傳來的の了解し易き條件の下に簡單なる形式、例へば聖像の接吻、共同乾盃等によつて團結が成立し、一人の首領を選び、労働中食事を共にすることも多い。併し所有の金錢財産を共同にし、又帳簿を備へるが如きことは殆んどなく、假令行はれたとしても最初の窮乏時代に限る。其獲物(獸畜、鑛石、魚類)は自然物の儘で(*in natura*)分配せられ、此分け前を自ら消費すると又は他人に賣却するとは各人の任意である。これは古代に於ては純然たる自然經濟的労働團體であつて、現今も尙幾分は此特色を有し、幾分は賃銀労働者の組合となつて一企業者の下に共同して労働に従事する。其所得は頭割に分配し、首領には余分に與へる。此種の團體は昔は其數多く殆んど枚舉に遑がない程であつたが、現今尙例へばロシアのアルテル(*Артель*)の如き、又支那にも多くある。幾分はこれから複雑な企業者組織が発生した。ドイツの鑛業組織は四人、八人、十六人の坑夫の集團的協働から生れたもので、十四世紀に至る迄も其採掘せる鑛石を所得とし、これを分配した。漁業は今日尙多數諸國に於て數人が共同して従事し、獲物を分配する。又海運業の歴史を觀るに運送貨物に對する分け前、及貨物を共同

して運送する権利が漸次に變化して後には貨幣賃銀になつたのである。又リッ
への煉瓦工、イタリアの煉瓦積工、其他或意味に於ては總ての協同作業は此種の組
織に屬する。今日尙殊に危険多き業務にあつては此の如き労働團體の能率高く、
又確實なることゝは、稱讚を博しつゝある。蓋し斯かる團體に於ては嚴正なる名
譽心と淘汰が行はれ、技倆優秀なる者のみを加入せしむるからである。

然れども一般に昔は多くの技術的作業に就て此の如き多數人の集團を必要と
しなかつた。即ち農業及普通工業に於ては全く之を要せずして個人又は家族に
よつて行はれ、又商業の發展は總て個人の營利衝動を基礎としたのである。グイ
ーキングー(Wikingen)は航海に出づるに際し掠奪物は分配すべきも、商業利潤は各
人の自由にすることを誓つた。然れども大商人、又は農場、鑛山の持主が共同労働
に習熟せる多數の従業者を必要とせる場合には其使用人、其奴隷を労働團體と考
へなければならぬ。

古代に於ては如上の労働團體が盛に活躍したけれども、是は本來の企業に非ず
又企業となることの出來ないものであるから幾許もなくして此組織では不充分
なりとする時代が來た。蓋し労働團體は技術の進歩、分業、大資本の利用に適應せ
ざるのみならず、商人的に經營するが如きことは不可能であつたからである。今
日尙吾人は其解散の經過を漁業團體に於て目撃する。即ち大船を必要とする場
合には資本家が上に立ち、漁夫は魚類販賣市場開發の力なく、徒らに他人に暴利を
貪られることゝなり、却つて賃銀労働者になつて其状態を改善した例が乏しくな
い。併し當事者が個人主義的營利生活の訓練を受け、其諸施設、簿記、市場知識を充
分に利用した場合には組合精神は再び新活躍を遂げ、有能なる企業となることが
出來た。ロシア、イタリア、其他近世的個人主義が未だ充分に發達せざる諸國に於
ては此労働團體の餘燼から新式産業組合の發生することも少くなかつた。

要之企業の基礎は氏族の同胞同輩的傳統に非ずして家族の主從的支配的傳統
にある。而も其理由は簡單にして、即ち氏族及労働團體は團結弛きのみならず、地
位高く眼界廣くして營利の念に富む所の指揮者の統一的支配を缺くからである。
新しき仕事を始め、有利なる方法を採らんとする場合に五人、十人、二十人の組合員
を一致せしむることは決して容易の業ではない。これ現今尙労働者の生産組合

が殆んど總て内部軋轢の爲めに解散するに徴しても明である。故に企業の内部組織は氏族の組合的同輩的組織にあらずして實に家族の主從的支配的組織を根底としたのである。

家長制家族(Patriarchalische Familie)は共同勞働の爲めに數人の家族を結合せしめたるものにして君主同様の家長があり、家長は全家族に其任務を指示し、之を監督し、強制的に勞働に従事せしむ。而して家長制家族は家畜、土地及資本を獲得管理し、之を子々孫々に傳ふる機關である。然れども家長制家族の家内經濟は本來單に家族の自給自足の爲めに存するものにして市場に對する餘剰生産を目的とするものではない。たとへ自家の需要以外に生産するとしても、村落、領主、教會及國家の必要とする以上には出でなかつた。けだし家族は是等の社會的團體に對して勤勞及物資を上納する義務を負ひ、其與へられたる土地即ちフーヘ(Hufe)は此租稅負擔に堪へる丈けの大きさに割宛てられたのである。又家畜及土地の大所有者たる領主寺院も昔は餘剰生産及利潤獲得を目的とすることなく、其生産も漸く地方行政乃至武士、僧侶貴族の家庭の必要を充すに足る程度に行はれたに過ぎな

かつた。

故に昔の家内經濟、家族經濟は企業ではない。蓋しこれは營業的方面、即ち市場との關係なく、又其目的は利潤にあらずして生計であるからである。然れども家族經濟は確實、明瞭、有能の組織であつて、分業を行ひ、又將來の爲めに勞働して貯蓄すべきことを人に教ふ。且又これは幼年勞働者の訓練、養育に秀でたる手段であり、又家長の不可抗的命令によつて何等の軋轢なしに協働し、最大の能率を發揮する。斯くて家族經濟は勞働團體に比して絶大なる長所を有し、而してこれが爲めに家族經濟は數百年數千年の間管に人類繁殖、居住及生計、道德的生活の機關となつたばかりでなく、又以て企業發展の主たる萌芽となつたのである。

家族經濟は極めて長く其特色を保持し、主として自足生産を目的としたが、自然關係又は生産物の種類に従ひ徐々に販賣を始め、餘剰生産を行ふに至つた。而も餘剰生産は尙附隨的のものであつて、全體の組織、即ち住居、仕事場、精神並に生活の方法は依然として家族經濟的であつた。例へば中世初期の漁夫、養蜂者、石炭坑夫、製鹽者の如きは農民より早く且つより多く販賣を行つたが、尙自足經濟の域を脱

せず、又手工業者、鑛山労働者、商人と雖も尙久しく農業的家内經濟の傍ら其特殊の活動を營んだのである。併しながら其業務の性質上市場に於ける販賣に努めたから (*homo rerum vanilium studeo*) 漸次に農民とは違つた意義を持つに至つた。而して農民に至つては、地主たると小作人たるとを問はず、その餘剰を自然物にて領主に提供するといふ義務を負ふ限り其市場供給は多きを望むことが出来ない。従つて農民は技術の進歩、資本の蓄積及利潤に對する觀念に乏しかつた。偶々餘分の貨幣あるもこれを死藏し、又は土地を買入れ、又は賭博、飲酒に費した。併し租税が金納となり、近隣に市場が成立し、貨幣經濟の行はるゝに至つて、始めて販賣する爲めの生産を増加した。——此の如く家族經濟が歴史上企業の出立點であるとするも、勿論今日尙然りといふのではない。現今大經營は家族經濟の前提なく、直接創立者の頭腦から成立する。但し現今尙制度上には斯かる昔の生活狀態から生じた所の傳統慣習、契約の方式が一般に行はれて居る。

(c) 企業形態、經營形態を説明するに先立ち、商人、企業者が相互間並に國權に對して如何なる關係に立つたかを一言する必要があると思ふ。國家は古今を通じて

一切の交換交通の秩序を正し、即ち市場法、商人法、組合法を制定し、又企業制度に於ける一切の競争に干渉することを得べく、又これを必要とするのである。

此企業の競争と協定との關係の根本は簡単に云へば次の如し。即ち同種類の企業者が同一市場に於て販路を求むる場合には、或は企業者の種類及び法律規定に従ひ、或は國家及市場權力の干渉に従つて、或時は競争起り、或時は價格、生産競争防止に關して協定が行はれたのである。古代諸國殊に羅馬の末世に於ては消費者の利益を尊重し市場の競争を盛ならしむる目的を以て専ら價格協定を嚴禁した。中世法は大體に於て此規定を承繼したけれども、反對運動も亦ないではなかつた。即ち強固なる國家の未だ建設せられざる場合、商人團體が國權よりも優勢にして、又一部分國家の職分を擔當せる場合には協定が行はれた。此見地よりしてのみ八世紀より十二世紀に互る初期商人ギルド (*Knights*) が南歐よりも北歐に於て多く發達したことを説明することが出来る。けだし南歐ラテン諸國に於ては國家が市場組織に干渉すること強く、ギルドに活動の餘地を與へなかつたからである。

しかしイタリアに於ても大自由都市では初から商人團體が市會及び裁判官と同一の権利を持つて居た。シャウツ(Schaube)に據ればミラノの市長は一二一六年に商人の慣習並に其禁止及び不正宣告を毎年公告する義務を課せられた。又フイレンツェに於ては十三世紀以來商人組合が都市及領地を統治した。唯ベネチアは例外にして貴族國家の權力強くして商人を支配した。又北歐に於ても最初は外國商人即ちシリア人、猶太人、伊太利人が組合を作り、次で内國商人亦之に倣つた。此商人ギルドは或は共同航海及び隊商から、又或は共同市場維持から發生し、主として英國、オランダ、フランダ、北フランス、北ドイツ、スカンデナヴィア諸國に其組織の傳統がある。

是等諸國の商人ギルドは先づ一市場にある商人の相互救済及び保護を目的とした。彼等は其種族より分れ、斯かる特別の宣誓團體がなければ保護を受けることが出来なかつたのである。

而して從來學者の唱ふる如くギルドは都市の組織及其權力を創設したるに非ずして、事實上新都市を先づ支配し、之を發達せしめ、又市場を作り、其秩序を維持し

たのである。併しギルドは一方市場の設立整理に任じ、經濟上の發展に貢献したると共に他方自己の商品のみを有利に市場で販賣することを當然と考へた。又ギルドは屢々原料を共同して買入れ、又大量に購入せる組合員を強制して同一價格で仲間に其一部を譲渡せしめた。ギルドの権利は夫々大に異なるが、多くのギルドは市場警察を全然其手中に收め、新しい手工業者に加入の許可を與へ、又特殊の有利なる商業、例へば裁縫、羊毛買入、葡萄酒小賣、或水路と其航行の権利を專有した。さればギルドは最初は大に活動し、實績を挙げたけれども、後には利己的の獨占と濫用の爲め公權及び他の社會と衝突するに至つたのは固より當然である。商人ギルドは英國に於て其數最も多きに拘らず、ロンドン其他の大商港に於て記録に残らないのは、恐らくは公權が夙にギルドを排除し、又は其成立を許さなかつたものと想像せられる。

十二世紀の末より十五世紀に互り都市の繁榮と共に商人ギルドが消滅又は衰退したのも同様の理由による。諸侯及び僧正、又間もなくこれに代つた獨立の市會は都市の發達に最も緊切なる利害關係を有し、又都市の事情に最もよく通じて

居たから必然商人ギルドの利己主義に反対し、都市全體の利害關係の立場から都市の經濟と市場の秩序を調節するに至つた。こゝに於てギルドの獨占到代つて都市利己主義を生じた。即ち都市は地方的利己的なる外人法を制定し、田舎の住民に商業、工業、醸造業を禁止し、農民をして不利なる條件の下に産物の販賣、必要品の買入をなさしめた。併しながら都市は貴族商人及び手工業者、又市民と外人、又生産者と消費者との利害の衝突をかなり巧に調和し、又新に發達せる工業に仲間組合を組織せしめた。これに就ては第三章に於て詳説するが、唯こゝに注意すべきは仲間組合は一一〇〇年——一三〇〇年の間に全然市會の權力に抑壓せられ、而も當時既に其組合的、團體的秩序を利己的の目的に利用し始めたのである。斯くて一二五八年ケルンに於ける大爭議に際し仲裁々判は組合は一方的に價格を決定すべからずと命じた。其濫用の結果既に一二〇〇年——一六〇〇年間に多數の組合が解散を命ぜられたが、其理由として屢々 *in utilitatem et communitatem pauperum quam civium* (貧者富者の便益の爲めに)の句が擧げられた。而して一五五〇年——一八〇〇年には國家の權力に屈從し、遂に一七七六年——一八七〇年に解散

したが、これは後に述べるであらう。

斯の如き結末を告ぐる前に夙に一部分殘存せる舊商人組合、一部分新なる商人團體が一一五〇年——一三五〇年に排除せられた商人ギルドの跡を追ひ、一四〇〇年——一七〇〇年には都市及國家を支配し、若しくは少くとも自己の經濟政策を實行した。唯此新ギルドは其範圍廣くして都市に止まらず、領域又は國家全體に亘つた。此新ギルドは其政策を實行するに當つて大局を顧す、又社會全體の利益を尊重しないではなかつたけれども、尙強き利己的獨占的意味を以て實行したのである。以下之を簡単に説明するであらう。

フランダール、イタリア及びフランスの織物商人は其職工を無慈悲に使役したる爲に革命となり、慘憺たる衝突を惹起するに至つたが、此事に就ては第五章に於て説明するであらう。フランダール・ハンザは十三四世紀に於けるフランダール商人ギルドの獨占的聯合會にして英國に於ける羊毛購入を支配せんとしたものである。又ドイツ・ハンザは一二五〇年——一六〇〇年に於ける北ドイツ商業都市及商人の組合にして確實に全北歐の商業を獨占せんとしたものである。又フランスに

於ては此時代に大都市、河川流域の船主及び商人が聯合して廣大なる範圍の航海と商業を獨占した。尙又二三の州に於ては絹織物商人組合が横暴なる伊太利商人の鎖封的團體に對抗した。英國に於ては十三四世紀にステープル・マーチャントの大團體がロンドン其他の大都市の有力なる商人より成立した。此團體は組長の統一的指揮の下に一定の貯藏所より羊毛、錫等を輸出し且つ之を支配した。又此外十五世紀以來マーチャント・アドベンチュラーズが発生し十七世紀に至る迄英國の織物輸出を集中獨占した。加入者に高額の入會金を課し、又共同の保險を強制し、チュードル朝の政府と聯合して鎖封的の經營を行ひ、以て其團體を維持した。又之に次で一五五〇年——一七〇〇年に所謂制規會社が發達し、此組合が後には資本金を公募せる大特權植民會社に變形するに至つた。一五九〇年——一六五〇年に於ける此獨占の攻撃はヒューキンス Huijns の説明せる如く尙大なる効果はなかつた。

一六五〇年——一八五〇年の頃、大國家が建設せられて其勢力強大となり、其領土は全然統一せられ、啓蒙的專制政治及メルカンチリズムが國家及國民經濟の指導を掌握した後始めて徐々に次の如き二重思想が行はるゝに至つた。即ち一方外國の競争を妨碍すると共に他方對内的には當初國家が大商人組合及仲間組合を全然支配し、後には之を解散して營業の自由、居住の自由、個人競争の全勝、一切の都府經濟的、團體的、仲間組合的獨占の抑壓が行はれた。此自由競争の原則が何故國民經濟の完成に必要であつたかは第三章に於て説明するであらう。但し此自由競争の原則は歴史的知識を缺如せる思想より生じたものである。けだし古來常に競争調節の爲に團體が発生し、之が漸次獨占的に變するに及んで攻撃を受け、遂に排除せらるゝに至るのである。

斯くして營業自由、個人的自由競争が勝利を得たけれども、其後間もなく一切の企業者團體と労働團體を全然排除することは實行不能なることが明かになつた。職人組合 (Gewerksverband) は秘密又は公然に存続し、多數の仲間組合は解散することなくして其回復は既にナポレオン一世の下に議せられた。而して近世の自由國民經濟が一八三〇年——一九〇〇年に急激に燦爛たる發達を遂げたる時企業者に對しては相互競争の過度の壓迫より、又労働者に對しては企業者の過度の壓迫

より新なる團體が恰も茸の成育する如く發生するに至つた。即ち一方には新なるシンヂケート、仲間組合、仲間組合聯合會、利益共同組合 (Interessenverband)、カルテル及トラストが發達すると共に他方には勞働組合が成立し、何れも新なる競争調節を以て其旗幟とした。國家及法律は若し其が敢然として營業自由の原則の上に立つならば此等の組織を悉く禁止すべきであるけれども、事實の力は餘りに強く、現今は是等新組織の發達は到底抑壓することを得ずして唯これを如何にして法律上取締まるべきかといふ問題を生ずるに至つた。此點は更に第十章及び第十一章に於て詳述するであらう。

こゝには一般的概説によつてあらゆる營業組織の要素を明にし、九世紀乃至十二世紀の商人ギルド、十三世紀乃至十五世紀の手工業仲間組合、十四世紀乃至十八世紀の新商人團體が大體に於て今日のカルテル及び勞働組合と同一であることを示すに止めん。經濟社會は繰返して組合により供給を支配せんとし、即ち種々の方策を講じてても尙單純なる自由競争によつて進むこと能はずして再び供給調節に逆轉するのである。常に問題となるは個人の自由經濟活動と國家の市場取締施設との間に於ける適切なる妥協である。又更に問題となるは社會全體の發達に有益なる限度に於て自由競争を許すこと、及獨占を濫用せしめず、組合加入者の利益よりも社會全體の利益を増進せしむる程度に於て組合を許すことである。吾人は以下經營形態の歴史的發展を説明するであらう。

第二章 農業的企業の發達

原始的な小農は牧畜の民に比して一層容易に自足自給の生活を營むことが出来た。けだし牧人は常に畜産品を隣人に提供し、以て武器、道具、食料品の供給を受ける必要があつたからである。併しながら古代、中世の小農と雖も附近に市場が成立する限り、家畜、皮革、羊毛、穀物の販賣を始めた。然るに農業の主たる目的は自給にして其經營形態は家族經濟である。假令産物の餘剰あるも多くはこれを領主に献せざるを得なかつた。又農民は領主及び村落團體(Dorfgemeinschaft)の要求を充すに足る丈けの家畜と勞力を保持する必要があつた。其所有地、即ちフー(Hufe)の面積は牧地を合せて十五乃至五十ヘクター位であるが、其内僅かに八ヘクターを耕地として使用するもの多く、而も販賣よりも自給を目的とした。然るに十世紀乃至十五世紀に於ける都市の發生以來農民は、領主が先買權を要求せざる限り、漸く都市の市場に對して販賣を開始したが、多數諸國に於ては租税の負擔

と壓制の増大したる爲めに此機運は妨害を受けた。此の如き場合には農民は疲弊し、怠惰となり、進歩の念を失つた。唯農民の夙に解放されたる場合、又北部イタリア、フランダール、下ライン地方の如く貨幣經濟の田舎にまで普及したる場合、又所有地が過小ならざる場合に於ては農民の市場販賣が十二世紀以降稍々盛に行はるゝに至つた。然れども束縛多き舊式農業組織、耕地共同制度の行はるゝ限り農民は尙大體に於て市場販賣を目的として生産することなく、一七五〇年——一八四〇年に至るも尙歐洲農民の大部分は此状態を脱しなかつた。唯一七〇〇年——一九〇〇年の農民解放、近世的國民經濟の成立、農業技術の改良によつて漸く農民は小企業者となり、市場生産は農民にとつて漸次自足自給の目的以上に重要となるに至つた。然るに此過渡時代に於ては農民が漸次市場に従屬するに至ることとは農民の爲めに必ずしも幸福ではなかつた。農民は此變化に適合すること困難にして、價格の變動は租税の増徴と均しく壓迫し、産物の販賣、家畜の取引、土地の賣買、負債の増加に對して何等助言を受けないことなく、全く施す所を知らなかつた。従つて屢々高利貸に乗せられ、惡辣なる仲介商人の爲めに破滅するものも亦少く

なかつた。英國に於ては此間に舊時の農民階級が大部分衰滅して資本を有する農業家の新階級が勃興した。ドイツに於ても一八八〇年代に産業組合の援助を受けて高利貸より解放せられ、又農業教育によつて技術の進歩に順應するに至る迄は農民の大部分は多大の困難に遭遇した。最近に至つて中小農階級は概ね常態に復し、近世的の小企業者となり若しくは將にならんとしつゝある。又彼等が家族經營を維持することによつて其状態は改善せられ、労働者を使役する大農に於ては小農の状態が改善せられた爲に労働者を得ることが困難となつたこともある。然れども農民は計算、記帳を學び、市價の順應に習熟するに従ひ、又商業上技術上の進歩を利用するに従ひ、又企業者としての地位に適合するに従ひ漸次進歩繁榮を遂ぐる事が出来る。英國に於ては恐慌の結果一部の農民、主として所謂ゼントルマンファーマー(Gentleman-Farmer)が衰滅したが、其理由は家族の生活程度高くして到底以前の如くこれを満足せしめることが出来なくなつた爲めであつて、屢々勤勉なるスコットランドのワーキングファーマー(Working-Farmer)がこれと交代し、其成績良好であつた。

翻つて大農を見るに古來家畜及び土地の大所有者は小農に比してより多く且つより早く企業者に近付いた。勿論彼等の或者は單なる素封家となつて地代の収入を得るに止まつたけれども、自己の土地を自ら經營して農業企業者となつた例も少くない。例へばローマの貴族及十五六世紀の英國土地貴族は商人的精神を以て家畜飼養を擴張し、羊毛及家畜を販賣して、以て其富を作つた。又中世に於ける中歐領主の一部、殊に僧正及僧院はカール大王の時以來規則的に其生産餘剰を市場に販賣した。勿論小領主及騎士は小なる自足經濟を營み多くの餘剰を生ずることはなかつた。然るに其故貨幣經濟の發生するに至つて大小の領主は屢々單なる地代領收者となつた。又諸侯及び其役人は長く自足經濟を營み、殆んど企業者精神を發達せしむることがなかつた。而して一六〇〇年—一八〇〇年に直轄地の地代が金納となるもの増加すると共に小作人の側に企業者精神が發生した。然れども之と同時に大地主にして穀物、羊毛、家畜、砂糖、煙草の市場生産者となつたものもあつて、此等は夙に商人的精神を備へて居た。共和制時代の末期及び帝國の初期に於けるローマの騎士の如きは即ち其一例にして租稅請負人

(Steuernächter)となり、銀行家となり、船主となり、官吏となり、而も投機的地主として、其農業及び鑛業、商業及び工業に多數の奴隸を使役し、其資本から大収益、利潤を獲得した。ルネッサンス時代に於て第一に砂糖栽培に黒人奴隸を使役して近世的資本制大企業を起したのはゼノア人、葡萄牙人、猶太人及西班牙人の商人的精神である。而して歐洲に於ては十七世紀乃至十九世紀の直轄地借地人(Dominienächter)並に元氣旺盛なる大地主が、イングランド、ホルスタイン、ボンメルン、東北ドイツに於て其後又一六五〇年——一八五〇年頃のボヘミア、ハンガリー、ロシアに於て大農經營を企業として起した。舊莊園(Grundherrschaft)は決して眞の企業となることなく、地方行政上の一制度又は家長制大家族の自足經濟組織たるに止つたけれども、一五五〇年——一八四〇年に其領地を擴張したる東ドイツの騎士の如きは既に一八〇六年以前に於て市場生産者となり、而も世襲の農奴によつたのである。さればクナツプ(Knappe)は茲に所謂資本制經營、即ち近世的市場企業の端緒を開きたるものと認め、且つ東歐の自作地主が單に地代領收者たる西歐の領主よりも意思の力及經濟的才幹に於て如何に優れて居たかを力説した。然れども東歐の地主

が依然として一定の勤勞を爲すの義務を負ふ所の農奴によつて昔ながらの方法にて經濟を營む限り、又五十歳までは士官となり、其後父祖の領地を相續する限り未だ尙地方貴族の舊態を脱したものと云ふことは出来ない。大資本を備へ、商業簿記を有する合理的集中的經營は専門教育を受けたる實業家が此内から作り出した所である。一八四〇年より今日に至るまでの其變遷は多數の地主にとつて相當に困難であつた。即ち一八七五年以前の土地及産物の價格騰貴は此等地主の生活を安易ならしめたけれども又容易に彼等を怠惰ならしめた。而して一八七五年の恐慌を経て地主中の最も力量才幹ある者のみが新運命を拓いて眞の企業者となり、或方面に於ては銀行家及工業家と同等の地位を占むるに至つたのである。

社會主義者は此變遷を目して農業に於ける資本主義の侵入と稱して居る。又社會民主黨は豫言して曰く、此侵入によつて、又農民が市場に従屬することによつて舊式の野蠻人たる農民は衰滅し、地主も農民も共に純然たる商人及株式會社によつて其地位を奪はれるであらうと。然るに此豫言は何れも實現しない。蓋し

農業經營は、大小を問はず、其自然的條件に依つて商業、工業及交通業に於ける如く機械及資本の使用、分業、規模の擴張を行ふに適せず、又農業經營は都市に於ける諸企業の如く激烈なる競争を行ふことがないからである。一般に集約的農法の發達の結果農業は大小經營のいづれも其耕作面積を縮少した。現今ドイツの大農業經營も其資本金額及び従業人員の點より見れば工業上の中經營又は小經營に匹適するに過ぎない。耕地が二、三千メートル以上離れて居る時は運搬に費用を要し、一般に耕作費過大となる爲め収益を失ふ。これ實に大地主が數千年來小、中經營に分割して小作せしめた原因である。吾人の知る農業經營は殆んど總て小規模である。氣候、作物、牧地共有權の相違する爲め比較は困難であるけれども、二三の數字を示せば次の如し。マイヤー (Fr. Meyer) に據ればスバルタ人の所有地は七ヘクター半にしてアツチカの大地主の所有地は六十ヘクターであつた。中世のフーへは十五乃至六十ヘクターで、農民は概ね一フーへを所有するに過ぎなかつた。マイチエン (Meizen) が王領 (Königslof) の起源としたローマ後期のホーフ (Hof) は五十ヘクター、ブランデンブルクの騎士領 (Ritterhof) は一三八〇年には六乃至七

フーへ、一四五一年には十一、一六二二年には十四、一八〇〇年には減じて十一半となつた。東プロイセンでは一七二〇年に村落のない領地が五百十一あり、一乃至六フーへを有するもの五十三、六乃至十二のもの二百八十五、十二乃至三十のもの二百七にして、三十乃至六十のものは僅かに四十一、六十以上のものは五であつた。而も大部分は其一部を耕作するに止まつた。一八九五年の調査に據ればドイツ全國に於て百ヘクター以上の地主二萬五千以上のもの五六百に過ぎない。而して農業經營の數は五百萬以上に達し、其内三十乃至百ヘクターの大農は二十八萬一千、五乃至二十の中農及び二乃至五の小農は各々百萬、残りの約三百萬は部分農 (Parzellkultur) であつた。これを一八八二年に於ける第一回農業經營調査と比較するに何等重要な變化なく、唯中小農が多少増加した丈である。他の文明國に於ても同様にして、アメリカのホームステッド (Homestead) 家産地は六十四ヘクターであるが、農業經營の平均規模は近年縮少し、總平均はホームステッドよりも遙かに低く、一八五〇年には六十五エーカー半、一九〇〇年には九十四エーカー四分であつた。英國の小作も略ぼ同じく、一八九〇年には三十五萬二千の小作に對

して其面積二千百十萬エーカー、即ち平均六十エーカー(二十四ヘクタール)にして其大なるものも二百乃至四百エーカーである。現今優良なる經營は昔に比して四倍乃至十倍の資本を使用することがあるけれども、建物、家畜、諸道具を完備せる農場と雖も、大森林を有せざる限り、又同時に工場を併有せざる限り、二十五万乃至二百萬マークの價值を有すること稀にして、平常の從業者が百人以上に達することは多くない。——要するに各國共に今日尙中小經營全盛にして所謂大農は其發達が未だ著しくない。假令酪農組合又は甜菜糖株式會社に参加した場合にも農業經營は尙家族的であり、又假令土地の帳簿價格及び抵當金額が經營に影響を及ぼす場合にも尙土地は商品とはならない。又農業労働者は單に開墾及び收穫の時に外部から雇入るゝものゝ外は大都市の工場労働者の如く單なる雇人(Hände)ではない。鑛山、製鹽、森林、銀行、郵便、鐵道等の國營は成功したのものもあるけれども國家自ら其官有地を耕作した例はない。又株式會社もアメリカに於ける粗放的大農組織以外には農業に適當せず、又家内工業の如く多數小經營を商人的資本主義的に指揮するものは農業上には殆んど存しない。要するに今日に於ても尙農

業は常に妻子、奴婢を有する個人企業者によらなければならぬ。今日農民は商人的、技術的の教育を受けることを要し、他の企業者と同様に市場生産を行ひ、利潤を得んことを欲し、生産費と純益との計算を必要とするけれども、尙著しく工業家、銀行家、株式會社の重役、カルテル、トラストの指導者とは異なる所がある。農業は自由なる自然界に活動し、都市生活の利潤追求に没頭することはない。農民が信用を利用し、賣買取引を行ふことを學んだ場合にも、其階級組織、其組合、其信用機關を一見すれば明かなる如く、尙他と異なる所がある。されば農業及工業は一の發展過程の鏈環であるから、農業に於ても工業に於けると同様の進歩發達なかるべからずといふカウツキー(Kautsky)の主張は學者机上の空論に過ぎないのである。

第三章 手工業 (Handwork)

農業に於て家族經濟が企業となる迄に長年月を要したる如く工業に於ても手工業と稱する小經營が長期間存続した。手工業は勞働者の技術から發生したものであつて、夙に其生産物を市場に賣出すの風を爲した。併し營業自由に至るまでの最近の發達殊に仲間組合に於ける秩序を支配せる思想は手工業者は商人たるべからず、工業の親方たるべしといふことである。吾人は手工業を廣義の企業經營形態に數へることが出来るけれども、實は手工業は久しく一種の半企業(Half-*interehnim*)に過ぎなかつたといふことが出来る。これ手工業が多數學者から企業として認められなかつた原因である。例へばゾムバルトは手工業の特色は身分相應の生計に對する努力にありとなし、利潤及資本構成に對する努力を特色とする企業より區別せんとした。然れども余は之に反問せん。現今尙多數の人士、實業家は身分相應の生計に對して努力するではないか。又多數の手工業者が殊

に昔時に於て多額の利潤を獲得して其産を成したではないか。又數世紀來手工業者より多數の商人、問屋、家内工業の、大工業家を生じたではないか。

手工業經營とは特殊の工業技術上の熟練に秀でたる親方の家族經濟と結合せる小事業にして其親方は單獨又は家族、若しくは少數の職人と共同して顧客の爲めに勞働し、顧客に對し其勞働又は生産物を販賣するものである(註一)。こゝに吾人は手工業を一種の經營形態として研究し之を後世の工業的企業の萌芽として論ずるに當り主として中世の歐洲に榮えたる手工業に就て研究するであらう。

(註一) 手工業の發生は分業を基礎とする。即ちエチプトに於ては紀元前二千年、インドに於ては紀元前七八百年、ギリシヤに於ては六世紀以降、ローマに於ては共和政の晩年、ドイツに於ては十三世紀以後に於けるが如く、道具製作の技術、都市の發生、建築術、金屬利用法、市場制度の發達を前提として分業が起り、茲に手工業が成立したのである。手工業の種類は何處に於ても略ぼ同一であつて、主なるものはパン、燒鍛冶、金細工、大工、車職、毛皮職、鞣皮及び靴職、馬具職、指物師、陶工、煉瓦積工、染工、晒布工、銅鍛冶、又間もなく畫家及び鑄工、屠殺職及び織物工であつた。

最初手工業者は都鄙共に多くは家内經濟の補助者として各戸を廻つて勞働に従事したが、間もなく都市の市場に販賣し、自己の仕事場に於て顧客の爲めに勞働する親方が増加した。又賃仕事の外に代金仕事をし行ふに至り、即ち顧客に勞働を賣るに止まらずして生産物を賣るに至

つた。併しながらこれは未だ大市場を目的とする生産業者とならずして其地方の家内經濟の補助機關たるに過ぎなかつたのである。然るに漸次其供給範圍を擴張し、遂に親方及び商人は手工業者の製品を纏めて遠隔の市場に販賣し、斯くて家内工業が發達した。併し此場合にも最初は分業は余り變化がなかつた。仕事場に於ては親方、職人及び徒弟は殆んど分業を行はず、いづれも一切の仕事をした。分岐の必要が生じた場合には例へば一人の鍛冶職の代りに數人の専門職人、即ち錠前工、道具鍛冶、蹄鐵工、小刀鍛冶、具足師が出来るといふが如くに行はれたのである。ピユツヒアーはこれを *Specialisation* と命名した。後に至つては同一の原料が刀鍛冶から焼入工の手に渡り、更にこれから仕上工に移るに至つた。ピユツヒアーはこれを *Produktionskettung* と名付けた。此手工業に於ける職業及び作業の分岐は大體に於て一八〇〇年まで、中歐に於ては一八六、七〇年の頃までも行はれた。

是等手工業者の社會的地位は一般に技術の難易、精粗、又同時に耕地及び家屋を所有するか否か、又組合を組織し、團體權及び政治上の權力を獲得する能力によつて定まつた。ギリシヤ及びローマに於ては手工業者は大多數壓迫を受けたが、ドイツ諸都市に於ては尊敬と名望を得、又富裕なるものも多く、近時に至るまで都市中産階級の代表者となつた。(原著三七五—三七七頁)

手工業者は普通人の有せざる一定の特殊技能を修得し、其勞働と技藝とによつて生計をたつるものである。手工業者は自ら顧客の家に赴きて其家事經濟を助

けることもあるが、多くは簡單なる道具を所持して自宅に於て近隣の住民の爲めに其注文に應じて仕事をなし、又は其土地の小市場及び附近の年市に販賣せんが爲めに製作する。彼等が其仕事をなすには全く單獨經營によることあり、又妻子の手をかりて家族經營をなすことあり、又助手徒弟を使つて助手經營の形態を作ることもある。此形態は昔のみならず、今も尙幾分行はれて居る。其仕事場と住居とは同一の家なること多く、徒弟及び職人も十九世紀に至るまでは家族の一員として待遇された。手工業者は通常道具と多少の原料の外何等の資本を有せず、住居は多くは借家にして仕事場も都市、仲間組合又は他人に屬することもあつた。又手工業者は他に財産を所有して生活の保障を有することもないではなかつた。が大體に於て自己の勞働によつて生計をたてんとし、而も相當の顧客があればこれが出來たのである。彼の營業主としての地位は主として彼が直接に面識を有し、屢親交を有する顧客の爲めに勞働し、中間商人の手を経ずして直接に顧客に販賣することに基くのである。此の如く手工業者が消費者に對し人的直接關係を有する點に於て家内工業及び大工業と異り、又農民に比すれば遙かに多く市場に

倚頼して生活した。即ち手工業親方は事業を有し、昔の農業は家計を持つたのである。

手工業は勿論事業の規模狭小にして未だ眞の分業なく、經濟上の大危険も亦ないのである。親方が富をつくることあるもこれはむしろ其技倆と信用とによるものであつて、商人及び大工業家の如く大膽なる勇氣と販路組織の能力とによるものではない。然れども手工業親方は常に道具と原料とを調達し、仕入と販賣を行ひ、職人及び顧客を適當に取扱ふ能力がなければならぬ。故に手工業の繁榮するは多少の企業者精神が技能思慮及び徳義心と結合せる場合に限るものにして、假令商人的投機を行はずとも全然利潤慾なき時は手工業は存立することを得ないのである。故に仲間組合の歴史に通曉せる學者は、手工業者が商人となつた場合、即ち市場に販賣するに至つた場合にのみ仲間組合權を獲得したといつた。

又手工業は商人の勢力に對して保護を受け、市場に於ける獨立の地位と販路を獲得し、仲間組合及び都市の組織に加へられた場合に主として繁榮したといふことも出来るであらう。此獨立の地位と確實なる販路とは後世の大工業家が自ら

獲得した所であるが、手工業に於ては仲間組合及び都市組織によつて與へられた。親方及び職人の組合は重要な階級組織(Klassenorganisation)であるが(註二)こゝにはこれが都市及び市場の組織、後には領域經濟及び國民經濟に對して如何なる關係に立ち、又此關係が十三世紀乃至十九世紀の手工業經營法に如何なる影響を與へたかを研究するであらう。

(註二) 仲間組合(Innung)は一部は市長及び市場役人の支配下に立つ同種の手工業者の集團より起り、一部は宗教團體及び自由組合より起つた。又市場支配者によつて獨占權を破られんとしたる舊時の商人ギルドから分離したるものも多い。間もなく仲間組合は有力となり獨占的となるに及んで屢々壓迫を加へられたが、一二〇〇年——一四〇〇年には一般に諸侯及び市會から認められた。斯くて十三世紀乃至十八世紀に於ける工業都市の中産階級の社會的並に經濟的組織の典型となつた。一三〇〇年以降組合の勢力は甚だ強大となつたが、市會及諸侯によつて制限を加へられた。ドイツに於ては一四〇〇年——一七〇〇年に組合權が發達し、其工業の範圍が擴張し、更に工業者以外例へば音楽家軍人に迄波及した。此時代に於ける仲間組合は都市の自治體及び部分團體となつたけれども、尙主として或特定の工業者の團體であつて、其認可權によつて入會を制限し且つ是によつて都市に於ける供給を調節し、全體として身分的階級組織であつた。仲間組合は地位に於ては貴族並に商人ギルドの次に位したが、尙都市の日稼人及び被

救護人若しくは農民階級の上にあつた。然るに一五〇〇年以降既に原料を購入し得る富裕の組合員と専ら手工に従事する貧困の組合員とが分離し兩者は互に相争ひ幾分は各別の組合を組織するに至つた。斯くて仲間組合の利己的閉鎖に依り十五六世紀に於ては特別の職人組合が作られた。

一五〇〇年以來各都市の仲間組合及び職人組合は地方的、全國的の聯合會を組織したが其濫用の結果十八世紀には抑壓せられた。立法者は十六世紀乃至十八世紀に是等組合の濫用を防止し、工業警察制度に改めんと努めたが遂に一七七六年乃至一八七〇年に至つて全然排除し若しくは其實勢力を奪つた。(原著四四六—四四七頁)

手工業の發展が一定の物質的經濟的前提によるものであることは從來屢々論じ盡された事實である。ゾムバルトは近時これを力説して次の前提條件を擧げた。即ち人口密度の稀薄、小都市、工業及び運送技術の幼稚、經驗的方法、個人的技藝、低廉なる原料、工業製品の高價、需要の安定、販路の安定、多數勞働者及び自然力の不存、これである。これは大體に於て正當であるけれども、國民を異にし、時代を異にするに従ひ、假令是等の前提條件が同一であるとしても尙手工業者の地位は全く不同であつた。十二世紀乃至十八世紀にゲルマン及びラテン文明諸國に於て手工業者が尊敬を受け裕福となつたのは市場及び仲間組合の制度に負ふのであ

つて、即ち手工業者が市場に於て衰退せる商人ギルドと相並んで市場參加者として獨立の地位を保持し、又手工業者が市場の制度を利用して自己の獨立を計る組織とすることを理解したといふ事實に基くのである。仲間組合の組織はゾムバルトの主張する如く手工業衰退の徴候ではなく、却て其向上發達の手段であつた。其獨占的特權を貪つて墮落するに至つたのは既に舊手工業が幾分衰退し、新經營形態の壓迫を受けた時であつた。これは仲間組合に限るものではなく、商人ギルドも商業隆昌の徴候であり、又カルテル、トラストも大經營進展の表象であつて、決して衰退を示すものではないのである。

仲間組合組織以前に無條件なる營業自由の時代が存したことは今尙自然法的理論家の信する所であるけれども、歴史上は必ずしもそうでない。確に生産及び行商に就て或種の自由があつたけれども、手工業活動の重心たる市場販賣に就ては商人ギルド、市場管理者、若しくは市會の認可を必要とした。北ドイツの諸都市では市會が市場に於ける販賣者に對し一定の手數料を徴收して賣買特權 (Einkaufsvendendi et enchendi) として *Trunngeld* (合同註三) を許した。此認可を得た者は同時に市

場裁判と市場警察に服従することとなり、最初は官吏は市場全體に互つて裁判を行ひ警察の任に當つたが、後には各手工業別に官吏を置くこととなつた。フランス及び幾分ドイツに於ても此制度からマギステリウム *Magisterium* (註四)の一般法が成立した。斯くて市場法の慣習から工業及び販賣に關する成文法規が發達し、此法規によつて自由仲間組合が更に發展を遂げた。余は大體に於て既に一八七五年に仲間組合の成立を斯くの如く解釋したが、今日コイトゲン *Keutgen* は余が此説の創始者なることを明かにせずして同一の説明を繰返して居る。市場に參加せる手工業者は漸次に同業者の頭領を選ぶ權利を獲得した。彼等は其頭領が手づから手工業を營み得ることを要求し、又同業者は悉く彼等の裁判警察に服従し、公課及び組合の負擔を共同分擔すべきことを要求した。

(註三) エルスター國民經濟學辭書に於けるピアアマーの説明に據れば *Innung* は *Einigung* の同義であるといふから、こゝでは市場販賣への合同加入を指すものと思はれる(譯者)。

(註四) マギステリウムは仲間組合の發生に至るまでの中間形態として財政上及び司法上の二職分を有して居た。第一に領主に對する租税が金納となつた爲めにマギステリウムは此租税徵收の任に當つた。第二には死刑に當る重罪を除いて一切の裁判を掌つた(譯者)。

此の如く仲間組合の成立すると共に又一一五〇年——一三五〇年の所謂仲間組合の強制(*Innungszwang*)を生じ、これを利己的目的に用ふることが出來た。例へば外人が年市以外に於て販賣することを妨害し、慣習的に存在する販賣所の數の競争を制限せんとした。此工業ギルドに對して市場制度及び加入強制を競争調節に利用するといふ範を示したのは商人ギルドであつた。此市場制度は公共の命令より生じ、長く獨立高級の市場官吏によつて監督せられ、最初は有效にして工業の獎勵となつた。無能者を排斥し、貧困なるも相當の才能ある者に奮起の機會を與へ、詐欺暴利不正競争を防止し、進歩せる技術を巧妙に普及せしめ、徒弟職人を組合の組織中に適當に配置したけれども、又早くより利己主義の爲めに制度の濫用が行はれた。尤も組合員以外の者を市場より排斥する權利は昔は多くの制限を受けた。例へば數個の仲間組合に加入することが出來、又絶對的の強制權禁止權は決して總ての都市總ての組合に存したものでなく、又組合は其業務を營まざる者乃至他業者をも加入せしめたことも屢あつた。一の組合より他へ轉することは租税輕減の爲めにするのではないといふ宣誓を行つた後許された。一二

〇〇年乃至一四〇〇年の組合に對する苦情は親方數の制限に對するものよりはむしろ横暴なる價格決定、日用品の不良高價、政治上、工業取締上市會に對し餘りに強力になつたことに對するものが多かつた。一三五〇年乃至一五〇〇年の一部都市に於ける組合改革は此點を大に改善したけれども、尙不動安易生活の時代に於て組合規則の發達と共に獨占的精神の生長を防止することが出来なかつた。

一四五〇年——一六〇〇年に至つて始めて二ヶ以上の組合に加入するは違法であるといふ極端なる民主的思想が都市に發生し、又此時より漸く徒弟數の制限が過度に行はるゝに至つた。又徒弟奉公は長期となり、職人期間及び遍歴期間(Gesellen- und Wanderzeit)も延長し、親方製作(Meisterstück)は高價となり、都市に出生せざる者は特に或年限を經過しなければ親方たることを得ないことゝし、又密かに入會金の増加、數年間又は永久の組合閉鎖(即ち入會拒絶)、組合權の許可を財産及び家屋所有者に制限することなどが所々に行はるゝに至つた。

一三五〇年——一六五〇年に於ける手工業を正確に理解するには當時既に三種に大別せられて居たことを明かにしなければならぬ。一般に經濟生活及び

交通が變化し、統一的國家權力が發生した爲めに手工業の改造が行はれ、又これを調節したが、此傾向は十九世紀に至るまでも繼續した。其三種類は次の如し。

(a) 高價なる原料に加工する手工業者は其原料を買入れることを要し、これによつて著しい商業利潤を獲得し、又進歩せる精巧の技術を有する手工業者は既に幾分分業を行ひ且つ遠隔の販路を有した。是等の手工業者は幾分既に一三五〇年以前に經營制度の變更を必要とし、同時に大なる富をつくつたが、一三五〇年——一六五〇年には此傾向が大に進んだ。纖維工業、皮革業、金、錫其他の金屬業、印刷業及び製紙業の如き其重なるものである。此時代に於ける商業の大繁榮は手工業者に刺戟を與へ、羊毛商、織物商、小間物商、香料商は幾分手工業仲間組合に侵入し、實明富裕なる親方は幾分既に手工業者といふよりもむしろ商人となるに至つた。これ家内工業制度の起源であつて第五章に於て詳述するであらう。此種の比較的大なる事業家は職人數、毎週最高生産額の制限、田舎の手工業禁止の制を破らんとし、又貧困なる親方仲間の製品を買取り、投機を始めた。又仲間の親方及び職人を賃銀労働者の地位に下らしめ、仲間組合の指揮經營に參與せしめず、而も彼等が

獨立の仲間組合を作ること許さなかつた。而してバーゼルの如く舊式組合政策の勢力ある所では此變化が妨げられたけれども、フイレンツェ、ロンドンの如く商人の優勢なる地ではこれが爲めに既に一三五〇年——一六五〇年に舊式仲間組合權は大部分動搖するに至つた。

(b) 第一種に屬する工業は少數にして他の舊來の工業は大多數尙依然として地方的工業たるに止まり、附近の顧客に販賣した。例へばパン屋、肉屋、大工、仕立職、靴職、鍛冶屋、指物師、畫工、車職、馬具職、革職の如きこれである。其技術は殆んど進歩せず、其小經營は十八九世紀に至るまでも尙外部の競争に脅されることになかつた。都市生活が行詰り、都市人口も幾分減少した場合には是等手工業者は利己的なる仲間組合組織を一層嚴格にして窮境を脱せんとし、又田舎の人口が大に増加し、且つ仲間組合の制限の緩和を計らんとした場合には手工業の横暴が発生し、又これが刺戟となつて狹量なる閉鎖を生じた。大體に於て第二種の手工業者は長く組合を組織し、都市に於て一四〇〇年——一八五〇年の間大多數を占めて居たのである。

(c) 舊式手工業は専ら大都市に於て一一五〇年——一三五〇年に發生し、多くは十乃至二十組合に限られたが、古くより他の手工業者を付屬せしめ、殊に一三五〇年以後益々盛にこれを行つた。是等の付屬工業者は多くはいづれの都市に於ても其數少く、例へば硝子工、皮革工、特殊の皮革、木材、金屬工の如きこれであつたが、漸次増加し、一四〇〇年——一七〇〇年には仲間組合權を要求し、これを獲得したるものも少くなかつた。加ふるに小都市及び町(Markflecken) (註五) 又新開地に於ては此時代(一四〇〇年——一七〇〇年)に至つて始めて手工業が普及發生し、一五〇〇年——一六〇〇年には田舎手工業禁止の舊制度が益々經濟上不得策、有害なることが明かとなつた。馬蹄鍛冶、車鍛冶及び車職は田舎に於て第一着に許可する必要あり、パン屋及び肉屋がこれに續いた。一五〇〇年——一八〇〇年、然り一八五〇年、六〇年に至るまでも國富の増進と共に田舎の手工業が重要となるに至つたといふことが出来る。此許可に就ては都市と田舎、問屋と都市の小親方、都市の仲間組合と政府とが互に争つたが、イングラントに於ては毛織物業は大部分既に一四五〇年——一七〇〇年に田舎にも許され、マグデブルク公國では一八〇〇年に

既に田舎の親方が都市の親方よりも多数であつた。又プロイセンでは一八一〇年——一八五〇年には殆んど田舎の親方のみが増加した。此田舎の親方が都市の仲間組合に加入することは時々あつたが、一般に其業務は仲間組合権に服すると否とを問はず、依然地方的小經營であつて種々の副業を營んだ。

(註五) MarktMecken は村落と都市の中間に位し、都市的の工業を有し、又多少都市と同一の特権、殊に年市の特権を持つて居た。(譯者)

是等の重要事實によつて明になつた如く、工業は少數の重要地點に於ては既に一三五〇年——一八〇〇年に組合的手工業なる舊式經營形態を超越したけれども、其他に於ては尙手工業は十九世紀の中葉に至るまでも發達の餘地を有したのである。故に舊式手工業の繁榮は十六世紀までに止まり、其後衰退に赴いたと從來屢々學者がいつたのも尤もである。此説は一五五〇年以降衰退せるドイツ自由都市(Reichstadt)に於ける手工業並に舊文明地域に就ては正當である。けれどもこれは一般にはあてはまらず、又總ての都市、殊に一五〇〇年以後に繁榮せる都市には適合しないのである。手工業は其後も一八五〇年に至るまでは大小の都市

に於て順調なる進歩發展を遂げ、又幾分は人口稠密なる田舎に於ても發達した。此場合には尙手工業の經濟的前提が存続し、多數の手工業者に對しては一八一五年——一八五〇年に至つて漸次消失し始め、一八五〇年以後其勢が急激となつた。ビュツヒアー Bieher, オイレンブルク Eulenburg, ウキードフェルト Wiedfeldt, フォアグト P. Voigt の示した歴史的手工業統計は大に吾人の解釋を證明した。オイレンブルクに據ればプレスラウでは一四七〇年——一七九〇年には親方数は比較的變動がなかつたが、一七九〇年——一八九五年には二十の普通手工業に於て一七〇九人から七六三三人に増加した。又ウキードフェルトの示す所に據ればベルリンでは一七二九年には人口二九二人に付、又一八九〇年には二九一人に付一人の肉屋(親方及び助手)があつた。勿論此數字は手工業が全體として過去八九十年間に著しく衰退しなかつたといふ證據にはならない。此事は後に再論する。

一三五〇年以降の手工業に三種類あることを知れば、何故營業自由の問題が一七五〇年——一八五〇年に始めて工業組織の門戸を叩いたのではなかつたといふことが明になるであらう。此三種の内何れを見るかによつて手工業者政策は

大に相違した。又地方都市が統制したか國家が支配したかにより、又舊式地方工業が其仲間組合組織を利己的獨占的に利用したか否かによつて仲間組合の強制及び舊式經營形態の維持に對する賛否が分れた。

フランスでは既に一三〇七年及び一三五一年に徒弟數の制限を廢止せんと企てた。フアニー *Fagines* に據ればフランスでは一三五一年——一四四〇年に既に一種の營業自由とも稱すべき状態に達し其後一四六〇年——一六〇〇年に仲間組合組織が完全に發達した。又エバーシユタット *Everault* に據れば當時國王の許可を受けた多數の親方が仲間組合の制限を破り、又此制度と關連して一五八一年には商人に對し仲間組合を解放し、年期制度と親方製作を要せざることとし、其結果仲間組合の性質は根本的に變化した。

イングランドではエドワード三世が一三六三年に仲間組合精神を認容して、各手工業親方は一種の職業に限るとしたが、同時に外來の商人を優遇して都市利己主義に對抗した。ロンドンでは一三六三年の法律にも拘らず營業自由を認むるロンドン慣習 *Custom of London* が依然有效にして、即ち七年間或一種の職業を修

得した市民は何時でも其職業を變更することが出來た。チユードル朝時代には一五〇三年に國家の利益の爲めに仲間組合の規定は悉く大法官及び巡回裁判官の承認を必要とすることとし、又小都市の衰退を阻止せんとする考があつたに拘らず田舎手工業、殊に織物工の發展を許した。而して有名な一五六三年の工業條例には親方製作及び組合加入に就ては何等の規定なく、唯七年の年期制度の強制を規定した。又一三六三年以來行はれた一職業に限るといふ規定は其時廢止せられた。

ドイツに於ては都市に於ても諸侯の領地に於ても一四〇〇年——一六〇〇年間仲間組合利己主義に對抗する政策が繼續した。例へばニユールンベルク、下オエスターライヒ、ウキーンに於ては舊仲間組合法は一五二七年以後にも行はれたが、仲間組合は悉く廢止せられ、市民は如何なる職業に従事し、又數ヶの職業に關係することを許された(オイレンブルクに據る)。ウニルテンベルクではクリストフ公がスツットガルトの裁縫職組合に對し其濫用の故を以て一五六七年解散を命じ、其規則を他地方に行ふことを禁止した。

併し是等の諸政策は永續しないものが多く、それが爲めに仲間組合の濫用に對する不平の聲が大きくなつた。而して仲間組合及び都市に地方的競争の調節を一任することは最早不可であるとの一五〇〇年來の思想が一六〇〇年頃から國家の權力強き大都市に於て勝利を占めるに至つた。即ち假令仲間組合の存続を許すもこれは統一的の國法に従ふべきものであつて、其國法たるや國家的、財政的、國民經濟的の利害關係に基き、決して都市及び仲間組合の利己主義から出るものではない。斯くてフランスの工業法は一五八一年、一五九七年、一六七三年に統一せられ、都鄙の一切の職業に及ぼされることゝなつた。又プロイセンでは一六八〇年——一八〇〇年に、オエステーライヒでは一七二五年以來同様の變遷があつた。フランスでは財政上の副目的の爲めに一五八〇年——一七八九年の工業立法が腐敗し、又他國では此新立法は必ずしも常に正鴻を得て居なかつたし、又例へば一八〇四年以來バイエルンに行はれた如く、仲間組合の許可に代ふるに國家の特許に依らしめることは簡便となると共に官僚的弊害を生じたが、大體に於て是等立法の傾向は誤つては居なかつた。又此傾向は十九世紀に於ても一八一五年

——一八五九年の自由的なるドイツ諸工業條例を支配した。

此改革の根本思想は次の如くである。即ち仲間組合は諸種の利益を伴ふからこれを排除する意志はない。けれども各親方の組合權は最早既得權(*Jus quæsitum*)として、即ち何等の努力なく、競争なくして公の保護の下に利を營む特權となるべきものではない。故に入會金を高額にし、高價なる親方製作を課し、長期の職人期間を強要し、親方數を一定するが如き制限的規則は悉くこれを除かなければならない。地方的需要に應じて地方的供給を調節するといふ方策は最早時勢に適せず、又到底實行不能となつた。蓋し特許によつて既に多數の工場が認可せられ、多數の手工勞働が家内工業に移つたからである。此時既に手工業、家内工業、工場制工業の三者に對して相互に密接の關係ある工業法が成立し、其限界を定めることは甚だ困難であつた。

斯くて改正仲間組合法が成立し、例へばプロイセンでは一七三一年の帝國手工業者條例に關連して成立した。これによつて從來の地方的條例及び仲間組合規定を廢して統一的國法の下に置き、以て國家工業高權を高調し、又組合濫用の城壁

となつた各地方間の組合の本支部事務所並に職人組合を排除し、又組合裁判を大に制限し、又親方となる條件を大に緩和し、又經營規模の擴張を許し、又移轉の自由と親方間の競争を大ならしめ、又相争ふ近隣の組合を合併せしめた。此形式によつて新仲間組合は營業自由の時代まで存続し、中には其以後までも續いた。併し此改革以後は都市も仲間組合も共に舊來の方法で獨立の經濟政策を施すことは出来なくなり、供給調節は僅かに小範圍に於てのみ可能となつた。十八世紀に於てプロイセンに起つた此狀態を他國では既に營業自由と稱して居る。

併し本來の意味の營業自由は此過渡狀態の繼續ではあるが、もつと進んだものである。イングランドでは夙に種々の準備施設を経て遂に一八三五年の都市條例によつて確定的に認められた。フランスではチュルゴーTurgotが一七七六年に斷行せんと計畫したが、ネツケルNeckerは同年仲間組合條例を改正するに止めた。而して一七九一年に革命によつて急激に實現し、續いてフランスとナポレオンの勢力下にある諸國に普及した。プロイセンでは一八一〇年——一一年に一旦營業自由となつたが、其後一八四五年及び一八四九年には妥協的工業條例に逆轉し、

其他のドイツ及びオエスタライヒ諸邦では一八五九年——一八六九年まで工業條例が行はれた。故に全體としてドイツに完全な營業自由の生れたのは一八六〇年——六九年である。

營業自由は各成年市民に對して如何なる場所に於ても、又如何なる範圍に互つても各種の勞働者を使役して如何なる工業をも營み得る權利を與へた。國家の工業高權は大に制限せられ、個人の自由を認めざる場合(工業特權、警察的監督等)は極めて僅少となつた。從來の仲間組合、商人團體、都市の禁止權は廢止せられ、即ち都市の市場法、外人法、家内工業の取締規定、勞働者保護法、徒弟より職人、親方に至るまでの生活に關する法規は撤廢せられた。營業自由は自由競争の無條件的福祉を樂觀的に信仰した自然法的國民經濟學の所産にして、其目的とする所は工業生活と其形態の秩序ではなく、自由競争による極度の生産力増進である。營業自由の運動は獨占及び特權に反對し、權利平等を主張したから有力となつた。然し營業自由論者が詐欺を防ぎ、弱者壓制を止めるに必要な國家の保護權までも廢止し、國家又は社會が供給高を制限することは自然的調和に對して不當であると主

張したのは失敗であつた。論者は營業自由が小營業者の爲めにも有利であつて、總ての生産力を高め、繁榮するものと信じたけれども、實際は其背後に商人、工場所有者、家内工業の間屋があつて自己の爲め、強者の爲めに自由を獲得せんとし、彼等は舊仲間組合法の無差別傾向を舊時代の遺物と考へたのである。而して營業自由は仲間組合を禁止し、又は其解散に獎勵金を拂つた(例へば組合財産の分配を許す)場合に最も急激に實行せられた。營業自由の直接効果として到る所に小經營、單獨經營が激増した。これ職人は今や容易に獨立の經營を始めることが出来るに至つたからである。併し他面手工業者の過剰と無産者化(Proletarianism)を生じ、又大經營の増加進歩を來した。就中田舎の手工業を發達せしめ、又婦人及び幼年者の勞働を増加せしめた。併し大體に於て此營業自由は現代の國民經濟並に其新經營形態への變遷を容易ならしめるに與つて力があつた。

いづれの都市、いづれの田舎に於ても、又いづれの職業に於ても舊手工業經營の前提條件が或は猶存し、或は既に消滅して居たから、營業自由の手工業に及ばず影響は實に千差萬別たらざるを得ない。ドイツの大部分では手工業の前提條件が

一八五〇年までも存續し尙其後までも續いた。此の如き場合には手工業者は大經營の犠牲として衰退することなく、却て其數を増し、而も富裕となり、小都市、田舎にまで普及した。相當確實なる計算に據ればドイツに於ける親方數は一八一六年に約五十萬、一八六一年に百萬、一八九五年に百三十萬あつた。又其比例數を見るに、人口一千人に付

	親方	親方及び助手
一八一六年	二四・九 ^人	三〇・八 ^人
一八六一年	二八・三	五九・〇
一八九五年	二六・七	五六・九

更に一八九五年には人口一千人に付

	親方	親方及び助手
人口十萬以上の都市	一三・四 ^人	四六 ^人
同二萬以上十萬以下の都市	二七・九	八三
一平方キロに付人口百人乃至百五十人の地域	三七・五	六八

同 上二十五人乃至五十人の地域

二二六

三四

故に一八九五年に尙百三十萬の手工業親方があつたといふも、其多數は田舎及び小都市にあり、又其大部分は大商店の賃銀労働者、即ち家内工業者として生存を續けたのであることを忘れてはならない。而して此の如き數字があるにも拘らず手工業者の危機は一八四〇年——五〇年以來繼續し、一八七五年——九〇年以來益々其勢が甚しい。吾人の見る所に據れば尙發達を續けて居る大都市に於ては親方數は中都市の半に過ぎないけれども、其減退は幾分田舎、殊に人口稠密の地方に於ける増加によつて相殺せられて居る。

大體に於て大工業、家内工業並に商人の經營する都市の商店が愈々手工業を驅逐することは必然であつて、これ正に手工業が完全なる企業となり其經濟的長所を發揮しないからである。舊式の手工業は家族經濟の形式と慣習に支配せられ、其長短得失も茲に存する。親方は同時に家長、企業者、技術者、小資本家を兼ね、自らの道具を所有し、其用法を學ぶと共に其によつて慣習的に仕込まれる。従業者の身體精神、感情感覺は同時に家庭と仕事場に入出入するから一方に偏することなく

よく正常に發達する。手工業者は其顧客と相識あり、其責任を感じるから、兩者の關係は倫理的性質を有して居る。然るに手工業には分業なく、多くは科學的知識、精緻高級の技術を欠如し、又同一作業を續ける爲め技術の進歩に對する感覺が麻痺し、機械力及び大資本は用ひられず、其經營は數百年の久しきに亘つて依然として單純幼稚である。又其販賣法に至つては狭少なる地方的市場に適應し、一層不完全である。されば時代の經過と共に生産技術の進歩、交通及び販路の發達に従ひ必ずや此舊式經營形態を脱せざるを得ないのである。

大都市に於て商人の仲介による販路組織を必要とする場合には商人の經營する商店、大専門商店及びデパートメントストアが手工業者に代つて販賣を行ひ、是等商店は幾分手工業者を使ふが、又工場を使用することが多い。又一國一地方乃至世界全體の需要が統一せられた場合には交通の發達と共に必然低廉なる大量生産を營む大工業が発生する。又大自然力あり、大機械力の利用可能なる場合には小經營は到底競争が出来ない。又新原料が用ひられ、新生産方法の行はれる場合には大經營は概して手工業に優る。又信用組織の不良なる場合には多數の手

工業者は高利貸の爲めに破滅する。パン屋、建築職、指物師、仕立職は斯くて衰退した。斯の如く舊手工業の衰退に對し永續的原因と一時的の不備とがあるが、今日行はれて居る衰退の経過は次の如く分類することが出来るであらう。

舊式手工業の一部例へば紡績工、織物工、桶職、網職、醸造者、石鹼工、釘工、其他の金屬工は大工業製品の爲めに殆んど全滅の悲運に陥つた。第二種は最近漸く壓迫を受け、例へば靴工、指物師、鍛冶職、車匠は今正に大工業、家内工業、商店に其仕事を譲らんとしつゝある。第三種は今尙其技術も市場も共に地方的である爲めに舊態を維持して居る。例へば建築業、裝飾業、製本職、革職の如く、又仕立職は大規模の出來合服業の爲めに仕事を失つたけれども尙其一部は依然として存在する。最後に第四種のもは顧客の近傍にあることを必要とする業務である爲めに人口及び富の増進と共に其數を増した。例へば肉屋、張職 (Tapezierer)、理髮師等の如きこれである。尙各種を通じて小手工業者は店商ひ及び修繕業として存続して居る。又多くの仕事に就ては賢明なる親方が商人的精神と市場知識を有して良好の販路を獲得維持する場合には手工業が存続する。

一般に手工業が存続するのは顧客に對して個人的地方的に奉仕し、又親方及び職人の養成が個人的、藝術的、手工的であることを要する場合である。又小都市、田舎、農民地域、中流階級及び労働者階級の多く居住する地域に存続する。米國及び英國ではヨーロッパ大陸に於けるよりも多く衰退した。フランス及びベルジックに就て最近ブランツ (Brantz) の發表せる統計に據れば手工業經營の數は尙甚だ多い。ドイツに於ても手工業は未だ衰滅せず、又社會主義及び急進主義が手工業維持論者を蔑視するとも將來尙全然消滅するには至らないであらう。確かに手工業の破壊行程は未だ完成しないのであつて、他面一時的衰退原因の排除せられるに従つて新に發生したのものもある。勿論美術工藝協同組合、機械の採用、資格證明制度 (Berufshilfsmittelweis) によつて總ての手工業を急速に復興せしめることは不可能であるけれども、商業教育及び工業教育を巧みに施すならば數千數萬の手工業者をして一八五〇年——一九〇〇年に於ける如く悲境に陥らしむることなく其境遇の改善を圖ることが出来る。又手工業の新組織たる同業組合及び手工業會議所は此點に就て大なる意義を持つて居る。イングランドに就ては最近マク

ロヌチーが二三の實例を示した。

多數諸國に於て營業自由の實施後間もなく、新自由同業組合の大運動が中小經營に就ても發生し、其結果の蔑視すべからざるものあることは注意すべきである。商業會議所、工業組合、カルテルを充分に賞讃し得ない人は又必ずや手工業者の團體を低く判断するであらう。兩者は同一の根幹から派生せるものである。要するに小手工業が高利貸的資本主義的掠奪を受けるのは當に進歩でなく、又必要でないのみならず、却つて害悪である。手工業者階級全體に民主的協同的信用組織を與へ、完全なる實業教育と助成を施すことによつて此害悪を除去することが出来るのである。

第四章 大經營の先驅

——舊組合、團體、都市及國家行政に關聯せる大經營の先驅(一三〇〇年——一八〇〇年)

西歐文明諸國に於ては一三五〇年——一七五〇年に商業及航海業、工業殊に織維工業及金屬工業、鑛山業及製鹽業が著しき發達を遂げ、其間商業及商業精神は之が指導の任に當つた。イングランドでは一三五〇年には富裕なる商人は百六七十人に過ぎなかつたのに、一五〇〇年に於てはオランダと貿易する商人のみが三千あつたと稱せられた。フイレンツェでは一三〇〇年乃至一五〇〇年に織物商人のみが百人乃至三百人あり、既に一三二一年には總額一一、一八一金グルデンの市税中四三〇〇金グルデン以上を支拂つたに相違ないといふ(ドレーン Doren に據る)。又ルバツスール Levisheim に據ればパリでは十七世紀に於て五十萬リブ以上の富を有する商人二百人、中産の商人三萬人と計算されたといふ。ロンド

ンの十二の *Ivory Companies* とパリの六大商人組合は一五〇〇年——一六〇〇年にはイタリア、アウグスブルク、アンベルスの大商人と相並んで世界最大の商人及び商人團體であつた。此外既に銀行家も第一流の地位を占め、いづれも同時に商品賣買にも従事した。當時の商人、問屋、船主の團體は手工業者よりも遙に優越の地位を占め、幾分これを支配し、壓迫した。今や商人が従來の企業形態を既に著しく變化せしめたと想像することが出来るが、これは或程度まで事實であつた。即ち次章に説明する家内工業は商人並に大親方の手によつて成立した。又他方には合名會社は一二〇〇年以降、株式會社は一五〇〇年——一六五〇年に其端緒を開いた。此點は後に詳述する。此の如く商業の影響を受け、人口及び資本の増加により多少の變化を見た地方もあるが、尙經營形態は其根本に於て傳統的のものであつた。當時の大實業家も尙家族經濟的經營を脱することを得ず、フイレンツ、エ、ゼノバ、ベネチアの大銀行家、諸織物、生糸の大商人さへも大體に於てそうであつた。又手工業者の小仕事場も大量販賣の初期には尙存続し、例へば一五〇〇年——一六〇〇年に於て十臺、二十臺の織機を運轉する親方は極めて少數にして、大部

分は二臺乃至四臺を有するに過ぎなかつた。

然しながら此時代にも多少の變遷があつた。即ち販路の擴張及欲望の變化に因り或種の結社及資本の集合、並に或技術上の進歩が其効果を實現するに至つた。先づ本章に於ては家内工業以外のものを論じ、次章に於て家内工業を觀察するであらう。

本章に於て觀察する諸現象は其根源を或は昔の組合傳統に發するものあり、或は財産の共同利用及び管理の必要より生じたものもある。又或は新に發生せる公共團體、即ちギルド、仲間組合、都市、並に新なる國家の爲めに或種の生産を行ひ、全體の欲望を充足する必要に出でたものもある。

古の村落團體 (*Dorfgemeinschaft*) は道路、井泉、パン焼場及水車を共同に設置管理し、森林及石切場を共同に占有利用した。又水利組合 (*Wasseranossenschaft*) 及土地割替組合 (*Gehörfenschaft*) が發生し、後者は定期的に同一の土地を耕地及び樹皮採取地として使用した。森林組合 (*Wildgenossenschaft*) の或もの例へば、ムルグ (*Murg*) に於けるものは、鋸場及筏の發着所を共同にて作り、組合員各自の木材商業と共同經濟とが特殊の

方法で結合せられた。又多數の都市には水車組合あり、後には此共有の水車を賃貸する所の共同的營業となつた。造幣組合(Münzerhausgenossenschaft)は最初半は造幣官吏にして半は兩替商、金屬商たる少數人の組合にして、組合員は團體の設備を用して各自の計算にて貨幣を鑄造したが、これ亦後には自ら貨幣鑄造を行はざる多數組合員の貴族的財産組合(Vermögensgesellschaft)となつた。

商人ギルド及商人團體は又共同財産及共同設備例へば共同販賣所を有し、其商業を共同に指揮したが、商取引其者は各人別々に行ふこと例へば一四〇〇年——一七〇〇年に於ける英國の所謂制規會社の如くであつた。而してギルドは後世の手工業者組合の如く原料の共同購入を行つた。併し此習慣は間もなく衰へ、例へばフイレンツエの織物組合では大青、茜草、加里、明礬に限つて共同に仕入れた。これは仕入が特に困難であり、又原料の統一的管理が必要であつたからである。大體に於て一四〇〇年——一六〇〇年に至つて共同原料仕入の舊習は止んで只上述の分配権のみが行はれたが、而も其實行は追々稀になつた。又他の共同設備例へば仕上場、染色場、布杵、晒場もあつたが、大體に於て其維持は困難であり、むしろ

都市がこれに代つたことが屢あつた。又製品の共同販賣も行つたけれども大成功を収めたものはなく、イグラウ(Regen)の織物工組合の如き其一例である。アンギン(Angebin)の説明に據れば一六〇〇年頃のロンドンの仲間組合は組合員の原料仕入及び前貸の爲めに共同の資本を集めんとしたが、これは結局富裕なる組合員の掌握する所となり、更に外部の資本家を引寄せることゝなるのが普通であつた。アンギンは茲に後年の株式會社の一要素を認めて居る。

組合による共同活動の特例として一四〇〇年——一八〇〇年に於けるドイツ醸造組合を擧ぐることが出来る。此組合は或共同の標準を定めたが、其は各人の生産及販賣には觸れなかつた。醸造は元來主として都市住民の副業にして、殊に富裕階級が之に關係した。富裕なる市民は他方農業を經營し、一乃至數個のフーヘを有して大麥を産し、これからマルツを作つた。斯くて一方に火災の危険あり、他方に富裕階級が専制を行ふことによつて容易に醸造權を大家主の獨占とし、彼等は組合を作つて生産及び販賣を調節せんとし、斯くて先づ所々に輪番醸造の妥協を成立せしめたが、次で杜氏を共同に雇入れ、屢又共同醸造鍋を設けて輪番に使

用し、終には共同醸造所を建設して輪番に利用した。暫時此不便なる組織はハンブルヒ其他多數の醸造都市に於て管に地方的販路に對してのみならず輸出に向ても役立つたけれども、間もなく其用をなさざるに至つた。醸造組合は十六世紀以來私法上確定せる法律組織を採り、獨占の弊を生して狹量となり、行政上幾多の改良を圖つたが其弊を矯むる事能はずして既に十七八世紀に於ては餘りに惡質の麥酒を供給せる爲め田舎に於ける大規模の醸造業との競争に敗北し、更に營業自由の時代に至つて都市の自由企業の爲めに打敗らるゝに至つた。斯くて此醸造組合は眞の大企業となることなくして止んだのである。共同醸造所に於ても毎週更代して自己の計算に於て醸造し、其後次の番になるまで數週、數月、數年を待たなければならなかつた。斯の如く多數都市に於て一時盛運を誇つた醸造組合が衰亡するに至つた原因は醸造が各組合員はとつて單に家内經濟の附屬物たる舊態を脱することが出来なかつた點にある。即ち彼等は共同の鍋を有し、共同の醸造所を設け、共同の杜氏を雇入れたけれども、進んで經營及販賣をも共同に行ふに至らず、従つて技術の進歩と販路の獲得に於て缺くる所があつた。

都市經濟は貨幣財政、戰爭及び信用の制度が發達し、一四〇〇年——一七〇〇年には盛に市街が建設せらるゝと共に二三の經營を有するに至つた。是等の經營は確かに都市の財政、市會の權力、貴族階級にとり、又市民の物資供給にとつても重大なる意義を持つて居た。併し果して其が十九世紀に於ける市營瓦斯事業の如く眞の企業となつたか否かは疑問である。多數は單に一時的の計畫にして貧民救護の性質を有するものあり、又公的制度と私的經營との結合たるものもあつた。確に塩の專賣を行ふ都市あり、又鐵、火酒の販賣を營むものもあつた。又上等葡萄酒は市役所地下室にのみ限られて居ることも少くなかつた。ニュールンベルクでは其金屬工業の爲めに精銅所を設け、或時は市營、或時は賃貸によつて經營した(ザンダーSunderに據る)。又私人の作つた煉瓦を焼く市營の煉瓦焼場もあつた。又市營厩は行政、軍事及び建築に役立ち、或時は又馬匹を賃貸した。ザンダーに據ればニュールンベルクの厩には三十三匹の馬が居たこともあれば、或は一匹も居ないこともあつた。市營建築場は市街の建築、並に消防器具、武器の保管に利用せられ、營利を目的とせずして公共の用に供せられた。又寺院若しくは特別の建物

に設けられた市營穀倉は大に賞讃を博したが、深く研究すれば此穀倉の空虚であつたこと多く、又都市は出来るならば寧ろ寺院其の他の慈善團體又は仲間組合に穀物維持の負擔を課し、又貧民の爲めに自ら經營する時は大損失を生じた。例へばハンブルヒでは一六三八年——五二年に市營穀倉の爲めに一一、二一九マークの利益と二〇四、一九六マークの損失を記帳せざるを得なかつた(ナウデ Knude に據る)。けだし當時の市政は此方面の大企業を行ふには未熟であつたのである。

以下述べんとする製鹽業及鑛業は十六世紀乃至十八世紀に於ける官業の初期に屬するものであるけれども是には尙舊組合制度と團體的財産管理とが傳來して存続し且つ小經營と結合して居る。故に舊形態を脱し新經營形態及販路を建設せんとする困難は著大であつた。舊式製鹽所は共同鹽泉と其汲出装置並に多數の小煮沸所、即ちKotlenより成る。鹽泉の所有權は最初國王其他の名家に屬したが漸次教會貴族、一般市民の有に歸するに至つた。併し此等の者は組合又は團體を作り、早くより單なる地代取得者となつて製鹽其者には何等の勢力を持たなかつた。實際製鹽所及鍋を所有し、製鹽業に従事する者は鹽泉の賃借人、所謂 *Primmer*

であるが、彼等は小企業者にして後には屢々鹽泉の一部を所有し、其利益によつて富裕となり鹽貴族 (*Salzintler*) と呼ばれるに至つた。彼等は組合を組織し、其加入者は一定の條件を備ふる都市の住民に限り、而してカルテルの如く生産及販賣を調節し、共同して燃料を購入し、全作業の大綱は組合之を指導し、唯製鹽其者のみ各 *Primmer* の隨意に任じた。製鹽所は通常複雑なる團體的組織を有し、特別の裁判所及警察あり、幹部があつた。無數の勞働者も亦組合及び團體を組織し、其生活は安易であつた。十五六世紀以來交通の發達と共に遠隔販賣が可能となり、劣等なる小製鹽業は多く衰微し、其大なるものは益々利潤を収め販賣を増進した。一五五〇年——一八〇〇年には汲上ポンプ場、蒸發場、改良大煮沸場等諸種の技術的改良を必要としたが、大體に於て複雑なる舊 *Primmer* 團體と其指導者は此改善を實行すべき能力を缺如し、又 *Primmer* は其不完なる小經營廢止の決心が出来なかつた。於是國家は一六五〇年——一八〇〇年に製鹽業に干涉管理し、又之を買收若しくは賃借し、以て技術的進歩を完成し、且つ大抵專賣の形式にて販賣を調整するに至つた。

中世に於ける銀、銅、鉛の鑛業は國王諸侯の特權たる鑛山を四人、八人、十六人、三十二人の鑛夫よりなる組合に貸付け、組合は鑛山官 (Bergmeister) の監督の下に經營を中止せざる條件にて採掘し、鑛石の一部分(後には一割)を特權者に納め、殘餘を鑛夫間に分配する制度によつて行はれた。此鑛石は小企業者即ち所謂 Hüttenherr により鑛夫の計算に於て小精鍊所で精鍊せられるか或は Hüttenherr によつて買取られた。而して精鍊せる銀及銅は又一定の價格にて特權者に賣渡すことを要し、従つて其販路は確實であつたが其利益は大なるものではなかつた。鑛夫の權利は世襲的貸付權及利用權として二代三代の後裔に傳へらるるを以て常に同一人に屬するを要せず、又自ら採掘に従事する者に屬するを要しない。鑛業權を相續するものは代理の労働者を送り、實費若しくは手當を支給し、斯くして一五〇〇年頃迄には有利なる鑛山は多く所謂 Gewerke なる持分權者の所有に歸し、彼等は收益として所謂 Ausbeute を受取り又は鑛山維持の費用を支拂ひ、鑛夫に賃銀を與へて採掘せしめた。於是勞働團體は變じて中流市民の小資本團體となり、毎週其使用人たる Schichtmeister と鑛夫が集りて計算を行ひ、其金錢取引は造幣官又は徵稅官 (Zehnter) に

と合算して

扱はしめ、よつて鑛石の販賣精鍊には自ら多く心を勞する必要がなくなつた。中世以降十六世紀迄はいづれも小經營、殊に多くは露天堀 (Tagetrieb) にして諸侯の鑛山官吏の監督の下に行はれたのであり、又一二五〇年以來共同の地下水路、所謂 Stolle によつて多數の鑛坑に通水するといふ大進歩も此水路建設の爲めに特に設けた組合 (Gewerkschaft) によつて實現せられたのであり、又稍豊富なる大鑛坑は一三〇〇年——一六〇〇年に下受組合に讓渡して漸く經營可能となつたのであるから、此鑛山組合の監督が益々鑛業都市の市會から移つて諸侯の鑛山官吏の手に歸したのは當然であつた。

十六世紀に至つては鑛業の隆盛に伴ひ鑛坑は擴張せられ、技術は水力利用によつて複雑となつた爲めに愈々外部殊に大商業都市より資本を仰がざるべからざるに至り、従つて從來 Gewerke の大所有者は専門知識を有する鑛業都市民たりしものが今や外部の資本家に代りたる故從來の如く屢々會合して組合事務を處理する能はず、經營を擧げて Schichtmeister に一任するを得ざるに至つた。而も Schichtmeister は益々ごまかした。於是一四七七年——一六〇〇年のザクセン鑛業條例は鑛業權

を制定し、之は獨乙の内外に承認せられて十九世紀の中葉に至る迄も大體に於て行はれた。此鑛業條例は鑛山組合總會の無能なるに鑑み全然經營の指導、計算の監査、勞働者雇傭の權限を鑛業官廳と監督官との手に移した。此改正に依り鑛業官吏の有能なるものを得たる場合には鑛業を促進し大に隆盛の域に達した。然れども舊鑛山は結局概して諸侯の特權稅の輕減及諸侯の補助金によつて僅かに存續し得るの狀態となつた。此減稅及補給の結果鑛山は大部分既に一六〇〇年までに諸侯の所有となり殘餘も亦漸次諸侯の手に移ることゝなつた。斯くて一四七〇——一八〇〇年間主要國庫收入を鑛業に仰いだ所のドイツ諸邦も多少あつた。此事情と、私人鑛山組合指導の爲めに技術的素養ある官吏を養成する必要とに基いて十八世紀には鑛山學校の設立を見るに至つた。これによつて一七五〇年以來殊にプロイセン、ザクセン、ハノーバーに於て有爲なる高級鑛山官吏が養成せられ、其功績として財政的鑛業が一七五〇年——一八五〇年に再び繁榮し、又一八五〇年に至るまで引續き私人鑛山組合指導の任に當つた。又十六世紀乃至十九世紀に於ける諸種の改良は同時に特權を有し、團體を組織せる有爲の鑛山勞

働者階級を發生せしめたけれども、結局官僚的仕事に終つた。十九世紀に於ける大技術の發達と販路の開拓とは機械裝置ある商人的大經營を必要とし、高價なる設備と大資本を要し、地下堀(Driften)を必要とした。從て官僚の後見を脱せざる舊鑛山組合の如きは到底此要求に應ずること能はざるに至り、又此組合は大資本の調達に適しなかつた。斯くて一八四〇年——七〇年に於ける解決策は私的投機的自由企業、獨立せる新鑛山組合形態、株式會社經營、鑛業の解放、國家の鑛山特權及經營監督の廢止是であつた。此改革方針は必要且つ有効にしてドイツ鑛業の大隆昌は此改革と近世化する自由經營より生れた。唯國家は從來の財政上の權利並に鑛業の社會的方面に對する監督を確保すべきであり、地下の富源より生ずる獨占的大利益を社會全體即ち國家に保留すべきであつた。然るに今や國家は其當時無償にて與へしものを數百萬金を以て買戻さなければならぬ。——

一三五〇年——一六〇〇年に於ける諸侯、及一六〇〇年——一八〇〇年に於ける國民的大國家の政府は一方自ら多數の商工業經營を設け、利潤を目的として官有財産を經營し、地方特權、獨占權、諸規則によりて大個人企業及會社企業を成立せ

しめ、これを保護奨励した。是れ當時企業心の幼稚にして民間資本の欠乏し殊に貧弱なる諸國に於ては欠乏甚しく、而も國民全體の爲め、經濟的發展の爲めに斯かる大組織を必要としたから政府の施設はよく此欠陥を充した。又他面之に依て租税を徴收するよりも遙に容易に財政上の収入を獲得し、殊に國營又は特權私營事業の獨占を躊躇しなかつたから好都合であつた。然るに此計畫に關連して財政上大弊害を生じ、失敗は成功よりも多かつたけれども、是亦歷史上、心理上、又經濟上財政上止むべからざる必然の經過であつた。

諸侯は古代諸國、殊にビザンチン朝の跡を追ひ、これと例へばノルマン及びスタウファール家の諸制度がシシリアに於て直接に接觸した。即ちシシリアに於ては十二世紀の中葉以來國立の大絹工場あり、鹽、鐵、銅、麻、生糸の賣買及染物業の經營は國家の獨占となり、其幾分はユダヤ人組合に與へられ、又國營穀物倉庫は輸出に際し優先權を有し、以て巨額の利潤を得た。其後ドイツのOrden(譯者註 附僧侶及騎士の團體)は之を模倣し、財政上大収入を得たが、私益の侵害は同様であつた。故にプロイセンでは其に對する反感甚だ激烈にして遂に都市及び貴族の謀反を見るに至つた。

又イタリア諸國に於てもルネサンス時代に多少類似の傾向を生じたが、何れも濫用の弊を免れなかつた。此際の作物には偉大美麗なるもの多く、例へば藝術、建築に多數の傑作を出し、法王のモザイク工場の如きは僅かに其一例に過ぎない。然るに又商工業を經營する政府の政治的濫用によつて全國家の破滅を惹起するものも少くなかつた。例へばナポリ、フェララ、法王直領に於ける失敗はこれに原因して居る。又首都の爲めに田舎を犠牲にして低廉なるパンを供給せんとした大穀物官營制度(Ammonarverwaltung)は殆んど總ての場合に於て地方民を破滅せしめたのみならず、官吏、宮廷の腐敗を招いた。

中歐に於ては官業は比較的慎重且つ正當に行はれ、ドイツに於ける鑛業及び製鹽業官營は前記の如く一進歩であつた。廣大なる領地の管理は長く成功を見ることなく、漸く賃貸借の形式にて私企業の援助を受けた時に至つて始めて——殊にプロイセンに於て——國民經濟上並に財政上に好結果を生じた。大森林は始め諸侯の狩獵地に過ぎなかつたが一七〇〇年——一八五〇年に徐々に模範的木材生産及販賣企業となされた。又郵便事業は最初都市、商人團體又は諸侯に屬し

たが其後ドイツでは皇帝が之を特権を有する私人企業者(タキシ家)に委任した。又國家が郵便事業を經營する場合には相當困難であつた。プロイセン官營郵便局は一六六〇年——一八〇〇年の間相當の成績を挙げたが又財政上の失策がないでもなかつた。其際馬匹の徵募は地方の私人企業者に委託せられた。

陶磁器、絹織物、美術品等の國立模範工場、國立武器及火藥工場、並に國立銀行の設立經營は十七八世紀には到る處一般に行はれ、其効果は概して經濟上よりも技術上に於て大きかつた。而して最初特典を得て私人企業として設立せられたが成績良好ならざる爲め國家が代つて經營せるものも珍しくない、一時四千人の織工を有したベルリンの國立大織物工場、所謂 *Lagerhaus* は一七一三年大藏大臣クラウト *Kraut* が勅命により設立せるものであるが、恐慌時代に破綻の危険に迫つた時、國王は強制的にブランデンブルク州を匿名組合員として加入せしめた。而してクラウトの死するや其相續人に代償を支拂ひ、工場はポツダムの孤兒院に下賜せられたが尙國家の監督の下に置かれた。七年戦争の後フリードリッヒ二世は此大工場を二人のアーヘンの製布業者に賃貸した。

全國の穀物取引を獨占権を用ひずして王立穀物倉庫に集中し、之によつて數十年間穀價を調節し、飢饉の際は賣出に依て都市を救ひ、豐作の時は買入によつて農村を助くるといふ計畫の成功したのは實にフリードリッヒ二世の天才と其優秀なる官僚の力とに依るものにして而かも國家の地理的位置亦極めて良好であつた故である。此計畫は他の場合には殆んど悉く失敗し、イタリア政府の如き之によつて國土を廢棄せしめた。鹽の專賣、煙草の專賣等も亦中歐に於てはイタリアに於けるよりも好結果を收めた。然れども中歐に於ても亦多くの壓制が行はれ、爲めに例へばプロイセンに於ては誤つて煙草官營を一七八六年に廢止した。

此の如き官業に對して政府は非常に忠勤なる官吏、幾分又技術的知識に秀でたる官吏をもつたけれども、此等官吏は殆んど常に商人的精神、市場知識及實際的經驗を欠如し、其美德を以てするも尙容易に實業家の有する營利衝動に代へることは出来なかつた。於是フランス、ドイツ、イギリス、オランダに於ては國家の發起せる大企業を卓越せる外國商人、商事會社、資本家團體に譲り、國家は是に出資特權、關稅、獎勵金を與ふるに至つた。例へばフランスの *Manufactures Royales* の如き之

にして十六世紀より一七八九年までに設立せられたものが五百八十二あつたが、
コルベール Colbert の最も熱心に奨励したのはゴブランの製織等極めて少數の獨
占官業に限り(マルタン Merin 及びルバツスール Lavanseur に據る)其他は國家の援
助を受け、特權を採られ、此名稱を許された優秀手工業であつた。ドイツ諸邦殊
にプロイセン及びオエステターライヒに於ても同様の實例あり、大工業の萌芽とな
つた。而して經濟上の後進國はイタリア、ベルジック、オランダ、スウェーデン、フランス(殊
にユージュノー)の商人及び工業家を呼寄せ、移住せしめ、これによつて高等の技術と
經濟形態とを輸入せんとしたが、これは政府が仲間組合の嫉妬と利己的なる都市
當局に反抗して直接諸侯の保護の下に置いて漸く實現された。

斯くして成立せる企業は多くは家内工業にして、これは次章に於て説明するで
あらう。尙又金融業者並に植民地貿易の爲めに設立せられたる對外的會社あり、
後者は大規模の株式制度の發端である(註)。此會社の私法上存立することを得た
のは専ら國家の特許によるものにして概ね重要な經濟上の特權をもつて居た。
國家はこれに對して巨額の資本を醸出せるのみならず、イングランド、オランダ、フ

ランス、プロイセンに於ては政府の大官が會社の重役大株主となるが如き場合が
多かつた。是等の會社中眞に成功せるものは少數であるけれども其成功せるも
のは實に當時自國の國民經濟的進歩の主要擔當者であり、十七八世紀に於ける世
界商業、植民地領有、大信用制度、大工業は其双肩に繋つて居たのである。此會社た
るや半官半商の組織にして純然たるメルカンチリズムの産物である。アダムス
ミスの時代には其の最良好なるものといへども既に衰退に傾き、其管理腐敗し、之
が爲め一七七〇年——一八二〇年には甚しき非難攻撃を受けた。

註 本書第八章参照

最後に十五世紀乃至十八世紀に於ける商業精神と國家行政との一關係を簡單
に説明するであらう。即ち先づイタリア及びスペインに於て、續いてフランスに
於て、幾分又オランダに於ては租稅徵收及び公債調達が主として商人的、高利貸的
の金融業者及び其金融會社の手に歸したといふ事實がある。此實業家の租稅請
負はラテン諸國に於ては通常行はれた所であるが、請負人殊に一五〇〇年——一
七〇〇年のフランスに於けるイタリア人請負業者の貪慾なる營利衝動の爲めに

國家に未曾有の大損害を與へたのみならず租税徴收、公債發行、其他財務行政全體に亘つて驚くべき大悪弊を生ずるに至つた。故に一五五〇年——一八〇〇年に於けるイタリヤの衰退は大部分是が爲めなりとし、又同時代に於けるフランスの *ancien régime* の諸罪惡を蛭の如く社會全體の生血を絞つた徴税請負人 *tailleur* の責に歸するも敢て不當ではない。而して此階級より他の一般實業界に對してペストの如き有毒の弊風を及ぼし、此の如き制度を有しなかつた諸國は今日に至るまでも遙かに健全なる商業營利衝動の經濟的發達を遂げて居る。

第五章 家内工業 (Hausindustrie)

前章に説明した大企業の先驅と同時に起つた進歩的企業組織として家内工業がある。即ち家庭及び親方の仕事場に於ける餘剰の工業製品を商業の仲介によつて大市場に導かんとする傾向これである。此形態は未だ尙企業者問題の完全なる解決法とならずして歴史上必然の中間形態に止まり、最初は好成績を挙げたが後には種々の弊害を生じた。

家内仕事及手工業の製品にして運搬の容易なる而も一般に需要多き特産物は既にギリシヤ、ローマ文化の盛時に於て商人又は大生産者自身によつて外部市場に搬出せられた。中世に於ては十二三世紀以降イタリヤに其端を發し、十四五世紀にはアルプス南北の開發せる諸國に於ては地方的分業と交通が大に發達し、遂に特殊經營形態として家内工業の發生を見た。斯くして家内工業は十四世紀乃至十八世紀に於ては大規模販賣を目的とする工業の主要形態となり、其成立隆昌

は當時國民經濟の進歩發展及び富の増進の主要象徴となつた。現代に於ても尙新に發生し又擴張せる場合が少くない。然れども家内工業は既にManufacture及びHomeの壓迫を受け最早從來の如く進歩を示すものにあらずして却て寧ろ問屋には都合好きも社會政策上望ましからざる手段となるに至つた。

(家内工業とは家庭家族又手工者の仕事場に於て簡單なる技術によつて生産せられたる貨物を直接顧客に供給せずして一旦商人仲介者に引渡し更に商人より市場に出す處の生産及販賣の方法を包含するものである。田舎の紡織工、木を彫りレースを編む山間の住民ありとあらゆるものを自ら作るロシア其他東歐の農民の如き、都市の手工業者の如き又近時に至つては問屋及び商人の爲め、都市の大商店及び輸出商の爲めに家庭にあつて勞働する多數男女の如き何れも皆家内工業に屬する。又殊に田舎、山間に於ける小生産者が屢々其家族を行商せしめて他地方に工業製品を販賣することは今尙多く見る所であるが、これを家内工業と看做すべきか否かは小問題である。けだし其數は甚だ多くはないのである。

家内工業には二個の社會階級が關與する。即ち一方には資本なく、分業なくし

て其眼界も狭く、家庭的傳來的の技術を以て僅少の收入を得て、慣習的生活狀態に止ることをよろこぶ小親方、農夫、婦人及び兒童、失業者あり、他方には大膽なる行商人、投機的の運送人、仲間の製品を買取り、年市に出掛ける所の冷悞にして稍々資力ある親方、殊に大都市の大商人及小賣商人がある。後者は皆多少の資本を有し、其市場知識支拂能力、信用並に得意先關係によつて販路を開拓し、斯くて十七世紀に於ては多數の人々に職業を與ふる所の最有用なる社會の一員として尊重せられた。彼等は大きな利潤を收めて其地位を高め、富裕となつた。其前貸人(Pre-lender)と稱せらるゝは蓋し自宅勞働者に賃銀原料を前貸するからである。前貸人となり得る者は少數にして自宅勞働者となる者の數は極めて多いから、いづれの家内工業も皆同一の社會的構成を示して居る。即ち勞働力過剩の程度、勞働者の教育、資産、場所の分布の如何に因り、又家内工業に關する法律秩序、取引秩序の如何に因り、將又前貸人と自宅勞働者との間の社會的懸隔如何により、或は良好なる社會組織となり、或は苛酷なる高利貸的掠奪の制度となる。

家内工業發生の理由は商人が手工業者及農民に比して大體に於て早く發達し、

早く知識を得、且つ資本を積み得たことは是である。商人、前貸人、大親方も自宅労働者と均しく長く家族経済的經營に依つたのであるけれども、兎に角彼等は市場知識を有し、自宅労働者の到底及ばざる遠隔の販路を開拓した。故に生産者と販賣者との場所的並に經營上の相違は此種企業形態の根本義である。即ち家内工業は遠隔販賣が愈々發達し、生産地と消費地とが分離するに従ひ新に中間者を要するが爲めに發生したもにして、最初から生産者に對しても、消費者に對しても、優越なる地位を占めて居た。即ち家庭的又手工業的體軀に商人的頭蓋を與へられたのである。

家内工業は手工業の如く各地到る處に一樣に發達することはないが、都市たると田舎たると盆地たると山間たるとを問はず、苟くも有利なる前提條件の存する限り繁榮する。即ち數哩に亘る地方交通及び販賣の組織は問屋と自宅労働者の協働に必要にして數十數百哩に亘る組織は商品賣捌の要件である。地方交通の中心點に問屋があつて、其事務所と倉庫とを置き、漸次に技術的補助設備を加へて製品を完成し、染色、仕上組合せを行ひ、又内外國に支店を設けることも珍しくない。

又問屋は生産者から品物を買取注文せずして小問屋から仕入れることもある。例へばレムシヤイド市に於ける如し。又問屋は巡回店員を用ひ、附近の村落に製品及び原料の受拂所を設けることもある。又從屬若しくは獨立の代理人 (Factor, Hercher) 中間親方があつて問屋と自宅労働者とを媒介することもある。此中間親方は屢々酷薄なる高利貸的人物にして、自宅労働者の利益を壟斷し、原料を不當に高く計上し、又其貸銀を出来るだけ削減せんとすることがある。而して問屋業に投下せられたる資本は眞に流動資本にして製品を買入れ若しくは労働者に交付すべき原料品を購入し、且つ労働者に貸銀を支拂ふ爲めに要する貨幣資本である。問屋の業務は専ら商人的にして商品の購入及販賣を基礎とし、從て問屋と自宅労働者との間には親密なる人的關係がなく、労働者を持續して従業せしむる義務なく、製品を規則的に買取る責任はない。尙仲介者のある場合には大問屋は其使用する數十人、數百人の自宅労働者を毫も個人的に知らないのである。

家内工業の組織及法律制度は時代を異にするに従ひ自ら相違がある。其科學的認識は最近三十年間の研究によつて始めて稍々充分となつたので、十二世紀乃

至十五世紀に於ける最古の發達は近年 Ashley, Doren, Johann, Pirenne, Urwin の研究によつて始めて明かになつた。吾人は其組織を三期に分つことが出来る。

一、十五世紀以前、此時代には商人と家内工業者との争、殊に仲間組合組織に關する争が最重要である。

二、一四五〇年——一八〇〇年に於ける國家干涉の時代。

三、十九世紀に於ける營業自由により國家の干涉が撤廢せられ、又家内工業對工場制工業の競争が行はれた時代。

第一期。フランダー並にイタリア大都市國家に於ては十三世紀乃至十五世紀に毛織物及絹織物の家内工業が繁榮した。フランダー大都市に於ては織物工及び晒布工は既に十三世紀に仲間組合を組織したけれども其得意先なる商人ギルドに従屬し種々の制限壓迫を加へられた。即ち都市の監督員が仕事場を巡回し、職工は多くは郊外に住居して夕の鐘が鳴ると急ぎ歸ることを要し、七人以上の集會を禁止せられ、これを犯す者は死刑に處せられたこともある。月曜の朝早く市内に來て勞働を求め。織工には織物の販賣は許されず、況や英國から羊毛を買

入れることは禁止せられ、これはフランダーハンザ(都市ギルド)の聯合團體の獨占となつて居た。一二八〇年——一三七〇年には政治上經濟上の理由より屢々慘憺たる騷擾を惹起し、其場合に領主は職人側に左擔して貴族及商人に對抗した。斯くて一三〇二年には各營業は全市民に對して公開せられたから、織物工には組合權が確保せられた。當時毛織物工及び手工業者は勢力を得、都市の織物工は田舎の織機を悉く破壊した。然るに間もなく貴族及び商人が再び勝利を占めた後慘憺たる裁判が行はれ、織物工は多數イングランド、フイレンツェ其他へ移住した。而して一三〇〇年——一五〇〇年間に毛織物業は田舎に移つて衰微し、亞麻及絨壇の織物業が之に代つた。

ドーレンの説明に據ればフイレンツェの大毛織物業は更に嚴酷野蠻の状態にあつた。毛織物商人は最初フランダー及イングランドの毛織物を輸入して富を得たが、漸次自ら生産し、最富最大の市民組合となつてフイレンツェを支配するに至り、一二五〇年——一四五〇年には全盛に達した。此織物商人は漸次富裕となつたが半工半商であつた。彼等は其勞働者に對して極力壓迫を加へ、織物工、晒布工、

染色工は一揆を起して漸く一時的に組合権を獲得するに止まり、斯くて労働者の生活不安と無資産とは家内工業の特色となり、フイレンツェの民主政治に於ける政治的自由は此階級には及ばなかつた。而して一四五〇年以來織物業は漸次衰退に赴き、英國の上等織物が侵入した。十六世紀に於てメデイチ家に至つて家内工業労働者を多少保護した。此の如く民主政體のフイレンツェに於ては金貸業者及織物商人の殘酷なる營利心の爲めに労働者が壓迫を被り、却て貴族政體のゼノバ、ベネチアに於て保護を受けたのは興味ある事實である。ゼノバに於ては富裕なる絹織物問屋、即ち *Scintari* は其使役する染色工及織物工が組合権を獲得するを妨げることが出来なかつた。又問屋が自ら染色し、自家で織機を運轉することは制限せられ、織物工は激烈なる奮闘の結果二臺の織機を自己の計算にて運轉し得る権利を獲得した。又ベネチアでは官吏及び *Consules mercatorii* (譯者註、民選の世話役) が絹織物問屋及び絹織工を支配した。織物工は最初其製品を問屋に賣つたが間もなく絹織物輸出商人に従屬することゝなつた。然れども織物工、染色工及燃糸工は組合権を有し、又織物工は自己の計算に於て生産する権利がある。問屋と勞

働者との間の計算は確固たる國法に従ひ且つ計算帳に記録して行つた。一四九三年には五百の親方中資力あるものは織機二十臺を有し、中には四十臺有する者も二三あり、合計三千臺が運轉せられた。組合権及自己生産顧客販賣をなす爲めの認可は自宅労働者の熱心に希望した所にして労働者は之によつて問屋に對抗し得ることゝなつた。然るに問屋は之が爲めに自己の註文が忽諾に付せられ又自己の原料が竊取せられんことを懸念したる故織物工の自己生産に反對した。第二期。上述のベネチアの制度は既に第二期への變遷を示すものであるが、英國羊毛工業の如き亦其一例である。此羊毛工業は一四〇〇——一七五〇年の間最有力なる國民的工業であつたが、商人の利益の爲めに屢、偏頗の處置を採らしむるに至り、終に一七二五年以來不柔順なる自宅労働者に對し懲役刑、流刑及び死刑を科し、以て約一世紀に亘る慢性の社會的工業的騷擾状態を惹起した(ローマン *Tyburn* に據る)。然れどもチュードル王朝の力による一四五〇年——一六五〇年の立法、並に羊毛工業に對する組合権の自由適用によつて秩序が回復し、一方問屋及商人の利潤追求に自由を許すと共に他方自宅労働者に對しては實物賃銀の禁

止、向上發達の機會の開放、耕作の許可によつて之を保護獎勵した(アンキンに據る)。一五〇〇年——一八〇〇年間に發達せるイングランド其他ヨーロッパの家内工業は其状態及び組織に關し主として二個の原因に支配せられた。即ち(一)純然たる經濟的並に社會的理由及び(二)國家其他の公共團體が家内工業に與へた法律秩序である。

自宅労働者が都市に於て組合を組織し、原料を近傍に有し、其買入容易にして、又同時に自ら地方的販路及び年市の販路を有する場合には其状態は不良ではなかつた。假令其製品の大部分は商人が買取り遠隔販賣を行ふことがあつても、労働者は商人の高利貸的壓制に服従することはなかつた。例へば十八世紀に於けるブランドンブルク及びシュレジェンの織物業組織の如きそれである。即ち彼等は主として自ら羊毛を買入れ紡がしめ、其織物は主にブレスラウの織物商人、ベルリンの大商店、軍隊に販賣したが又直接顧客、ユグヤ人の輸出商に賣渡すこともあつた。ブレスラウの商人が請願をした時に大臣ミュンヒョウ Münchow は答辯して曰く、商人は組合の製品全部を相當價格にて繼續して買取るべき義務を契約上負

擔する場合に限つて織物工の直接販賣を禁ずることが出來ると。尙其組合は四十人乃至五百人の親方を有することが多かつた。而して是等織物工が失職することとも珍しくはなかつたけれども大體に於て其人數及生産額は一七〇〇年——一八〇〇年間に漸次増加した。是れ蓋し政府及商人が販賣及輸出の策を講じ、又織物工が相當價格にて羊毛を買入れ且つ問屋が絶えず同數の職工を使用する様官廳が盡力したるに因る。即ち政府は多數の國營又は公營羊毛倉庫を設けて羊毛の廉價供給を計り、又問屋と契約を結んで十年乃至二十年間同數の自宅労働者を使用することを約束する者に對し賞金を與へて失職防止策を講じた。一ヶ年二十五反乃至五十反の織物を生産する者は一人前の織物工にして、一人二人の職人を雇ひ、其他紡績工、染物工等を使用し、其他二十人乃至三十人に職を與へた。自宅労働者が田舎にも及んだ場合に於ても若し麻紡ぎ工が麻を、木彫工、時計工、グアイオリン工が木材を廉價に其近傍にて取得し、且つ別に小財産若くは少くとも最低限の生計を與ふるところの獨立經濟を有する場合、又其製品の販賣を自ら爲し得る機會をも有し、且つ餘り多額の負債を有せざる場合には家内労働者は尙相當な

る状態を保つた。然るに家内労働者が此利益を少しも有せず、高價なる原料を外國より問屋の手を経て買入れるに至り、又更に織機、道具を問屋より賃借する必要あるに至つた場合には、彼等は最早獨立の營業者に非ずして、純然たる賃銀労働者となつた。一般に買入制度(Kaufsystem)が賃銀制度(Lohnsystem)に代つた場合には、家内工業者の地位が下落する。殊に労働者が前借をなす場合、又問屋と土地を異にして全然其代理人に従屬せる場合に、其低下甚しく、代理人と其注文が來らざる場合には、直ちに非常の困窮に陥つた。家内工業が漸次地方に分散すると共に、問屋は概して賃銀の低下といふ利益を享けたけれども、労働者は益々問屋に従屬することとなり、又兩者の何れにとつても如何にして高利貸的弊害を防止し、相互の交通を改善すべきかの難問題を生じた。

家内工業の隆盛と共に、遠隔の販路を求めざるべからざることとなり、茲に販賣額の安定を計るといふ大難題を生ずるに至つた。即ち工業の進歩に連れ、又長期の好景氣に伴ひ、商人的問屋業は容易に倍加し、自宅労働者の數も容易に數倍數十倍に増加した。而して後反動と困難とが襲來し、此場合自宅労働者の抵抗力が弱

ければ、弱い程其生活の低下が甚しかつた。イングランドの羊毛工業は大體に於て國富増進の基礎であつたが、既に一五二八年、一五六四年、一五八七年、一六二二年、一六二九年——三七年に大悲境に陥らざるを得なかつた。

於是吾人は家内工業に對する法制及組合制度の問題に就て研究しなければならぬ。手工業より發達したる家内工業が其組合權を利用して極力問屋の壓迫に對抗したことは、前述したが、手工業に出でざる家内工業も亦自衛策として組合權を支持せんとした。近時アンヰンは如何に問屋が十七世紀に於て益々組合の設立を妨害する必要をもつたか、又如何に労働者の無產者化が仲間組合權の維持を不可能ならしめたかを證明した。又プリングスハイムはオランダに於て奴隸ギルド(Knechtsgilde)が此時代にも尙屢々成立したことを述べた。然れども家内工業者のみならず、問屋も亦組合を作つた例も尠くない。而して労働者保護に熱心なる場合には、問屋と労働者とが聯合して統一的團體を作つた。此組合は社會政策的妥協の色彩強く、理事は同時に生産額を決定し、又仲裁々判所も設けられ、いづれも問屋と労働者の雙方より平等に選任せられた。其實例はリオン、ゾーリング

ン等にあつた。故にこれは恰も仲間組合、労働組合及びカルテルの中間物とも稱すべき一種の組織となつた。斯くて組合の設立と其組合員の制限によつて商品の供給を調節せんとする考の生ずるのは自然の成行にして恐慌に遭遇すれば益々其必要を感ずるに至る。又此種の組合に依て近世カルテルの如き競争調節が實行せられて供給過剰が防止せられ、問屋と家内工業との無謀なる競争が避けられたことも否むべからざる事實である。併し市況の變動餘りに大きく、此の如き不徹底なる方策を以てしては防止すること不可能の場合も少くなかつた。又問屋組合及び政府は仲介代理人及び糸商人の開業に付特許を要することとして其人数を制限し、且つ其取引を監督し、帳簿に記入せしめて高利貸的、詐欺的行爲を取締ることとしたこともあつた。

政府が家内工業の繁榮を圖らんとするに當り、此團體組織を奨励し且つ特別の規定により適當に之を指導命令すべきは當然の事である。斯くて一五〇〇年—一八〇〇年間に家内工業に關して多數の取締規定を生じた。此等の規定は問屋と自宅労働者と地方官廳との長き交渉の結果生れたること多く、其家内工業に

於ける關係は猶仲間組合法の手工業に於けるが如く、又労働者保護法の近世大工業に於けるが如くである。家内工業を發達せしめんとせば先づ其を妨げる仲間組合法を廢止して、其舊式なる技術規則及經營規則、田舎及婦人の労働禁止を排除しなければならぬ。然れども此營業自由の風潮は直ちに新規定の必要を生じ、たが、其規定は多數の工業、都市及田舎、領域全部に亘つて適用せられ、分散せる多數労働者をして技術的、經濟的協力をなさしめ、規則と實見によつて統一的製品の產出を保證し、一方問屋の爲めには労働者の不正行爲を防ぎ、他方自宅労働者に對しては問屋の暴利、壓迫及強奪を保護するものでなければならぬ。又此規定を遺憾なく施行せんとせば屢々技術の進歩、社會狀態の變遷、需要供給の變化に従ひ修正を加へる必要がある。然らずんば却て政府自ら産業の發達を妨害し、不當の壓迫を行ふこととなるであらう。更に後世大工業の勃興となり營業自由の行はるゝに及んで此等の規定が多くは廢止せらるべきは自然の勢にして、けだし此規定はいづれも家庭又は仕事場の仕事にのみ限られ、又これを保護する爲めに大工場

——一八四〇年に廢止された。然れども其多數は好結果を奏し殊に自宅労働者の地位を著しく向上せしめた。而して自宅労働者の爲めに眞に悲しむべき時代は十九世紀に於て此等規定の廢止せられたる後始めて到來したのである。

更に一五〇〇年——一八〇〇年に於ける家内工業の發展を簡單に一瞥せば其要領次の如し。抑々家内工業を起した者は大商人及問屋並に其團體である。此等の者が専横なる利潤及權力追求の見地より自由に活動した時は自宅労働者は甚しき壓迫を受け、近世的無産階級の端を發した。反之商人と親方との位置の懸隔少く、有能の親方が問屋に昇進したるが如き場合、商人的營利衝動が尙組合及團體生活の傳統的感情及道徳によつて制限せられた場合、政府が調停を誤らなかつた場合、家内工業に参加せる各階級の協力によつて其指導的調停的頭首が作り出された場合、又幾分適當の競争調節策が行はれた場合には昔の商人ギルド及手工業仲間組合と同一若しくはより以上の良組織を大成し、現今最良の社會政策的合理的カルテルの行ふ所のものに近似せる一種の組織を成立せしめた。フランス、スミス、オランダ及多數ドイツ諸邦に於ては此事は幾分成就せられ、又全然成功し

たものもある。其成功せる場合には自宅労働者の無産者化は緩和若しくは阻止せられたが、いづれの家内工業にも伴ふ困難がないではなかつた。即ち技術的生産者が企業者利潤及び一切の市場知識と無關係になり、全然問屋に従屬すること止めることが出来なかつた。然れども大體に於て尙有能の親方は其地位を高め、怜悯なる代理人は問屋となり得る機會多く、又多數の家内工業に於ては今日の如き社會的懸隔が存しなかつた。當時の家内工業組織は公正にして合目的なる競争調節の可能を信じ且つ幾分之を實行した點に於て營業自由の時代に勝り、又當時は國家及公共の利害が斯かる競争調節に際して最終の決定權を有することとを何人も皆是認した點に於て今日のカルテルより優れて居る。然るに現今カルテルの指揮者は此調節決定權を獨占し、而も結局其多數は一方的なる資本主義的配當追求戰に壓迫せられて居るのである。尤も人格高く眼界廣き指導者は公共の福祉を尊重するけれども其數は極めて少い。而も其場合の公共の福祉は彼等の理解する儘の福祉であつて、又當時一般に是認された労働者及び國權の競争調節決定参加には反對して居るのである。

第三期。家内工業に於ける競争調節の舊制度は十八世紀の後半既に多少衰退したが、之れが形式上、法律上廢止せられたのは一七八九年——一八六〇年であり、個々の法律及び行政處分によつたのもあるが、又一般の營業自由法によつて始めて廢止せられたのも少くなかつた。恰も當時歐洲に於ては家内工業が全盛に達し、工業製品の需要は一七五〇年——一八六〇年間に著しく増加したが、而も大工業及近世的技術は尙初期にあつた。

從て好景氣の時には紡績工及織物工、刺繡工及木工、金屬及寶石細工人の數が増加したのみならず、下受人及親方より一躍して問屋になることも容易であつた。而も大工業方面にあつては企業者の未熟なること、資本の欠乏せること、並に此新企業形態に適する道德及法律慣習の未だ發達せざることの爲めに家内工業の強敵を出現するには至らなかつたのである。羊毛、木綿、麻及絹の纖維工業は先づイングランド、ドイツ及びスキスに於て家内工業の形式によつて大發展を遂げ、絹工業は最近二三十年前迄尙主として此形式を保持した。田舎の住民は大部分此家内工業といふ副業によつて其生計を立てるを常とし、近年此事の止むと共に彼等

の地位は壓迫を感ずるに至つた。各種の鐵工業に於ても長く家内勞働が行はれ、例へばシュマルカルデンの製釘業では小親方の數が一八二八年——一八八五年に尙三九七人から五二五人に増加した。バーミンガム、シエフィールド、ゾーリンゲンは長く家内工業の中心となり、今日尙幾分其面影を存し、フォルトツハイム亦同様である。ルプレー、Le Playは一八六〇年頃パリと其贅澤品に就て世界最大の家内工業地であると述べた。ニュールンベルク亦其玩具、錫製品其他に就て長く此の如き性質を有し、ゾンネベルク亦同じ。又多數の新工業、例へば籃製造業、レース工業、チューリングゲン及びザクセンの毛織物業、瑪瑙工業、煙草工業の如きは今猶此形式に依つて居る。ドイツ中央山脈並にアルプス地方、東部ヨーロッパ全部、スキス及びイタリアの大部分に於ては貧弱なる農業及山林勞働と家内工業との結合によつて僅かに人口の増加を來し、之によつて漸く住民と文化とを保ちつゝある状態である。

又既に工場制工業が勝利を占めた場合にも之と相並んで家内工業の發達した事が屢々ある。例へば時計工業に於ては工場と家内工業との間に巧妙なる分業

が行はれ、刺繡工業では容易に労働者の取得し得る器械を用ひて多数の大經營が解散して再び小經營となつた。裁縫器械に就ても同様の結果を生じた場合が少くない。若し此器械がなかつたならば田舎の裁縫業及び出来合服業は其發生が大に制限せられたであらう。尙交通の發達が家内工業の地理的擴張に寄與したことも尠少ではない。

併しながら此時代に於て大體に家内工業の衰退し始めたのは自然の理である。其は先づ紡績業及織物業に於て現はれ、即ち機械と大經營とは紡績工及織物工の孤立的手工労働を不可能ならしめた。イングランドでは手工による木棉紡績工は一八三〇年には僅に〇・二——〇・三——一シルバীগロッツシエン(譯者註シルバীগロッツシエンは三十分一ダーラー即ち〇・一マークの日收あるに止まつたが)ホフマンHoffmannに據るドイツでは當時尙二——二・五シルバীগロッツシエン、従つて一族七——一〇シルバীগロッツシエンの收入を得た。然るに此一〇シルバীগロツシエンは一八四〇年には二に下落した。プロイセンの手働紡績工は一八四九年——一八六一年に五七、九八一一人から五、九〇六人に減少した。此時代にはシユ

レシエンの麻欠乏、織物工の不穩、困窮の増大、飢餓チブスの流行あり、従つて若し此の如き状態が繼續するならば十年二十年の後には遂に全部死滅すべしと報告した郡會があつた。併し力織機は大體に於て甚だ徐々に手機に代つた。他の重要工業に於ては家内工業の衰退は纖維工業に比して緩慢であつた。好景氣の到來は其衰退を阻止したけれども、漸次自宅労働者の苦境は益々甚だしくなつた。而して之と共に家内工業に於ては恐るべき労働時間の延長、悲惨なる婦人兒童の酷使、憐むべき營養不良、寒心すべき住居状態を生じ、最も不良なる無産階級の慘狀を現出するに至つた。斯くて家内工業は一八一五年——一八八〇年間に工業労働者を困窮に陥らしめたことは漸次明白となり、一部の近眼者流は此状態を新式工場に歸するに至つた。而して家内工業者は多くは尙不承々ながら此説明の裏に隠れた。彼等は工場労働に進むことが技術上社會上の進歩にして決して咀ふべき現象でないことを洞察することが出来なかつたのである。

一八五〇年以後今日迄舊式家内工業は大部分消滅して大工業が之に代つた。然れども此經營は下に述ぶるが如き理由により極めて徐々に行はれ、爲めに數十

年に互る悲境は今日尙繼續して居る。而して之と共に多数の新工業に就て家内工業的經營形態が文明國に於ても尙新に開始せられ又擴張せられた。此新家内工業を生活條件及勞働條件の相違により三種に分類することが出来る。

(一) 都市の手工業は職人の早婚によつて増加し、過剰となり、最早獨立して販路を求むることを得ずして商店、問屋、大親方及工場主の爲めに勞働するに至つた。例へば靴製造業、裁縫業及指物業の如き漸次有利なる一地方に集中せられたが、此第一形態の主要代表者である。舊仕事場及手工業の傳統が猶存し、親方が職人及家族と共に勞働する場合には其状態は尙左程不良ではないが、彼の仕事場が全く解體し、職人は何處にか借家して孤立的に勞働し、同種類の勞働者が外部より來つて競争をなす場合には全く悲惨である。後者の自宅勞働者は今日主として單純なる賃銀勞働者にして多くは男子である。而して彼等は唯仕事場と僅少の補助材料とを有し、原料は雇主より供給を受け、全く雇主の命ずる儘に作業する。唯仕事場及び動力を低廉に賃貸する中央工場(譯者註 貸工場)が獨立の公私企業として設立せられ、是等勞働者を收容する場合には其地位は幾分改善せられることが出来る。

(二) 田舎の多数家内工業は人口稠密の地方若しくは山間に於て小農及日傭人と其家族との閑時を利用せんとするものにして、中には自ら低廉なる原料を集むるものもあるが何れにしても殊に山間に於ては貧弱なる固有の生業に對し不可缺の補充をなすものである。是が技術は概して單純且つ幼稚なるものであるけれども又工業學校の設立に依つて多少の進歩をなしたものが無いでもない。又場合によつては農耕園藝と工業勞働との結合は健康及家族生活の爲めに有用である。少くとも家内勞働者の數が過剰とならず、又其大多数が全然無資産となるに至らざる限り其状態は尙忍ぶことが出来る。併し若し一朝此の如き悲境に陥らば田舎の家内工業亦都會に於けると同様の悲惨なる状態を現出するのである。技術教育及商業教育の行はれ、古き村落傳統と新しき組合精神によつて好成绩の販賣組合が作られた場合には其状態は最良好である。又行商の習慣に依つて容易に其販路を發見し得る場合には其組織は尙健全である。

(三) 最近家内工業は主として未だ機械技術と接觸せず、而も其の手工業的傳統と關係なくして新に發達せる部門に増加した。即ち大都市の低廉なる勞働、殊に婦

人労働、又流浪せる無産階級例へばロンドンに於けるユダヤ人、ニューヨークに於けるイタリア人の如きを利用せんと欲するもの是れである。出来合洋服業、下着工業及靴工業は之が主要なる實例である。商店及輸出商は所謂中間親方を介して此等労働者を使役し、中間親方は幾分は二人乃至二十人を收容すべき仕事場を自ら所有し、幾分婦人をして其家庭に於て労働せしむ。而して此等労働者の悲惨なる状態は遂に英國に於て苦汗制度(Sweating system)の稱呼を受くるに至つた。元來此の如き經營形態の發達を見たのは蓋し一方に於ては人口が都市に集中し、家長の収入が餘りに僅少となり又如何なる犠牲を供しても賃銀を求めざるを得ざる不運の寡婦の如きものがあり、他方又企業者にとつては工場及仕事場の費用を節約するといふ利益があるからである。少數の稍々熟練せる労働者は中間親方の仕事場に於て作業するも、一般には仕事を與ふるに際し極端なる分業を行ひ以て生産費を甚だしく低廉ならしむる結果として屢々貧民中の最貧民を益々困窮に陥れ、爲めに一部の論者は此種家内工業を嚴禁し、自宅労働者を法律によつて強制的に工場に轉せしむべし主張するに至つた。

家内工業は十九世紀の前半に於て最高頂に達し、其後重要工業に於て衰退したが尙幾多の事業及地方に於て行はれ、殊に一八七〇年以來一部分復活を見たが、茲に是を統計によつて説明することは不可能である。唯一言すべきは現在家内工業は西北歐羅巴よりもロシア、オエスターライヒ、イタリア、スキスに於て盛なる事實である。併しドイツに於ても尙相當重要な地位を占め、不完全なる統計の示す以上に大である。

十九世紀に於ける家内工業の特徴は一般に勤勉が著しく増したること、遠距離販賣が容易となつたこと、著しく人口が増殖し其最弱者は唯此法に依りてのみ糊口の資を儲け得ることにある。現在に於ける其組織の特徴は舊秩序及團體の廢止と代理人、中間親方、問屋及び商人が益々無制限なる營利心及競争の精神によつて動かされることにある。前述の如く舊規則の廢止は必要であつたとしても少くとも其一部なる實物賃銀の禁止は之を存続する必要があつたのである。ライオンランド及びウエストフアレンに於て數十年間此制度が行はれた爲めに非常の損害を醸した。又製品検査制度の廢止は徒らに不正品の詐欺的競争を生ぜしめ

た。仲介人監督制度も亦其束縛を解いた爲に弊害を生ずることとなり近年に至つて再び自由組合により(例へば東部スキエの諸州に於て)之を開始した。最近三十年來各國に於て自宅労働に對する保護的立法の必要なるを感じ、一部は舊取締規則を復活し、一部は新なる制限と保護手段を定むるに至つた。又問屋及自宅労働者の團體及其聯合組織を再び設けるに至つたが例へばゾーリンゲンに於ては成功であつた。若しマンチエスター派の空論主義が一八一五年——一八八〇年間に多數の舊制度を破壊しなかつたならば今日建設的政策の實行は遙に容易であつたであらう。

現今家内工業の形態は大に複雑となつて居るから茲に其詳細を述べることは出来ない。唯前述の説明に尙多少附加することゝする。これは幾分人種及び人間の素質に關聯するものであつて、今日東部ロンドン、ニューヨーク其他に於ける如く人種言語の異なる無産階級が自宅労働を営む場合には貪慾なる問屋によつて無慈悲なる取扱を受けるのは自然の數である。又オエヌターライヒ及び東部ヨーロッパの大部分に於ける如く地位低きユダヤ商人が都鄙の自宅労働者の膏

血を搾取する場合には家内工業は其組織甚だ簡單にして原始的色彩を有するも尙甚だ悲しむべき状態にある。然れども西歐に於て大工業家が數千人の工場労働者と其以外に之と同數若くは二倍三倍の自宅労働者とを併用する場合に於ては其待遇良好である。殊に強慾なる下受人を用ひずして番頭若しくは労働組合の仲介による場合に於てさうである。蓋し此種の大工業家は工場労働と自宅労働の併用によつて巧みに需要の變動に適應し、以て自己並に労働者の受くる損害を少からしめんとするのである。又今日工場又は大問屋と自宅労働者との間に獨立して健全なる中間組織を有することも屢々ある。之は或は分業なき手工的經營なることあり、又或は十人乃至五十人の内部労働者と多數の外部労働者とを併せ有して分業を行ふ中間親方の仕事場なることもある。家内工業の慘狀最も甚しきは所謂季節的労働に屬し、一年中僅に四五ヶ月間の仕事を與ふるものである。尤も此場合にもバリの婦人服裁縫業の如く二種の季節的需要が交代に仕事を與へる場合は別である。

現今尙家内工業は多くの長所を持つて居る。殊に良好の組織あり、人間の素質

良き爲めに弊害を生せしめない場合に然りである。即ち工業労働と田舎の自足経済との結合並に一家團欒の状態である。確かに家内工業は多くの地方諸種の關係に於て欠くべからざる制度であつて將來に於ても消滅せぬであらう。唯其社會政策上破壊的結果を生ずる場合に於ては工場制に移るは甚だ望ましいことである。多くの點に於て家内工業は工場制度への過渡状態として必然發生するものである。即ち大資本なき新企業者は之に依つて資本を節約し且つ其危険を軽減することが出来る。殊に勞力の供給過剰なる場合には企業者は自然此形態を選ぶこととなる。

家内工業は一方家内仕事及手工業と他方工場制工業との中間物である。家内工業を大經營若しくは資本制經營と稱するは誤つて居る。蓋し家内工業は小經營を基礎とし、資本は當初問屋に於てさへも重要でないからである。又家内工業を分散的大經營と定義するは全く愚である。蓋し斯くいふ時は現在の大經營が解體すれば歴史的に家内工業の發生するを常とするかの如き觀を誤り生せしめるからである。家内工業は有能なる親方及商人が生産組織を改造せずして大規

模販賣を開始するといふことによつて成立したのである。家内工業の短所は散在せる多數人の活動を統一すること困難にして且つ殆んど分業を行ふの機會を與へず、又完全なる技術の發達に使ならざる點にあつたので、今日尙然りである。家内工業は大工業の作業過程に伴ふ機械の應用、統一性及秩序性を欠如して居る。又家内工業は幾分既に企業者となつて居た小親方を再び労働者たらしめ、又多少労働者を技術上、文化上向上發展せしむることがあるも寧ろ彼等をして其經濟的壓迫に堪へざらしめることが多い。家内工業は企業問題に不完全なる解決を下し、概して長期に亘つて社會上不利なる結果を生じた。これ家内工業の衰退すべき所以である。若し家内工業の存続を必要とする場合には自宅労働者の組合、保護法規、技術教育、將た又良好なる中間親方の仕事場及中央仕事場に労働を移すこと等の方法によつて其暗黒面を排除しなければならぬ。

後編

第六章 近世的企業

殊に大經營(Grossbetrieb)工場制工業(Fabrik)

吾人は前章に於て商業並に初期の市場生産及販賣生産に用ひられたる數種の典型的經營形態を記述した。是等の經營形態は概して家族經濟と結合せるが故に合理的の方法に依つて市場供給貨物生産の目的を達することを大に妨げられ未だ完全なるものでなかつた。今吾人は如何にして企業が獨立し、場所的にも又其傾向に於ても益々家族經濟より分離し、専ら其自らの目的を達せんと準備せるかを調べなければならぬ。此企業の分離獨立は市場經濟貨幣經濟及信用經濟の發達を基礎とし、分業及社會階級の分岐による長き準備を経て且つ又記録法、計算法の發達及市場價格成立の影響を受けて始めて可能となつた。即ち合理的思

案が一般に古代の幼稚なる感情衝動を制するに及んで始めて可能となつたのである。

此一大進歩に際し最も重要な點は精神的の發達である。即ち計畫的豫想、計算及價格算定、一切の技術的商業的行動の合理的組織之である。各種産業中商業は最も早く是等の性質を具有し、其完成によつて近世的企業となつた。而して此の如き進歩は小事業にあつても合理的、商人的頭腦と手腕を有する敏捷なる指導者を得た場合には昔も今も或程度迄實現せられるけれども而も此の如き合理的指導は大事業に於て生ずる機會多く、技術及交通の進歩發達と共に、其機會は愈切迫するであらう。斯かる傾向は大規模の販賣が行はれ、事業の資本と勞力が増大せる場合、即ち大經營の成立せる場合に初めて著しく現はれるのである。然れども商人的思想、營利衝動、市價支配が一般に普及するに至つては、或經濟上の原因より大經營に擴張すること能はざる中小經營にも亦此傾向が續々と生じた。勿論中小經營は多くの點に於て合理的の大經營と異つて居るけれども多數の企業は内部組織の改造を行ふことが出來た。故に吾人は近世的企業を廣義に解して大經營を其代表的種類と看做す。從て現今大經營のみが完全なりとし、又大經營は如何なる場合にも均しく成功すべしといふが如き說に與することは出來ない。蓋し中小經營も亦技術上、商業上合理的の組織を施すことが出來るからである。然れども茲には主として大經營を論ずるであらう。大經營の端緒は甚だ古く、既に上古に大鑛山、大理石坑、農場、海運業が存在した。ローマの皇帝、元老官騎士、自由民の大家計は五人、十人乃至二萬人の奴隸を使役し、半ば大家族經濟にして半ば整然たる大企業であつて、巨額の資本と高級の技術を以て農業、工業、商業及金融業を經營した。中世に於ては此の如きものは存在しなかつたが、尙國王諸侯の莊園並に僧院は諸種の仕事場を有し、種々の大生産及商業を營み、是等は現代に至る迄も存続したけれども決して合理的の大經營ではなかつた。

其後大商業、銀行業、海運業は先づイタリアに、次で南部フランス及びスペインに、第三にフランダール及オランダに發生した。更に此傾向は十五世紀乃至十七世紀に於て他の諸國に傳播し、大鑛山、製鹽場、精鍊所の發生を見た。十八世紀に至つては大銀行起り、又二三の大工業經營も生じたが、工業經營は尙依然として家内工業

を以て其主要形態とした。

十九世紀に入るに及んで漸く大經營は西部歐羅巴及北米合衆國に普及し、殊に一八五〇年以降に其趨勢が著しかった。現今と雖も尙大經營は一定の事業、即ち銀行業、交通業、保險業、鑛山及精鍊業、紡績業、機械工業、化學工業、製紙業、製糖業並に數種の商業及農業に限られて居る。然れども市場、相場及資本を投機的に利用し、又勞力と技術及機械との巧妙なる結合に依つて生産力を増さんとする傾向があつて幾多の中小事業にも影響を及ぼした。前者は銀行業に於て、後者は工場に於て最もよく表現された。

近世的企業の本質は通常大經營に於て最も明確に表示せらるゝものであるが之を次の如く定義することが出来る。即ち近世的企業とは企業者、職員及労働者の家族經濟より分離せる獨立の事業上の組織にして純然たる商人的、技術的見地より設立經營せられ、資本を調達し若くは所有する企業者が有給の役員、書記、技術者及労働者の助力を得て商業若くは生産を自己の危険に於て營み、大市場の爲めに活動し、而も専ら利潤の獲得を以て目的とするもの之である。故に是は家内經

濟と結合せる農業、手工業及家内工業とは其目的に於て相違する。此にあつては家族の生計を營む爲めにあらずして利潤の獲得が目的である。事業目的が自己目的となり、從て地所及建物、資本の利用、機械の應用、技術、労働者の待遇、販賣の組織は皆此利潤獲得の目的より割出されて明確、自由、整然となるのである。此經營形態に依つて始めて經濟上完成せる生産並に商業の成立を見るに至つた。是れ近世的企業の世界史的意義にして社會主義すら承認せる所である。されば近世的企業の性質を定むるものは從業者の多寡に非ずして企業内に活躍せる傾向、其組織、其從業者待遇法、將た其一般國民經濟及家族生活に對する關係である。六人乃至二十人を使用する事業も亦近世的企業に屬するけれども、通常近世的企業と稱せらるゝには五十人以上の使用人を有することを要する。

此大經營成立は次の前提條件に繋つて居る。先づ(a)交通の發達並に大國家の成立及其商業政策、植民政策の成功に依つて自由に侵入し得べき大市場の確保せられたることを要する。而して中世に行はれたる交通及競争の制限、即ち舊都市法、市場法、外人法、仲間組合、舊農業組織、鐵業組織に於ける制限は廢止せられなければ

ばならない。此の如き制限は一五〇〇年以來漸次衰へたが、全廢せられたのは十九世紀、殊に一八五〇年——七〇年のことである。營業の自由、居住の自由、商業の自由、財産及人格の自由、手工業的並に家内工業的勞働法規の廢止は大經營の創設者の利用せる標語であり又傾向であつた。要するに多數の人口と遠隔の地域とに對して集中的生産を行はんが爲めには豫め商業の自由を許さなければならぬ。而して此の如き法律並に交通機關の變革あるに拘らず尙遠隔の地に販路を擴張することの出来ない場合、即ち大量品の不變的販路なくして需要が終始變動し、又特殊の地方的貨物を取扱ふ場合、若しくは遠隔販賣と交通組織が餘りに大なる費用を要する場合に於ては中小經營が存続する。

(b) 既に十六七世紀に於て相當の進歩を遂げた商業は十八九世紀に及んで完全なる發達を見るに至つた。十八世紀に於て交通路の未だ不良であつた場合には商業は駄馬、行商、郵便車、又は船舶によつて發達した。此變革をマントウ—Mantouxが當時のイングラントに就て極めて明瞭に記述し、大工業發生の前提がこゝに存したことを指示した。此一六〇〇年乃至一九〇〇年に於ける商業の發達と共に

有爲なる自覺的有産者階級(Bürgertum)が勃興し、又激瀾たる商業精神及企業精神が發生して以て先づ十七八世紀の大會社、次で十九世紀に於ける商業、交通、工業の大經營を生せしむることを得たのである。而して此有産者階級は君主專制時代の官僚と異り利潤慾に依つて動かされる鋭敏なる組織能力を持つて居た。今や時代は一轉して集積せる資本を私的事業の危険に投じ、進歩せる交通、技術、機械を事業上に利用し、外に對して販路を組織すると共に内に向つて從業者を統括することを得る人物の時代となつた。此新なる大企業者は偶に地主、手工業者若しくは從來の親方から出たこともあるけれども其前身は主として代理人、家内工業の間屋及商人であつた。又農業に於ては大小作人、並に商人的精神と近世技術的素養とを備へた大地主が大企業者となつた。凡そ大企業者として頭角を露すものは全然特殊の投機的組織的精神的人格的素質を有し、絶大なるエネルギーを以て幾分は傍若無人に其目的に邁進するものでなければならぬ。其或者に至つては全然營利衝動に支配せられ、競争の壓迫を受け、毫も他人に頓着なく、又何等廉耻心なくして之を行つた。

(c) 事業の擴張に伴ひ企業者は益々巨額の資本を所有し若しくは信用によつて之を調達しなければならなかつた。大經營は手工業及家内工業に比して遙かに多額の固定資本を必要とするが故に富國でなければ不可能である。然れども常に資金の存在を必要とするのみならず又資本及信用市場、信用組織があつて貯蓄せる資金を集中し、商人的に之を管理し、適當なる人物及場所に供給することを必要とする。此組織なくしては大工業は存立せず、其複雑なる新形態、其圓滑なる經營は到底不可能である。此意味に於て大工業が資本主義的性質を有すると稱せられるのは誤謬ではない。然れども資本自體及其不公平なる分配が大經營を生むかの如く考ふるは不可である。成功せる企業者の相續人が二代三代の間單に資本の所有者たるの故を以て容易に企業者の列に入るを見れば恰かも資本其者が企業を創設するかの如き感を起さしむるけれども實はそうでない。企業を創設し維持するは常に特別の人格手腕に俟たなければならぬ。人格手腕なくして唯資本のみある場合には早晩損失を醸し終には破産に至るものである。企業失敗の危険と成功の機會は組織及び販路の困難となるに従つて相半ばし商工企

業の半數が其資本を喪失して破滅するに至るといふも過言ではない。

(d) 凡そ社會的大組織の發達は技術の進歩と相關連せるものである。家族經濟の發達は家屋の建築に俟ち、都市の發達は城壁、道路及び水路の建設に俟ち、大國家の建設はアジア及びラテン技術なくしては不可能であつた。製粉業、鑛山及鐵工業、造幣制度、信用技術其他幾多の進歩によつて十五世紀乃至十八世紀に於ける國民經濟の發展は可能となり、水車の改良、蒸汽及電氣原動機、紡績及織物機械、汽槌の發明は一七七〇年以降現在に至る迄の技術的大革命に於ける最も重要な現象にして大經營を促進した。紀元前四千年乃至紀元後一七〇〇年、一八〇〇年に於ける金屬及び道具の技術は家内經濟並に手工業若しくは家内工業の小經營を發せしめ、田舎の家内經濟に奴隸による大經營を付屬せしめたけれども、新式機械技術が新交通技術と相俟つて初めて多くの私經濟生活に大經營を發生せしめたのである。大經營の創立者は多大の資本と信用とを利用し、事業上必要なる原動機及作業機械を裝置し、作業方法を適宜に配合調和した。機械の使用は經營の擴張に従つて廉價となり、小經營は動力を用ふることが出来るが、高價なる作業機械

を調達し得ることは稀であつた。現今の大經營は愈々専門的となるが故に雜多の生産に任ずる小經營に比して勞働準備費機械に於て多大の節減をなすことが出来る。又更に進んで各種の勞働行程を適當に結合し、以て燃料、運搬費及仕入販賣の諸掛を節減し、又勞働行程を簡易にし、廢物及副産物を有効に利用し、事業の進行を圓滑にし、半製品の供給を容易ならしむることが出来る。勿論勞働行程が益々機械化し、多數の高價なる大機械が設備せられる爲めには長期の確固たる販路が存在し、斯くて機械の費用を償却し得ることを前提とする。即ち大規模の經濟的生産、交通及商業は長期間固定するものであるから家内經濟、手工業、家内工業の如く時々變動ある需要に適應することは出来ぬ。此固定の不可なる場合、例へば年々新しい材料を用ひ、新型の商品を要するが如き場合には大經營よりも寧ろ手工及小經營に依らなければならぬ。又一般に機械的技術が生産の主要要素とならざる場合即ち農業等には大經營の發達は著しくない。併し又或種の機械は中小經營にも亦之を利用することが出来る。例へば農業に於て簡單なる諸器械を用ふるが如き、又現今採光及び動力設備ある三室以下の貸工場(Ninshabrik)を借入

れ、作業機械のみを自ら据付ける如き、又多數の小工場にて電氣、水力、瓦斯を導きて動力とするが如きこれである。

(c) 古來大家族、公共團體及國家、將た農業及工業に於て大組織の發達した場合に、は主として奴隸及從屬民を使用したのである。蓋し多數の勞働者をして調和的に勞働せしむるには同輩的組合的組織よりも主從的支配的組織を以てする方が成功容易であるからである。即ち一段高き階級に立つ所の支配者の命令の下に多數の勞働者を服従せしむることは大經營實行の前提條件である。近時私經濟的大經營の成立は恰かも人格自由主義の勝利と時を同じうしたけれども實際に古來の階級制度は依然として存在し、寧ろ勞働者階級の生活狀態の低落を伴つた。一七七〇年——一八五〇年は人口大増加の時代にして此時多數の家内工業及手工業の衰退が始まり、田舎の過剩人口、失産の農民は都市に流浪した。多數の下層民は故郷を離れ、實物賃銀と小自足經濟を有する舊勞働組織は解體し、何等の組織なく、資産なくして新工業地方に於てパンを求むるに至つた。

此の如き勞働者は固より、當時の手工業者、手工勞働者乃至農民が到底新式大經

營を管理し得ざることとは自明である。即ち此事は一八五〇年——一九〇〇年に於ても尙生産組合が殆んど總て良指揮者の欠乏と組合員の服従心の不足との爲めに失敗した事によつても知ることが出来る。新式大經營の發生し得たるは管理能力あり、商業に熟練せる有産者階級が無産労働者階級を機械的執行補助者として雇入れ、之を訓練し、其労働を分化し、又適當に組合せたる場合に限つて居る。斯くの如くしてのみ分業の大進歩を利用し、其結果を收めることが出来るのである。然るに労働者は概して此改革に反對し、大經營成立の要件たる嚴格なる規律、秩序、機械化を快く思はなかつた。甚しく生活に窮し他に生計の途なき者でなければ賃銀労働者として農場又は工場に入ることがなかつたけれども、而も大體此の如き困窮者の數は少くなかつたのである。且つ有能なる管理者は其數が多くなかつたから、茲に現今尙見る如き大企業の社會的組織が成立したのである。即ち一方には自己の危険に於て事業を興し、事業の損益を負擔し、社會の上中流階級に屬し、若くは是等の階級に昇進する所の企業者があり、他方には此企業者の支配下に其雇入に係り、多くは下層階級に屬する労働者がある。労働者は確實に一定

の賃銀を受け、事業が利潤を得ると否とに關係がない。而も此賃銀は少數の優秀なる労働者に對しては多額に上ることあるも、大多數は僅に不足のなき程度に止まり、甚しき窮境にあるもの亦少くない。特に貧困なる労働者は不景氣に際し失業者となつて路頭に迷ふの危険に陥ることがないでもない。

現今大經營内部の社會的組織を支配する法律關係は主として自由労働契約にして、先づ現今の社會事情、傳統的慣習及法律制度並に實際的必要に順應するものである。此制度は極めて簡單にして、而も實效ある動機に基き、其法律規定も他の複雑なる關係に比して大に簡單である。即ち弊害もあるけれども、之によつて同一事業に多數人を協働せしむることから生ずる所の困難を最も簡單に解決することが出来る。これに就ては後に再び詳論するであらう。

(f) 大經營の發達は上記の如き國家的、經濟的、技術的、社會的並に法律的關係を前提條件とするものであるが、茲に又漸次に大經營を擴張せしむる特殊の原因がある。即ち一方には競争あり、他方には欲望、需要商品の統一が大範圍に及ぶことである。數千、數百萬の人が同一物品を需要する場合にのみ大經營の生産は可能

となり、個別的の需要には機械化せられざる小量生産を必要とする。而して此欲望の統一は現今交通、新聞、旅行によつて促進せられ、殊に低廉にして運搬の容易なる優良品が劇烈なる競争によつて各地に供給せられる場合に統一を生ずる。此競争の壓迫は又大經營の側に於て商品を改善し且つ低廉ならしめる故に益々激烈となるのである。蓋し大經營は能率高き持久的の社會組織を作り、商人的及技術的知識階級を幹部とし、訓練ある高級の職工、長及勞働者を使用して生産に當り、市場、需要、信用關係の知識を具へてこれを利用し、最新最良の技術を應用し、從來の小事業に比して遙かに大なる資本を用ひ、有效なる廣告を利用するからである。

競争の壓迫により最も烈しく企業の膨脹を來さしめるは恐慌の時である。即ちイングランドに於ては一八二五年——五〇年に此事あり、ドイツに於ては一八七四年——九〇年に生じた。又米國に於ては一八九三年——九七年の不景氣時代に大合同工場起り、一九〇一年——二年に巨大なる合同組織、殊に製鋼トラストの成立を見た。又ドイツに於ても銀行大集中の行はれたるは一八九四年——九六年及一九〇一年——三年にして且つ又一九〇一年——三年の恐慌時代には電

氣工業の大合同が生じた。是れ皆恐慌時代に於て特に競争激しくなり生産費の節約を要すること益々急となるからである。大機關車の圖面及び模型は一萬八千マークを要するが、小工場は一ヶ又は數ヶの機關車の爲めに此金額を費し、大工場は數十ヶ、數百ヶの爲めに支出する。又電氣裝置の準備に就ては尙多額の費用を要し、工場が大なれば大なる程是等の費用並に代理、販賣、其他の費用を節約することが出来る。

上記の大工業前提條件の存する場合には茲に大工業の成立を見るであらう。而も是は事業の天稟を有する優秀人物の創立に係るを常とする。蓋し此場合には事業が機械的となり、又内部の軋轢が大きくなる爲め種々の困難を生じ、費用を要するに拘らず、尙諸種の改善と生産費低減が行はれるからである。以下吾人は國民經濟中、大經營の殊に勝利を占めたる部門と然らざる部門とを略述するであらう(3)。然れども之より前に大經營の發展經過せる各階段及夫々の場合に於ける概念に就て一言するであらう(2)。

(2) 騎士の小采邑、百人乃至二百人の自宅勞働者を有する家内工業、資本金五十萬

マークの銀行乃至資本金一千萬、一億萬マークの大銀行、從業者五十人の工場乃至從業者一萬人の大工場、普通の株式會社乃至公稱資本金約十五億ドルの北米製鋼トラストの如き持株會社 (Holding trust) に至る迄——總て是等を普通に大經營と總稱する。此の如く一の概念に大小種々の組織を包含するのである。吾人は後に大私人企業と株式會社とトラストの内部的相違を研究するが、茲には先づ經營と數個の經營を包含する企業との差違を論ずるであらう。蓋し之を説明しなれば (B) に於て企業の規模を説く場合に誤謬を生じ易いからである。

幼稚簡單なる事業關係に於ては一の本業と一若しくは數個の副業との結合が甚だ容易に行はれる。然れども此場合は多數の經營が一人に結合したのではなくして幾多の勞働行程の結合である。而して農業、工業、商業の専門的經營が起るに及んで此種の幼稚なる結合は衰へた。現今技術的場所的の原因より多少の副業が存續することもあるけれども經營の特化は經濟上の進歩發達の標準である。斯くて最近迄企業は場所的に統一せる専門的經營に限られたが其後大經營の發生すると共に數ヶの經營が一企業に結合するに至つた。今之を次の如く分類す

ることが出来る。

(一) 同一の工場敷地内に互に連絡ある三個の建物があつて紡績と染色と機械とを併合する場合、又熔鑛爐と製鋼工場及壓延工場とが直接に結合する場合には全體は常に一企業であるのみならず、又假令其部門は多く分れて居ても尙一個の經營である。場所的統一と費用節約が其主要目的である。

(二) 製鐵所が原料を確實ならしむる爲めに鑛山と炭坑を、ゝが如き場合には企業の各部は甚だ遠隔の地に在つて夫々理事者を有することとなり、其企業は即ち數個の經營を有するのである。而も其結合は經濟上技術上の統一目的を有するが故に之を混成經營 (Gemischter Betrieb) と稱するは適切でなく寧ろ綜合企業 (Gesamtunternehmung) と名づくるを可とする。又造船所、機械工場、海運業、鐵道が精鍊所及び炭坑を結合する場合も同様である。

(三) 右と全く異り大工業若しくは大商業が各地に散在せる多數の分工場又は支店を統一する場合がある。又大銀行は多くの預金所、支拂所を有し、大醸造所は多くの酒舗を買収し、パン製造所は數百千の小賣店を買収し、夫々自己の計算若し

くは賃貸によりて經營する。此場合には技術上の目的があるのでなくて販路及顧客の吸收維持を目的とする。英國では之を Multiple firm と稱し、ドイツでは連鎖店 Kettengeschäft と云ふ。斯くて十乃至二百若しくはそれ以上の經營が之を支配する中央本部に従屬し、小販賣經營は統一せられて一の大企業を爲すのである。

(四) 現今近世的交通及び廣告の發達並に貴重の特許權により、或種の商品は商號及び商標によつて一般に賣買せられ、全國又は全世界に亘つて比較的高價に多量の販賣を行ふことが出来る故に一種の獨占を生じ、而も大經營の改良技術にもよらず、又販賣機會の利用にもよらずして事業擴張の動機を生むことがある。其が爲めに或は最初の一經營が擴張せらるゝことあり、或は隣接して若しくは他地方に數個の經營を増設することがある。今一例を示せば、英國のコーツ縫糸工場は一八二六年の設立に係り、其縫糸は世界各地の裁縫師が愛用する所となつた。是は一八九〇年に資本金一億一千四百萬マークの會社となり、今や米國、カナダ、ロシア其他に工場を有し、六十の分工場、百五十の販賣店、専屬の炭田、五千人の勞働者と二億四千萬マークの資本金を有するに至り、一八九七年——一九〇六年には二

割乃至五割の配當を爲すことを得た(マクロスチーに據る)。コーツと相並んで英國の二十大縫糸會社が合同したが、大資本を投じ進歩したる機械を有するに拘らず概して良好なる業績を收むることが出来なかつた。

(五) 最近二十年間の企業擴張の大部分は技術にもよらず、經營の擴張にもよらずして既存の大事業及株式會社を一の巨大なる企業に合同し、以て價格及び市場を支配せんとする企圖に基いて居る。即ち通常 Trust と稱するものは是れである。トラストに就ては第十章に説明するが、唯茲に注意すべきは之が必ずしも大技術の結果に由らざることである。トラストは勢力を得る爲め、又は競争を防止する爲めに行はれる。例へば英國の Bleachers Association は一九〇〇年五十三の株式會社が漂白に適する水路を完全に獨占せんが爲めに合同したのである。又一八九二年に於けるゲルゼンキルヘン石炭會社の營業報告に據れば、一八八二年以來着手せる擴張は一方技術上の利益と共に他方勢力の獲得を目的とするものであつて、これによらなければ販賣地域に於ける一致は不可能であつた。是等の大企業及巨大企業に於て問題となるのは技術上並に經濟上のものでなくして寧ろ金融組

織及資本集中に關するものである。故に結合せられたる經營は必ずしも以前の狀態以上に改良又は擴大せられるを要しないのである。

以上今日大企業と稱するものに非常の差別あることを略述したが、同時に今日大技術以外の原因によつて事業の擴張が行はれることを觀察した。更に又場所的並に技術的に統一せる經營の擴張は企業の擴張に比して其限度の甚だ狭いとを示した。今日一萬乃至二十萬の勞働者を有する經營ありと云ふは誤謬にして實際はその大さの企業が存するのである。一經營は現今最大のものと雖も容易に勞働者千五百乃至三千人以上に出づることはない。一千人の統一的指揮は寧ろ稀に見る所の一大藝術であつて、況んや三千人の指揮に於てをや。レーエコンツェルンでは既に此人數の十倍乃至二十倍の從業者があつたけれども其ベルリン中央機械製作所の勞働者は一九〇〇年——一九〇四年間に僅かに一〇〇〇人から一二〇七人に増加したに過ぎない(ライヘルト Reichelt に據る)

(3) 今吾人は各種の事業に於ける大經營の發達に就て略述するであらう。

第二章に於て説明せる如く農業では大經營は全然發達しない。反之原料採取

業中林業及び鑛業に於ては其著しき發達を見る。即ち規律ある森林經營は大規模なることを要する。何となれば林業に於ては三十乃至百二十區域を年々一區宛伐採する爲めに廣大なる土地を使用しなければならぬからである。又鑛業は一八五〇年——一八〇年以來益々大なる經營組織を必要とするに至つた。蓋し現今の鑛坑は四百乃至二千米突の深さに達し、益々大なる縦坑設備及機械を要するからである。ゾムバルトによれば獨逸石炭坑に於ける從業鑛夫の數は一八四二年に一坑平均四十人であつたが一九〇〇年には一二二四人となつた。而して小經營の炭坑が大縦坑を設けることは全然不可能である。一ヶ年二十四萬トンの石炭を搬出する所の二重縦坑の建設は現今百萬乃至一千萬マークを要する。而もこの數量は設備の整ひたる炭坑の最小生産額に當る。従て最近三十年間に於ける鑛業の資本金及從業者の數は非常に増加し、從來資本金百萬乃至五百萬マークなりしもの今や五千萬乃至一億マークとなり、從業鑛夫は二千乃至一萬人となつた。一九〇六年にはヒルベニア炭坑は一五九八三人、ハルベナーは二三八九一人、ゲルゼンキルヘンは二九〇二七人の勞働者を有し、夫々四百十萬、五百三十萬、

七百二十萬トンの石炭を産出した。併しこゝに忘れてはならないことは此の如き數字中には聯絡ある數個の獨立炭坑を含み、而もそれは必ずしも接近せる地方に存するものでないのである。而してイングランドでは小炭坑を合併せんとする計畫は今日まで殆んど總て失敗に歸し、南ウエールスでは最近六十二の炭坑に合計九千五百人の勞働者あり、即ち一炭坑平均一五二人に過ぎず、就中三十三炭坑は百人以下である(マクロステイヤーに據る)。

他の原料生産業に於て石炭業よりも更に多く大企業の成立を見た。例へばセメント工業の如く、イングランドでは一九〇〇年三百七のセメント工場が合同して一會社となつた。

次に交通業、商業、銀行業に移るに、是等の事業に於ける集中は其沿革最も古く、フイレンツエのベルチー家の銀行は既に十四世紀の始めに十四の支店と百五十の代理店を持つて居た。イングランド銀行は一六九七年に二千四百萬マークの資本金を以て設立せられたが、一七九七年には二億六千萬マークの財産を有するに至つた。英國東印度會社は既に一六一六年に百六十萬磅の株金を募集し、又和蘭

東印度會社は一六〇二年六百二十萬グルデンの資本金を以て設立せられ、一七九五年解散の際には一千五百二十萬フロリンの資産と一億二千七百萬フロリンの負債を持つて居た。是等諸會社は主として大海運業より成立した。即ち規則的に大航海を行ふ必要から會社が創立せられ、又規則的の大陸交通の必要から十七世紀に郵便制度を開始した。是等は半私半公の大經營にして、其起源は機械又は大資本ではなくして交通の必要並に國家建設及植民地獲得といふ政治上の權力目的から出たものである。

十九世紀に於ては同一の原因が非常に強く交通組織に影響し、加ふるに此方面には新技術が発生した。鐵道及び大海運業は巨額の資本を要し、益々統一ある大組織を必要とした。最初個々の鐵道會社は小線路を以て營業を開始したが、其線路上に小規模の貨物運送人及貨車所有者が競争的に營業するであらうといふ豫想は忽ちにして夢消した。而して小會社の競争は一八三〇年——八〇年間に盛行はれたが、其後必然的に小鐵道會社の合併を生じ、イングランドでは三百五十三會社が六會社となり、フランスでは一八四六年——一九〇〇年間に三十三會社

が六會社となつた。又プロイセン・ヘッセン及び其他のドイツ諸邦の如く鐵道國營によつて其統一を遂げた國もある。米國に於ては數年に亘つて約半數の鐵道會社が破産せる結果、終に少數の大組織となり、且つ其中鐵道網の約六割を占むる三會社は近年モルガンによつて統一せられて、事實上六乃至十の大トラスト及び大銀行によつて支配せられる一大鐵道となつた。而してモルガン一派は此會社の多數の株式を買占め、これによつて三百億マークの資本と六十萬の従業者を有する十八萬キロメートルの鐵道を支配することゝなつた。而して其後一九〇二年二月には同一人によつて百萬トン以上の船腹を有するアメリカ海運トラストが設立せられ、二三の重要な英國汽船會社をも併せて支配することゝなつたが、是れは合衆國橫斷鐵道貨物を歐洲に到る大洋運送と共に統一的經營の下に置くことを其主要目的とする。又彼は百萬トン以上を有するドイツ二大汽船會社即ちロイド及びハンブルヒ・アメリカ線と全世界の海運分配に關して有利なる協定を結んだ。尙ハンブルヒ・アメリカ汽船會社が一九〇七年——一九〇七年間に如何なる發達を遂げたかは次の數字で明かであらう。

	一八九七年	一九〇七年
株式資本	四五・〇 <small>百萬マーク</small>	一二五・〇 <small>百萬マーク</small>
社債	一三・八	四九・〇
貸借對照表上の財産	七六・二	二一九・二
大洋汽船	六九 <small>隻</small>	一六六 <small>隻</small>
河川汽船	五一	二〇五
噸數合計	三〇一・五〇 <small>トン</small>	九五七・二一 <small>トン</small>
汽船乗組員	四、〇〇〇 <small>人</small>	一二、〇〇〇 <small>人</small>
總使用人員	一二・三 <small>百萬立方メートル</small>	一九、〇〇〇 <small>百萬立方メートル</small>
運送		
貨物	七三、〇八九 <small>人</small>	四三一、九五五 <small>人</small>
旅客		

如此交通組織は益々老大となつたが、是等大企業と共に中小企業も亦少く其幾分は存続し、却て或事業に於ては進歩を示して居る。例へばドイツ馬車營業組合では一八八八年には經營數二六五五三、平均勞働者二三人、一九〇五年には三二四

三三、勞働者三八人となつて居る。尙大部分の商業其他の營業に於ては一八八〇年——九〇年間に主として小經營が増加したといふことが出来る。十九世紀に於ける商業の大進歩(人口一萬人に付商人の数はプロイセンでは一八四五年に九七人、一八九五年に二四〇人、ザクセンでは夫々二五六人、六三七人であつた)は主として、田舎、小都市及郊外に於ける小賣商人及び街路に於ける店舗の増加、又多數の代理店、仲立人、問屋、行商人、商業補助者の増加に因つて居る。舊プロイセンでは公開の店舗の数は一八六二年に四七〇〇〇、一八七一年に八二〇〇〇、一八九五年に約二〇〇〇〇〇に上り、又ドイツ全國に於ける數字を擧ぐれば次の如くである。

商業及交通業

一八八二年

一八九五年

使用人六人以上のもの

二六、九九四

五〇、二三一

同 一人乃至五人のもの

二四六、四一三

四五〇、九一三

單獨經營

四二九、八二五

四五四、五四〇

確かに一八八〇年以來發達の重心は大經營に存し、而して小經營に於ては其數過剩なるが爲めに經營困難に陥つた。然るに使用人五人以下の經營は一八八二

年—九五年に略々倍加したが之は不當の發達に非ずして内部の經濟的必要に因るものである。大ホテル、大デパートメントストア、大通信販賣業、大産業組合及大銀行の發達するに拘らず、顧客の近隣に位する所の地方的小經營は尙需要がある。ベルリンでは最近十年來ツェルトハイムの如き立派なデパートメントストアが數千人の使用人を雇つて經營せられて居るけれども其顧客は尙大都市消費者の一部分に過ぎない。スーヴ Knopp はアメリカのデパートメントストア發達の原因は價格の低廉よりも流行にあるといつた。又消費組合の發達は事業經營の一新形態を加へたが、大組合店舗の外に多數の小販賣所及び小組合を許した。又大工業が自ら販賣を行ひ、中間商人を排除せんとする計畫は從來の中規模の商人を驅逐したけれども、尙其種類は限られて居る。アメリカ最大の靴工場ドーグラスは七十の専屬販賣店を有するが、尙一萬一千の獨立せる靴店がドーグラス靴を取扱つて居る。更に一般の工場製靴は大部分卸賣商の手を経て小賣商に渡つて居る。通信販賣の大經營も小都市の多數商店に影響を與へたけれども尙顧客をして現物を見せしむることの出来ないといふ欠點がある。斯くて最近の改造及び

集中傾向は著しきものがあり、舊式の小賣商業は衰退すると言ふけれども、尙その大部分は存続し、發展するであらう。即ち茲に分業が起つて大企業と小店舗とは夫々の長所を以て共に存立することゝなるであらう。

銀行業に於て近時大經營が著大の進歩を遂げ、田舎の小個人銀行は悲境に陥り、小株式銀行亦幾分衰退した。然れども悉く小經營によるドイツ信用組合も一萬乃至一萬五千に増加した。少數の銀行は一躍して非常の大經營となつたが、これ蓋し國債募集、外國業務、並に世界信用市場に於ける競争戦を遂行し得る指導的の中心を必要とするからである。現今ドイツ第一の銀行たるドイツ銀行(Deutsche Bank)は一八七〇年一千五百萬マルクの株式資本を以て設立せられ、一八九五年には九千萬となり、一九〇六年には二億の資本金と九千七百萬の積立金とを有するに至り、同盟せる二十株式銀行と合して七億四千七百萬マルク以上の資金を有し、之に他人資本を加ふれば三十三億二千五百萬マルクを運用することゝなり、其取引總額は一八九五年に三百七十九億マルクであつたものが一九〇六年には八百五十六億となつた。同銀行は一八九五年ベルリンに於て十六の預金所を有し、本部に

於て一千五人、其他に六百十七人を使用したが、一九〇六年には本部に二千五百九十三人、其他に一千五百三人に増加した。此外三個の同様なる大銀行及銀行集團と數個の獨立大銀行があつて、各々六千一百万乃至一億二千九百萬マルクの自己資本を持つて居る。其内四大集團に加はれる約六十の銀行は尙依然として地方的獨立を保ちつゝある。又帝國銀行、不動産銀行、保險銀行等の特殊大銀行は獨立して居る。舊プロイセンでは個人銀行が六百二(一八六一年)から七千(一八九五年)に増加したが、其七割乃至九割は今日現存して居る。是等小銀行と大特殊銀行は前記大銀行の擔當し得ざる特殊の任務に服する。他の諸國例へば米國では立法の有利なる爲め銀行の數が増加すると共に又大銀行も發達した。國立銀行は一八八六五年一五、一三、一八八〇年二〇、九〇、一九〇四年五四、一九、又州立銀行は一八九六年三七〇、八、一九〇四年六九、二三に上り、此外四五千の個人銀行がある。ドイツ銀行がドイツに於て第一位を占むるに至つたのは一方その重役の天稟と活眼に俟ち、他方確實なる顧客業務と大規模の設立業務及機敏なる外國業務とを巧妙に結合したことに因る。同銀行はかくして一種の獨占的地位を獲得したが、他の二

三大銀行も同様の進歩を遂げ、以て現今ドイツ銀行と或は競争し、或は同盟を結んだ。是等の銀行が更に又合併して獨占を完成すべきや否や、又その時國營計畫が起るべきや否や、今日何人も之を語り得るものはない。然れども大體銀行業に於ても全部の合同せる大集中よりも寧ろ巨大銀行並に大中小の信用機關の間の分業が存するものと思はれる。巨大銀行の營業費は著しく膨脹したが、これに就ては後述するであらう。

工業に於ける大經營は一七七〇年——一八五〇年間主としてマルクスの所謂マヌファクトールの形態に於て發達した。嘗ては一室に二臺乃至四臺の織機を据付けたが此時代には十五臺乃至三十臺の織機を有することとなり、之に依て建築費、燈火費、監督費を節約し、幾分は之を機械力によつて運轉し始めた。而して道具の改良を施し、分業を行ひ、勞働の管理を改め、家内工業に伴ふ横領其他の弊害を防止した。然れども此マヌファクトール、即ち五人乃至五十人の勞働者を有する大仕事場若しくは小工場の發達は技術上の統一よりも取引上の統一を目的としたものである。マヌファクトールの數は現今尙甚だ多く、而して技術上販賣上其

他の理由により完全なる機械化及集中が不可能なる多數の生産業に於ては此形態は將來尙維持せられるであらう。

新技術が其機械力と完全なる作業機械組織を以て工業的生産を全然支配せる場合、將た大規模販賣の勝利を占めたる場合には、茲に本來のファブリークが成立する。此場合には幾多の巨大なる建物は統一的計畫の下に順序よく並立して夫々生産過程の各部を擔當し以て危然たる大組織を形成す。又其構造は全然技術的事業的の考慮に従つて組織せられ、販賣條件若しくは生産條件の最有利なる場所を選んで設けらる。即ち或は水力、石炭、礦物の便ある所或は技術の發達、勞働力、機械製造業の最好都合なる場所に設けらる。ファブリークは二三の地點に集中し、而して此處より能く全國、全世界に供給する。此ファブリークに就ては學者が大經營に關して一般的に説く所が當嵌まる。即ち機械的過程、殊に作業機械の極度の發達、人力の大節約、固定資本の大利用が最もよく行はれる。而して新設の巨大企業にあつては夫自身都市を爲すに至る。

各國共に鐵鋼工業は最大の集中を遂げたが、其發達は最近の事實に屬して居る。

ドイツ製鐵業の如き一八五〇年迄は尙手工業的、仲間組合的にして小經營組織により、田舎の地主が賣却不能なる木材を利用する爲めになす所の農業的副業と目されたに過ぎない。然るに一八四〇年——七〇年にはドイツ各地に於て舊式製鐵所が衰滅した。ニーダーライン・ウエストファレンに於ては當時銑鐵の輸入税なかりし爲め製鐵業者は中規模の製鐵工場及壓延工場を起し、以て關稅の保護ある高價の棒鐵を製造した。工場の擴張の眞因は一八五〇年——九〇年間にベセマー、マルチン及トーマス各製鋼法の發明されたことにあつたが、之はドイツに於ては一八七三年——九〇年の不景氣時代に始めて實行せられ、コークス燃焼による大熔鑪並に所謂合成工場(Synthetisch Werk)は此時始めて現出した。一八四二年には一熔鑪に付一三人の勞働者があつたが一九〇〇年には三二二人となり、而して今や十乃至其以上の熔鑪を有する工場も珍しくない。ハイマン(Heymann)に據れば一九〇四年にドイツに於ける二十四個のトーマス式工場は平均九一六七人の勞働者を有し、十二のマルチン式工場は平均三三三二人を有する。所謂混成工場(Mischwerk)は主として鐵工業に存し、鑛山及炭坑より鋼及鐵の全製品に

至る迄、或場合には機械及機關車に至る迄總てを包含し、技術上並に經濟上大利益を生ずるものである。即ち熔鑪より生ずる餘利瓦斯を燃料に利用すること、高温度の液體鋼を直ちに壓延工場へ送ること、又各行程の場所的結合による運賃の大節約、品質一樣なる良原料の確保、其他多くの利益は此混成工場をして小規模の所謂單純工場(Rein Werk)に比して二倍の效程を挙げしめた。混成工場は三千乃至一萬五千人の勞働者と一千万乃至二億マーク若しくは其以上の資本を使用する。而もフェルカー(Völkner)が其製鋼業集中論に於て述ぶる所に據れば一九〇三年にはドイツ鐵鋼同業組合の經營數は合計三萬四千七十二にして其中二萬は小錠匠であつた。而して其餘の一萬四千七十二の大經營中僅かに四千九百六十二が混成經營にして、而も其中約四千は唯一種又は二種の經營を結合せるものであつた。又英國に於てはマクロスチーの計算に據れば一九〇七年には百〇一の製鐵所と九十五の製鋼所があり、後者の内二十八は同時に熔鑪を持つて居る。英國に於て四千萬乃至一億五千萬マークの資本金を有する巨大工場が成立したのは漸く最近十年間のことにして自由競争の壓迫によつたものである。例へば

バルコウ・ヴォーン會社 (Ballou Vauclain & Co.) は今や六大工場を有し、其熔鐵爐合計二十六株式資本八千萬マークに達する。米國に於ける巨大工場の發達も亦漸く一八九〇年以降の事に屬して居る。即ち一八八〇年には製鋼所及製鐵所六百九十九あり、其職工數平均僅に百九十七人に過ぎなかつたが、一九〇〇年には六百六十八工場、職工數平均三百三十人となつた。最近の巨大工場が單なる一個の大經營に非ずして事業上一單位に結合せる經營の集合なることはドイツ、アメリカの最大企業を一瞥せば明かであらう。

クルツプ工場は一八一〇年——四八年には七十二人、一八六六年には七千四百五十五人、一八九五年には四萬四千人、一九〇七年には六萬四千三百五十四人の勞働者を使役した。其資本金は一九〇六年には一億八千萬マークの株式資本(時價は確實に四億マークあり)にして貸借對照表には四億七千五百九十萬マークの財産があつた。工場は六ヶの大製鋼所、多數の鑛山及炭坑、ゲルマニア造船所、海運業等に分かれて居る。事業の中心たるエツセン鑄鋼所には四百ヘクタールの面積内に約六十の獨立經營がある。其内例へばガス工場はミュンヘン市に於て使用さ

ると同量の瓦斯を供給する。前記六萬四千三百五十四人の勞働者中約四萬がエツセンにあるものとすれば六十の經營は各平均六百六十人を有することゝなる。而して他の工場はクルツプの如く世界各國の陸軍を顧客とすることが不可能であるから到底クルツプと同程度に達することは出来ない。

カーネギー工場は熔鐵爐の火力が無烟炭よりコークスに變化すると共に發展した。同工場は地の利を占め且つ夙に各生産過程を結合し、常に最新の技術を用ひて作業し、又一切の勞働組合員を除外し、從業者をして非常に努力せしむる代りに高額の賃銀を與へ、尙責任の地位にある者を會社の株主たらしむる政策を採つた。而してブール(カルテル)に参加することがあつても其加入は唯一時的にして好機會を迎ふれば決然脱退して激烈なる競争の下に他工場を屈服せしめた。ベセマー銑鐵はピッツバーグに於て一八八六年——一九〇〇年に一トン十乃至二十一ドルを上下した。然るにシユピリア湖附近の大鑛脈が発見せられた時にカーネギー及ロックフェラーは最良の鑛脈を五十年間占有する權利を獲得し且つ鑛山より製鐵所に至る獨占的汽船及鐵道連絡線を作つた。斯くて鋼價は一八

九〇年突然二十五ドルより十五ドルに下落した。此時代及一八九七年——九九年の好景氣時代の初期に三千三百萬乃至九千九百萬ドルの資本を有する原料生産の大混成工場(カーネギーは此中にあり)が組織せられ、又同様の規模に依る鐵加工業(葉鐵、鐵管、架橋材料)の大合同が行はれた。而して一九〇一年——〇三年再び恐慌の來襲せる時一般に製鋼所は動搖した。此場合加工工場の新設により、又加工工場にありては製鋼所の新設によつて此窮境を脱するか、又鑛山及炭坑と製鋼所とを合併するの外なかつた。斯くて恐るべき生産過剰の來るべきことが明になつた。於是モルガンは一九〇一年に最大の混成製鋼所及最大の加工會社(其中には例へば四十株式會社の合同なる *Tin Plate Company* あり)の九乃至十を株式買占により合併して *United States Steel Corporation* を設立し、之に依つて鐵業界の苦境を救済した。此會社は *Operating Company* (譯者註、自ら事業を營む會社) に非ずして持株トラスト(“*Holding trust*”) 即ち利潤分配平均の爲めの財政的統一組織である。此統一組織に包含せられたる會社は二百十三ありて、是等は事業の經營上には獨立の地位を有し、相互に取引を行ひ、各自の積立金を持つて居る。是等の諸會社は

一九〇六年に十五億ドルの公稱資本を有し、其中約五億ドルは水割 *Overcapitalization* (超過資本 *Überkapitalisation*) と目すべき普通株にして相場は百ドルに付十五乃至四十ドルの間を上下した。製鋼トラストは多數の企業に参加する外七十八の熔鑛爐と四十一の鑛山と百十二隻の湖上汽船とを有し、全體に於て一八一、一五八人の勞働者を使役した。依つて此人員と十億ドルの正味資本とを二百十三工場に割宛つれば各工場に八四五人、四百七十萬ドルとなる。北米に於ける鐵及鋼生産鑛石所有並にコークス製造の總額に對して製鋼トラストは三割八分乃至七割一分を占めて居る。使用人及勞働者に十二萬三千四百六十六の株式を所有せしめ、其株式は相場八十ドル迄保證せられて居る。一九〇一年以來今日(一九〇八年)に至る迄不景氣と好景氣とが循環した。假令現在の恐慌が甚しくトラストを壓迫したとしても經營者の手腕はよく其狀況を改善するに堪へた。會社の獨占的地位は最初から完全無缺ではなかつたが最近に至つて鑛脈の新發見と工場の新設とに依り一九〇一年——〇三年に比して一層薄弱となつた(ベルグランド *Berglund* に據る)。

鐵鋼加工業に於ては主として大製品大砲、軍艦、機關車、大旅客汽船と大注文者の

關係する場合に大經營が勝利を収めた。然らざる場合に於ては手工業及家内工業は退歩したけれども尙全然消滅することなく、中經營及或種の家内工業は依然として存在する。シュワルツ *Schwartz* 及ハーレー *Halle* は一九〇二年に百九の能率高き英國造船所を調査したが、其中四十五は各一千人以上の労働者を有するも其他は各數百人を有するのみである。而して二千五百人乃至三萬人を有する大造船所の附近には中規模の補助工業が益々多く發生して各種の機械及部分品等の供給をして居る。ドイツに於ても亦大造船所は此の如き附屬品工場を助成し始めた。ドイツ機械製造及小鐵工業同業組合は一九〇五年に七千三百五十五經營を包含し、各平均二十六人を使役する。此平均の生ずるは一方數千人を使用する大經營あると共に他方二人乃至十人の小經營が多數存在するからである。又青銅器、金銀器製造工業に於ても全く同様であり、數百人を使用する大經營あると共に他方オッフエンバッツ、ハ、フホルツハイム、グミュンドに於ける無數の中小經營が依然として存続する。又シエフイールドの小刀工場に就てハスバッツ *Hassbach* の記す所に據れば機械的技術による工場、手工的技術による工場、前貸制度及親方

制度が併存して夫々特種の部分品を生産して居る。而して其原因は製品の多種多様なること、需要の變化多きこと、及手工労働の低廉なることにある。

百年以前には繊維工業は第一位の最も重要な工業であつたが今日と雖も尙石炭、鐵及機械と相並んで工業界の第二位を占むるものである。其技術的進歩は最も重要なものにして斯の如く機械が手工に代りしものは他に之を見ず、實に近世大工業の典型である。而もイングランドの一木綿工場に従業せる労働者數は一八五〇年——九〇年間に僅々一七一人より二〇八人に増加したに過ぎない（ユラシエック *Juraschek* に據る）。併しながらイングランドの木綿紡績の發達著しく、一九〇〇年には一工場平均八萬鍾となつたが、ドイツに於ては漸く二萬五千四百鍾にして近來二三のものが二十萬鍾に達せるのみである。然れども是等は概して數個の工場よりなり、分割するも何等變ることがない。混成工場は其數多からずして、ランカシャーに於ては紡績のみの工場九百三十五、織物のみの工場九百五十に達するも兩者を兼營するものは僅に四百三十八に過ぎない。而して繊維工場には最も著しく特化が行はれ、染色業、漂白業、棉花賣買、綿糸賣買、織物賣買は夫

々獨立の事業である。織物工業は中規模にして一工場に平均四百三十一臺の力織機がある。而して木綿工業は纖維工業中最も集中せるものにして即ちイングランドに於ける各種機織業の規模を見るにハスバツハに據れば一工場平均木綿は四百三十一臺、梳毛糸は百六十六臺、羅紗は六十臺、再製羅紗は五十二臺、絹は二十七臺の織機を有する。然るに羊毛紡績は木綿紡績に比して全く規模小である。イングランドの紡毛紡績は一九〇〇年平均二千二百三十七鍾、梳毛紡績は五千六十鍾にしてドイツでは夫々二千九及び二千五百五十鍾である。米國では各種の羊毛工業を通じて平均一八八〇年には四十三人、一九〇〇年には六十七人の労働者を使用し、製品價額は平均一年八萬ドル及び十一萬四千ドルであり、いづれも中規模である。ドイツ纖維工業同業組合の統計を見るも同様にして、絹業同業組合に屬する企業者は一八八八年に平均七四人、一九〇五年に二七人の労働者を使用した。マクロスターの説明に據れば英國纖維工業に於ける最近二十年間の大合併は純然トラストの性質を有し、同一専門業を糾合して競争防止を爲すに止まり、舊來の各事業及其技術を改めることがない。例へば三十一工場を有する一八九八

年設立の Cotton Spinners and Doublers Association の如き、又五十九會社を有する一八九九年設立の Calico Printers Association の如き是れである。後者は八十名の取締役を以て取締役會を組織し、百二十八の主要得意先と長期の契約を結び、而も此組織によつて最初は殆んど配當をなす事を得ず、其後數年間漸く二分五厘の配當を得た。又四十年來技術上著大の進歩を遂げ且つ之と共に巨大なる經營の設立せられたる工業二三種あるが、之を詳密に觀察すれば大經營の成功は尙部分的のものに過ぎないのである。即ち醸造業及製粉業の如きそうである。ドイツのビール醸造業に就て云へば一八〇〇年——七〇年は尙家内經營的又は手工業的小經營が多數を占め、プロイセンでは一八五三年に一〇、〇六八の專業醸造所と七、九六三の非專業醸造所及び一八、五七七の無稅自家用醸造者があつた。一八七一年には第一種のもものが七、五九八に減じ其内六千はマルツの一年消費量一千ツェントナ以下であつた。一八七〇年以來株式組織の大醸造所が出現したけれども、尙例へばバイエルンでは一八八二年及び一九〇七年に百ヘクター以下のマルツを用ふる醸造所が夫々七一〇〇、六四七八あり、二萬以上のものは僅かに八二及び一〇

五に過ぎない。ドイツ醸造業災害保険組合の計算に據れば一九〇五年九、三九三
經營に一〇八、五六五人の勞働者あり、即ち一經營に十一人半である。イングラ
ンドに於ては大體に於て近世的設備を有する免許醸造所は一八八六年——一九〇
六年に一七、一一〇から五、一四二に減じたが、此外に無税のものが一萬一二千ある
而して五、一四二の内ロンドン取引所に上場される株式會社は僅かに三〇七であ
り、其内資本金百萬ポンド以下のもの二七〇、百萬乃至二百萬のもの二一、二百萬以
上のもの一六にして而も拂込済のものは一部である。此十六の巨大醸造所は其
資本金合計七千萬ポンドにして他の二九一は合計一億千二百萬である。十萬樽
以上のビールを産する大醸造會社の數は一八九七年に四十三あり、二千三百三十
萬ブツシエルのマルツを消費し、他の有税醸造所六千八百は合計三千三百八十
萬を使ふ。前者は全國全世界に名聲を有し、其價格高く、従つて多額の運送費を負擔
することが出来るが、中規模の醸造所より出るビールは英國其他に於て精々前者
の三分一乃至五分一の價格を有するに過ぎずして其販路も地方的であるけれど
も普通の消費には世界的大會社の高價なるビールを壓倒して居る。而して是等

は今や概して其設備も悪くないから尙此狀態を續けるであらう。

製粉業亦同様である。舊式の貨扱き、小風車及び水車場は衰へ、殊に都市の附近
に於て甚しく、これに代るに穀物を買入れ、麥粉を販賣する製粉工業が増加し、殊に
蒸汽製粉工場、改良水車が現はれた。就中穀物貿易港に大規模の製粉工場設立せ
られ、イングラントに於てはハルを主とし、最大のもの九十五萬ポンドの資本を
有す。又大會社は十四ありて其資本金は平均四百八十萬マークに上る。イング
ラントに於ける製粉所は一八七三年——一九〇三年に一萬五千から九千に減少
した。然るに稍々海に遠き地方では今尙其穀物を海港の大製粉所に送らずして
近隣に於て製粉せしめて居る。イングラントでは現在第一流ローラー製粉工場
(鋼製ローラーを備ふ)と同一の設備あるもの九千とあるが、此中經營は同國に於て
もドイツに於ても必ず存続すべきものである。ドイツ製粉同業組合は一九〇三
年三〇、二七三經營を有し、其勞働者は六五、七五七人、従つて一經營平均二人一分に
當る。斯く小經營の多き原因はイングラントに於けると同一である。

上述する所により大經營に至るの進化は種々雜多なること、小手工業及家内工

業は衰滅するもの多きこと(尤も總ての方面に於て然るに非ず)又巨大企業は或特殊の場合にのみ勝利を占むるものにして中規模の事業も屢々之と併存し得べきことが明白となつた。然れども大體に於て此一大革命は未だ完成したるにあらずして米國及びイングランドに於てはドイツよりも大經營の發達著しく、又ドイツに於てはフランス、オースターライヒ、ロシア、イタリアに比して進歩して居る。ゾムバルト、ジンツハイマー *Sinzheimer* シュルツェグナーニッツ *Schulze-Gävernitz* の如き熱心なる大經營の讚美者は幾分誇張に陥つたものゝ如く、ハスバツハ、ヌーブ、マクロスチーの新研究は一層慎重にして客觀的である。ジンツハイマー及びゾムバルトが産業統計が單に従業員の數のみによつて居るから錯誤を起し易いと論じたのは正當である。今最後に一八九五年のドイツ職業調査より二三數字を上げ、之を同業組合統計で補ふであらう。

ドイツに於て従業者五十人以上の大經營は(園藝、養魚、工業、鑛業、商業及び交通業を含む)

一八六一年

約四、〇〇〇

一八七五年

七、八〇〇

一八八二年

九、九七四

一八九五年

一八、九五三

(一九〇七年

三二、〇〇七)註

にして、又千人以上の巨大經營は、

一八八二年

一二七

一八九五年

二五五

である。郵便及び鐵道は此内に含まれず、又若し大合成企業を各部門に就て計算せず、全體を一經營として計算する時は巨大經營は尙五分一増すであらう。而して大經營に従事する勞働者は一八八二年には七百萬中百六十萬人にして、一八九五年には一千萬中三百萬人である(一九〇七年には一千四百萬中五百三十五萬)。尙若し六人乃至五十人を以てする中經營を大經營中に算入すれば

經營數

從業者

一八八二年

一二二、六八九

三、〇

一八九五年 二一〇、二五四 五、五
 (一九〇七年 二九九、四一七 九、〇)

となる、又郵便及び鐵道を加ふれば六百萬に達するであらう。而して單獨經營及小經營は

年	經營數	從業者 百萬人
一八八二年	二、八八二、七六八	四、三
一八九五年	二、九三四、七二三	四、八
(一九〇七年)	三、一二四、一九八	五、四

である。されば工業の人的中心は既に一八八二年に於て六人以上を有する大經營に存し、一八九五年には益々其現象が著しくなつた。其生産力の點より見れば勿論大經營が遙かに優れて居るが、これは原動機及動力機を備へて其設備が全然異つて居るからである。若し大經營に於ける一馬力を十五人に換算すれば、一八九五年に於ける大經營の人力は三百萬の代りに四千百萬となり、従つて他の經營全體の六七倍となるであらう。

(註) 括弧内の一九〇七年の數字は譯者がドイツ帝國統計年報より採つたものである。

ドイツ諸工業同業組合の統計は主として人力のみに依らざる經營及十人以上の勞働者を有する經營を計上する。即ち

年	經營數	平均勞働者數
一八八八年	三五〇、六九七	一、二、三 ^人
一九〇五年	六三七、六一一	一、二、八

之は大經營及巨大經營の増加と共に中小經營も依然として存續する事を證明して居る。此統計中には眞の手工業者は極めて少數にして従つてこれは大、中工業の統計である。尙注意すべきは一九〇二年の法律改正並に近年の聯邦會議の諸決議によつて小經營も包含せられることとなり、例へば錠匠、鍛冶職は悉く包含せられたが、而も一八八八年——一九〇一年の數字は平均十二人三分から十三人三分に増加した。

第七章 大經營の社會問題

二人乃至五人を結合して永續的形式にて共同勞働若しくは共同生活をなさしむることすら特殊の同情的連鎖服従及び信任關係等のない限り一般に容易の業ではない。されば十人、百人、千人を糾合し、而かも甚しき軋轢衝突なしに協働せしめ、相互に調和して統一目的を遂行せしむることは古來人間の本性を理解せる遠人等の社會的藝術なりと認められた所である。古代に於ては氏族及家長制家族、降つて公共團體、宗教團體、軍隊、國家を組織する事は常に言語に絶する難問題にして數百年間之が爲めに務めて而かも其效を奏しなかつた事も屢々ある。高度の文化に達したる人種及民族の慣習、法律、制度は長き實驗を経て初めて成るものである。されば企業に於て數十人、數百人、數千人を結合して統一的に勞働せしむることの容易ならざること亦自ら明であらう。

家族經濟、家長の子弟及僕婢に對する權力關係並に奴隸及從屬民の制度に代つ

て起つた所の自由勞働契約が近時大經營發達の基礎であつたことは前章に於て研究した所である。凡そ事業の範圍が未だ余りに大ならざる限り如上の傳統と法律關係とは少數の勞働者をして事業生活に必要な統一的協働をなさしむるに充分である。尤も妻帯せる成年勞働者が加はり、又各種の階級と人間を集め、利害の對立が増すに従つて困難は増大する。然るに従業者の數が五十人乃至百人若しくはそれ以上となり、更に又數千人に増加するに及んで問題は複雑となる。教育程度低くして激し易き感情と覺醒せる自己意識とを有する各種多數の人々をして適切なる組織と訓練の下に嚴正確實なる協力を爲さしむるは極めて困難の業である。人格の自由と相當なる待遇とに對する要求が熾烈となり、之と同時に正直、服従、嚴正、支配が益々大經營の必要條件となり來る。斯くて地位と職務の階級的組織が發達するを要し、複雑なる事業及勞働秩序が現實に成立し、文書上に確定し且つ實施されなければならない。

而して現今の大經營は公共團體及國家の如き強制力を有せず、又既に奴隸及從屬民を使用することなく、多數の自由にして且つ何時にても解除し得べき契約に

基くのである。企業者は無産者に對して富の優越力を利用するけれども、若し卓越なる精神力と技術的並に商人的能力により、將た組織的才幹によつて正當なる待遇法と相互に牽制する良制度と適當なる支拂方法とを持久的に調和せしむるに非ずんば、使用人の惡感を惹起し、全經營をして混亂に陥らしむるであらう。

實に大經營の進歩は此調和、内部組織の完成、社會上並に群衆心理上至難の業たる一致協同の上に存し、尙技術的進歩と國民經濟全體に對する各大事業の商業關係とも依らねばならぬ。此の如き調和の實現は多くの場合に於て或個人的人格手腕に依つて始めて可能となるのである。即ち事業の創立者、後繼者及管理者の個人的功業である。而して事業の規模が大なる場合、特に最初より大規模なるものとして建設せられる場合に於て此組織問題が益々困難となるべきことは明白である。現今大工場の多數は最初小規模より起りたるものにして、大株式會社及びトラストの多數亦然りである。比較的小規模の時代に於て共同一致に慣らされたる人々の一團は其成立分子たる個人の實力を超越する所の一大精神力である。ドイツ屈指の大企業者たるイエナのアツペンベルグは此事實を以て企業者利潤發

生の理由を説明して居るが、たしかに其根源の一である。アツペンベルグ曰く、經營の宜しきを得たる企業には數年乃至數十年集積し且つ益々増加する精神力が固着して居る。總て一事業に参加せる人々の慣習と訓練は一致せる衝動を生ずるが、是は過去に發芽して現在に成果を生せしむる。大經營が個々の孤立勞働以上に余剩價值を生ずるのは單に多數人の集合群集せる爲めに非ずして、多年來一致團結せる力が價值を生むからである。此力あるに依つて生産力は少くとも倍加すると。

以上アツペの説く所は正當である。而かも尙現今大企業の發達に於ては均しく自然にして且つ必然的な二傾向が相争ふことも亦眞理である。即ち一方に於てはアツペの力説する精神的一致團結の結果、並に技術的進歩、大量生産及販路擴張に依る商品の改良及價格低減に因つて生産力が増進し、利潤の増加する傾向がある。但しこれは幾分又獨占的地位、交通線の支配、保護關稅の結果によることもあるであらう。然るに又他方に於ては人的組織の増大に連れて其内部の紛擾、其管理の困難、其官僚化の結果として生産費の騰貴、利潤の減少を來さしむる傾向がある。世人或は此大經營の困難と經費の増加とを否認するけれども、現に大會

社の首長たるべき適材を得ることの益々困難なること、従て其適任者を得たる場合には莫大なる年收(二十五萬乃至百萬マークに達す)を與へざるべからざること、斯くしても尙卓越せる人格技倆に相當なる報酬と思惟されざることはアメリカのトラスト調査書に於て一般に認められた所である。同様に使用人數の多くなればなる程庶務會計等の事務費の益々増加する事實がある。ドイツの有名な一銀行家の言に據れば現今大會社に於ては社員の不正行爲を取締る爲めに頗る複雑なる帳簿組織を採用して居るが、若し此取締の必要なしと假定すれば使用人數は容易に半減せられるであらうといふ。ペルリンに於ける大銀行の營業費増加の研究は頗る有益にして、例へばドイツ銀行の一八七一年——一九〇六年に於ける利益の増加率は百對三百四十四なるに對し、經營費の其は百對一千二百四十である。大銀行の營業費と取引額を對照するに、一八九三年には平均尙前者一マークに對し、後者三、四〇〇乃至一三、〇〇〇マークであつたが、一九〇二年には二、三〇〇乃至五、二〇〇マークに減少した。又百マークの純益に對し、營業費は次の如し。

ドイツ銀行

一八七一年——七三年

二八、九マーク

一九〇六年

六四、八

割引會社

一八七一年——七三年

五、九

一九〇六年

四三、三

此の如き經營費の増加は顧客を吸收する爲めに多數の預金所を開設したると、取締役、監査役、事務員の給料を増加したるとに因る。事務員は從來獨立若しくは昇進の希望によつて自ら安んじたけれども、現今は大多數給料の増額と勤務時間の短縮とを要求することになつた。個々の取引に於ける利益の減少にも拘らず取引額の増加に因つて株式は多額の配當と高き相場を維持するを得たけれども、兎に角數字は巨大經營が經營費増加を伴ふことを示して居る。而も其經營の益々困難となるといふ事實は經營費の増加以上に重要な事實である。吾人は之を三の見地より觀察し且つ内部組織の三重要問題に注意するであらう。

(一) 新式の大企業は益々一個人の所有には不適當となる。何となれば此場合には企業者の個人的運命が企業其者に對して累を及ぼすことが多いからである。故に集合人格が個人的企業者に代るに至る。(二) 大經營にあつては其頭首と勞

働者との間に多数の事務員技師、販賣員、職工長がある。是等の人々の地位進級、養成を如何にすべきかの問題は、大經營に取つて難問たること恰かも此問題が國家及公共團體に對して一の難問たると同じである。(三) 勞働者増加の結果、其法律關係は改善されねばならぬ。然らざれば、昔時奴隸及從屬民制度に於て見たると同様の軋轢と衝突を生じ、之が爲めに收支償はず、大經營及社會全體をして取捨すべからざる困難に陥らしむるの外ないであらう。

第一 過去五千年來最重要なる文化發展は支配と服従との關係に基くものであつた。而して少數の有爲なる人物が常に命令者の位置に立つて多數の人々を服従せしめた場合には、最有效であつた。然れども人事の複雑を加ふるに従ひ、單一指導者の制は漸次變じて合議制(Kollegium)となり、集合人格となり、以て一人の感情過失、偏頗を補ふに他人の異りたる性格と知識とを以つてすることを得、斯くて命令を下すべき首腦をして恒常的持久的ならしめた。同様の變化は企業界に於ても之を認める事が出来る。多數の中小經營にあつては、現今尙個人企業者が優越なる地歩を占むるも、大企業の首腦としては、持久的集合人格が益々増加するのである。

個人企業を營む所の手工業者、商人、農民及製造業者は事業の唯一の所有者であり、指揮者であるが故に、其事業の技術、取引及資本が余りに大ならず、複雑ならざる場合に於ては、責任の不可分及指揮の統一といふ絶大の長所を持つて居る。營利衝動が企業者を刺戟することは、到底之を使用人が其報酬に依て受くる所の刺戟に比することは出来ない。彼の財産と名譽と將來の運命とは一に繋つて事業指揮の當否にある。彼は何人の意見をも顧るの要なく、従つて其機敏大膽なる行動を爲すの能力は決して之を會社重役會の如き複數人格に期すべからざるものである。彼は唯使用人待遇法を解するならば部下に對して權威を保つことを得べく、是亦到底多頭的經營の及ぶ所ではない。彼は勞働者間の軋轢を容易に排除し、販路を適當に組織し、正當なる信用を博することが出来る。蓋し彼は人格者として立ち、信任を得るからである。

然るに事業が擴張せられて或程度の規模に達するや、以上の長所は多く消滅するを常とする。事業主は最早一切の事項を親しく管理することが出来ず、又使用

人を個人的に知ることが出来ない。彼は多くの事項を舉げて其部下に委任しなければならぬ。而して其一方に個人企業の暗黒面は益々現はれ來たる。大經營は他人資本によつて營むこと容易であるけれども、之は回收を請求せられる虞がある。又偶然なる家族的悲運は常に事業を脅かし、事業主の早逝は事業の解散若しくは賣却となる。解散は顧客の關係、傳統、經驗を破壊し、使用人及び労働者を失職せしむべく、賣却は新主人と舊使用人との不調和を發生せしむるであらう。又相續の結果事業が無能なる子孫の手に入ることも屢々ある。

斯くて大企業は之を集合人格の手中に移す動機必要を生ずる。合名會社及株式會社、産業組合、カルテルの成立に就ては後章に説明するが、茲には唯統計的事實を附加するであらう。即ち一八九五年のドイツ産業統計には集合人格の手中にある企業は既に七萬五十あり、助手經營の百四十萬に比すれば其數は多くはないけれども五十人以上の經營一八、九三三及び十人以上の經營二一〇、〇〇〇に對しては相當に多きを占めて居る。而して其従業員は二百八十萬に上る（一八八二年には百七十萬）。七萬五十の集合經營中五五、二二九の合名會社あり、其人員約百

五十萬に達す。他の集合經營形態も亦大なる意義を有すること明かであるが數千の産業組合、多數の公共團體、營造物、國有森林經營、軍隊行政は此統計に上つては居ない。

茲には是以上詳論することを欲せざるも唯尙一言附加すべき事がある。即ち集合的首腦を有する事業は個人企業に於て見る如き簡易と機敏とを缺くものである。其指導者は獨斷によらず、妥協し、全體の利害に服従する必要がある。されば集合的事業經營を成功せしめんが爲めには一種の心理的、道徳的發展を要し、特殊の法律と制度との完成せしむるを必要とする。

第二 事業主と労働者との間に使用人階級の入り來るは大經營の一結果である。是等使用人の數はドイツ職業統計に據れば次の如し。

	一八八二年	一八九五年
農業及森林業	六六、六四四	九六、一七三
工業	九九、〇七六	二六三、七四五
商業及交通業	一四一、五四八	二六一、九〇七

計

三〇七、二六八

六二一、八二五

一七二

ドイツ産業統計(園藝、牧畜、工業、商業及交通業を含む)に據れば一八九五年に三百万の獨立企業者あり、其中百七十萬は單獨經營にして百三十萬は助手經營である。而して此所謂助手經營に使用される使用人は五十萬、勞働者は六百八十萬であつた。故に助手經營の企業者は尙其使用人の約二倍半に相當する。然るに一八八二——九五五年間に助手經營の企業者は約一分三厘、勞働者は約六割二分六厘、使用人は約十一割八分九厘の増加を示した。之によつて現今ドイツに於ける大經營の使用人が如何に急激に重要となりつゝあるか、明白となるであらう。(譯者註
一九〇七年には企業者三百十一萬、使用人百四萬、勞働者一千二十九萬に増加した。)

今やドイツに於ける是等使用人は既に一百万を超えたであらう。其中五十萬人以上(一九〇七年末には六八一、四八一)は既に組合を組織して其要求を有力ならしめて居る。而して工業の生産過程が精巧となり複雑となるに従ひ益々使用人の數は増加するであらう。クレラー(Kremer)の計算に據れば一八九五年電氣工業に於ては勞働者四人に付、鐵工業に於ては二十四人に付、織物業に於ては三十四

人に付使用人一人ありと。

使用人制度は株式會社及産業組合に於ても、大私人企業に於ても、均しく重要にして其勢力は日々に増加する。マルクス曰く「工業組織の精髓は個人資本家に非ずしてマネジャーなり」といふ事は既に十九世紀初期の英國企業研究者なるユース(A. D. Noyes)の注意せる所である」と。固より此故に事業資本の所有者を何時にても廢止し得べきものなりとする社會民主黨の主張は誇張に過ぎ、株式會社に於てさへも尙大株主が如何に重要であるかは次章で説明するけれども、尙前述の見解に大なる眞理が含まれて居る。即ち大事業の盛衰は現今主として使用人制度の良否に繫つて居る。ドイツ巨大株式會社及カルテルの指導者として最も優秀聰明にして且つ尊敬すべき一人が嘗て予(シユモラー)に告げて曰く、彼は他人の資本を忠實且つ有利に管理し得べき有能なる事務員及び技術者の養成に全力を盡して没頭しつゝありと。此の如き人々を動かす第一の力は營利衝動ではない。假令賞與を受くる場合に於ても其賞與金の大小以外に其動機がある。即ち事業に對する興味、名譽、潤澤にして且つ漸次昇進する俸給、養老手當、長期若しくは終身の契約の

如き是れである。此點に就いて多数の使用人を使用する大事業と公共團體及國家の經營との相違は極めて輕きものである。舊慣墨守の弊害、定額俸給なるが故に餘り努力せざる傾向、横領、背信行為の如きは此制度と共に必然増加し、従つて監督管理は益々複雑となるであらう。

大企業の指揮經營は種々の困難を伴ふけれども又民吏(Mitgliedern)の主要要求——一般的老年及疾病保險、法律的地位の改善、契約期間満了後短期若くは長期に亘つて従前の主人との競争を禁止する所の競争約款の廢止又は制限等——が幾分満足なる解決を見る迄は其困難は尙増加するであらう。其組合組織の擴張と共に一層高き俸給と良き勤務條件とを得んとする争を生ずる。勞働者問題に關しても若し民吏が勞働者に味方する場合に於ては企業者の困難は非常に増加するに相違ない。從來彼等の大部分は中經營の企業者と同一階級なる中流階級に屬したけれども、漸次懸隔が甚しくなる。加之此の如き社會的困難の生ぜざる場合に於ても尙問題がある。即ち數十人数百人の使用人を有する大事業に於ては採用に關する規定を設け、又俸給の等級別を定めなければならぬ。茲に術策、軌

轍衝突、無能の血縁者又は上級者の知友に對する庇護を生ずる。更に又組織上の不便澁滞及其他の弊害を生じ、之を經營を亂さず、正當公平に除去する事は國家及公共團體の場合よりも困難である。蓋し國家の場合には古き官吏の傳統と採用試験と服務規律とが存するも私的、大事業には斯かるものがないからである。

されば大經營の技術上並に事務上の利益と相對して費用の膨脹と經營の困難との反面がある。經營宜しきを得たる大經營に於ては利益は費用を償つて尙餘りあるべく、然らざる場合には利潤を收むることが出來ない。又此の如き場合には大經營は發達せぬであらう。此問題の解決は事業發展の一要素であつて或場合には大經營を不可能ならしむるのである。

第三 大經營に於ける勞働者待遇の問題は茲に詳述することが出來ないから唯根本的大問題だけを略述するであらう。即ち何故に家長的大工業組織(Familien-ähnliche Verfassung der Grossindustrie)が先づ成立したか、又何故に且つ如何なる場合に此組織が消滅して他の組織が之に代つたか。

一七七〇年——一八五〇年頃大經營が西歐に普及し、主として無産の自由勞働

者を使役し、之を自由労働契約によつて事業に参加せしめた時代には家長的主從的以外の關係は容易に發生することが出来なかつた。詳言すれば多數事業は企業者の家族經濟に倚賴して發達し、企業者は助手及労働者に對して、嘗て家長が數代以來奴隸、徒弟、職人及僕婢を取扱ひたると同一の支配關係に立つた。労働者亦毫も自覺なく、企業者に對して從順に服從した。又立法と行政も是以外の關係を知らなかつた。當時の多數労働者に對しては企業者の後見と指導とは必要適切な事であつたのである。而して事業の規模小にして労働者が其地方より出で企業者と相識の間柄である限りは家長的待遇は之に適應したものであつた。然るに事業が擴張し、労働者が他地方より輸入せられ、成年既婚の労働者が増加し、労働者の住居が作業場より隔たり、一方雇主及其家族と他方労働者及其家族との間の人的關係近隣關係が稀薄となるに及んで此事情は一變した。活潑なる労働市場、移住の自由、貸銀競争、將た企業者が縱に過剩労働者を解雇するの慣習が起つて雇主と雇人間の舊來の人的關係は益々薄らぎ、大都市及工業都市に於て殊に甚しくなつた。家族的關係は純然たる事務的契約關係に變じ、上級者の同情的感情と下

級者の献身的忠實及服從の念が衰へた。事業の擴張と共に規律愈嚴格となり、溫情的舊關係は到底維持することが出来ない。他方學校教育、組合法及組合組織、選挙法改正に伴ひ、又時代の政治的自由主義的並に急進的の雰圍氣によつて労働者の自覺加はり、少額の貸銀と隷屬的待遇とに對する苦痛の感情は労働者階級に普く瀰漫するに至つた。労働者は最早慈善を受くるを好まずして正當なる権利を主張する。即ち貸銀を引上げ、労働時間を短縮し、且つ労働組合の力を以つて労働契約に容喙せんことを要求する。若し人あつて彼等に對し家長的組織の長所を力説し、企業者の工場に於ける權利は家長の家庭に於ける其と同一なることを説かんか、労働者は答へて曰はん、時代は推移した、一千人の労働者を有する工場は到底之を家族の居室と同一視し難く、多數雇主にとつては家長的組織の讚美は單に虚偽の言のみと。而してこれ實に正當なる見解である。

今日と雖も尙小事業は總て多少の家長的特徴を保有して居る。蓋し狭き範圍の人々が日常直接に接觸する場合には當然のことであるからである。而して大企業に於ても亦此制度は全然消滅することはないであらう。田舎に於て、孤立せ